

**独立行政法人国際協力機構**

**アフリカ地域  
投資促進支援業務**

**コンゴ民主共和国  
投資促進分野情報収集結果報告書**

**2016年3月**

**株式会社コーエイ総合研究所**

**EY 新日本サステナビリティ株式会社**

### **本報告書の利用についての注意・免責事項**

本報告書は、2016年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また掲載した情報・コメントは、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

独立行政法人国際協力機構、株式会社コーエイ総合研究所、EY 新日本サステナビリティ株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の損失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ独立行政法人国際協力機構、株式会社コーエイ総合研究所、EY 新日本サステナビリティ株式会社がかかる損害の可能性について知らされていても同様とします。

**アフリカ地域投資促進支援業務  
コンゴ民主共和国投資促進分野情報収集結果報告書**

**目次**

日系企業向け簡易投資ガイド

<b>第 1 章</b>	業務全体及び調査の概要.....	1-1
1.1	業務の背景.....	1-1
1.2	業務の目的.....	1-1
1.3	業務の実施体制.....	1-1
1.4	コンゴ民主共和国投資促進分野情報収集調査の実施方針.....	1-2
<b>第 2 章</b>	コンゴ民主共和国の概要.....	2-1
2.1	国土.....	2-1
2.2	政治概況.....	2-2
2.3	社会概況.....	2-3
2.4	経済概況.....	2-6
<b>第 3 章</b>	コンゴ民主共和国における投資動向分析.....	3-1
3.1	投資の動向.....	3-1
3.2	外国投資の動向.....	3-3
3.3	代表的外国投資事例と傾向.....	3-4
<b>第 4 章</b>	コンゴ民主共和国の投資ポテンシャル分析.....	4-1
4.1	投資ポテンシャルに関する各要素の現状.....	4-1
4.2	物流ネットワークと市場へのアクセス.....	4-7
4.3	投資ポテンシャル産業・業態の抽出.....	4-13
<b>第 5 章</b>	コンゴ民主共和国の投資政策.....	5-1
5.1	投資政策分析の構成.....	5-1
5.2	投資に係る政策・法制度の概要と一体性の評価.....	5-1
5.3	ビジネス・投資における法制度の透明性.....	5-7
5.4	投資政策の実施に係る政府間調整と実効性確保の現状.....	5-9
5.5	投資促進に関する法制度の分析.....	5-11
5.6	投資促進政策.....	5-13
<b>第 6 章</b>	コンゴ民主共和国の投資環境分析.....	6-17
6.1	投資環境概観と分析手法.....	6-17
6.2	ビジネス環境の現状.....	6-19
<b>第 7 章</b>	コンゴ民主共和国の投資促進機関と機能等に係る分析.....	7-1

7.1	ANAPI の組織・機能 .....	7-1
7.2	ANAPI による投資促進業務内容 .....	7-5
<b>第 8 章</b>	<b>結論 .....</b>	<b>8-1</b>
8.1	投資促進に係る現状の総合評価 .....	8-1
8.2	提言 .....	8-3

## 表一覧

表 2-1	主な社会開発指標 .....	2-5
表 2-2	名目 GDP 総額の比較 .....	2-7
表 2-3	産業別実質 GDP の詳細と構成比 .....	2-9
表 2-4	品目別輸出額の推移 .....	2-12
表 2-5	品目別輸入額の推移 .....	2-13
表 2-6	国別輸出額・輸入額の推移 .....	2-14
表 2-7	REC の地域統合に向けた進捗状況 .....	2-15
表 2-8	コンゴ（民）が加盟する REC とコンゴ（民）の参加状況 .....	2-16
表 2-9	REC 及びコンゴ（民）の基礎指標の比較 .....	2-17
表 3-1	業種別投資動向 .....	3-3
表 3-2	企業の海外進出パターン .....	3-4
表 4-1	コンゴ（民）における主な鉱物の生産と賦存 .....	4-2
表 4-2	コンゴ（民）における主な農作物の生産地 .....	4-4
表 4-3	コンゴ（民）及びアフリカ、アジア各国における労働賃金比較 .....	4-11
表 4-4	コンゴ（民）及びアフリカ、アジア各国における電力料金比較 .....	4-12
表 4-5	コンゴ（民）及び各国の停電に関する状況 .....	4-12
表 4-6	投資ポテンシャルの決定要因 .....	4-13
表 4-7	地域別投資ポテンシャルの分析 .....	4-14
表 5-1	貿易振興に向けた主な提言内容 .....	5-3
表 5-2	投資法（Loi n°004/2002）の主な内容 .....	5-5
表 5-3	投資法における経済地域と税制優遇期間 .....	5-14
表 5-4	投資法における主な税制・輸出入における優遇 .....	5-14
表 5-5	コンゴ（民）投資法とザンビアの ZDA 法による税制優遇の比較 .....	5-14
表 5-6	コンゴ（民）における産業別の法令等で定められた主な優遇 .....	5-15
表 6-1	OHADA 統一商事会社法による会社の形態別内容 .....	6-19
表 6-2	GUCE の企業設立実績 .....	6-20
表 6-3	コンゴ（民）の起業とサブサハラアフリカとの比較 .....	6-22
表 6-4	投資認可書類に必要な情報 .....	6-23
表 6-5	事業会社に課される主な税負担 .....	6-26

表 6-6	中小事業者の年間売上高の規模に依る法人税負担額 .....	6-27
表 6-7	コンゴ（民）における土地登記とサブサハラアフリカとの比較 .....	6-34
表 6-8	事業会社に課される主な給与税や社会保障関連費用 .....	6-35
表 6-9	コンゴ（民）の商業銀行の概要（2014 年末） .....	6-40
表 6-10	コンゴ（民）における会社清算手続の概要 .....	6-43
表 6-11	コンゴ（民）からの輸出時に必要な手続き .....	6-45
表 6-12	コンゴ（民）での輸入時に支払う主な税務及び手数料 .....	6-45
表 6-13	コンゴ（民）の輸出税対象品目と税率 .....	6-46
表 6-14	輸入通関手続きに当たっての必要書類 .....	6-47
表 6-15	コンゴ（民）における通関分類 .....	6-48
表 6-16	コンゴ（民）各地域と国際物流ルート .....	6-50
表 6-17	キンシャサと主要都市間輸送モード .....	6-50
表 6-18	航空貨物扱量（2013 年） .....	6-53
表 6-19	キンシャサ及びゴマまでの輸入に関する内陸輸送コスト .....	6-54
表 6-20	輸入にかかる時間 .....	6-54
表 6-21	国内輸送インフラ整備計画と進捗 .....	6-57
表 6-22	実施中及び計画中の発電所新設・修復プロジェクト .....	6-58
表 6-23	電力供給を受ける際の時間とコスト比較 .....	6-59
表 7-1	ANAPI 理事会のメンバー構成と職務内容 .....	7-1
表 7-2	ANAPI 承認委員会のメンバー構成と職務 .....	7-2
表 7-3	ANAPI 事務局の主な職掌 .....	7-3
表 7-4	予算作成の流れ .....	7-4
表 7-5	ANAPI の職員数（2015 年 12 月現在） .....	7-4
表 7-6	ANAPI の業務概要 .....	7-5
表 8-1	地域産業振興に資する物流インフラ整備 .....	8-5

## 図一覽

図 1-1	標準化業務のフロー .....	1-2
図 2-1	コンゴ民主共和国全図 .....	2-1
図 2-2	ガバナンス指標の比較 .....	2-2
図 2-3	腐敗認識指数（2014 年） .....	2-3
図 2-4	人口と都市化率の推移 .....	2-4
図 2-5	人口ピラミッド（2014 年） .....	2-4
図 2-6	コンゴ（民）の教育制度 .....	2-6
図 2-7	実質 GDP 成長率と 1 人あたり実質 GDP の推移 .....	2-7
図 2-8	貧困層、中間層、富裕層の比率推移 .....	2-8

図 2-9	産業別実質 GDP 比率の推移	2-8
図 2-10	貿易収支の推移	2-11
図 2-11	銅とコバルトの価格推移	2-11
図 3-1	GDP に占める総資本形成の割合の推移	3-1
図 3-2	資本収支の推移	3-1
図 3-3	種類別投資動向	3-2
図 3-4	認可根拠法別の外国・内国投資額の推移	3-3
図 4-1	コンゴ（民）及び周辺国の輸送インフラ	4-8
図 4-2	コンゴ（民）の製造業事業所の分布	4-9
図 4-3	コンゴ（民）各州の世帯当たりの支出内訳と構成比	4-10
図 4-4	コンゴ（民）及びアジア・アフリカ諸国の生産人口の予測（2015-2050）	4-11
図 6-1	投資事業のライフサイクル概念図と手続き	6-17
図 6-2	Doing Business における Distance to Frontier スコアの比較	6-18
図 6-3	GUCE での起業手続フロー	6-21
図 6-4	ANAPI における投資認可のフロー	6-24
図 6-5	法人税率の比較	6-27
図 6-6	コンゴ（民）における土地登記のフロー	6-33
図 6-7	各国の貯蓄におけるドル預金比率の比較	6-38
図 6-8	コンゴ（民）の銀行セクターのパフォーマンス動向（2010-2014）	6-41
図 6-9	輸入に係る手続きの流れ	6-44
図 6-10	コンゴ（民）の輸送インフラ配置	6-49
図 7-1	ANAPI 組織図（2015 年 12 月現在）	7-3

## コラム一覧

コラム 2-1	地域別の特色	2-9
コラム 5-1	Maluku 経済特区の整備	5-2
コラム 5-2	民間セクター団体 FEC の概要	5-9
コラム 5-3	CPCAI の活動体制と成果	5-10

## 略語表

略語	：	和名 英語名または仏語名
AMU	：	アラブ・マグレブ連合 Arab Maghreb Union
ANAPI	：	投資促進公社 Agence Nationale pour la Promotion des Investissements
AU	：	アフリカ連合 African Union
AfDB	：	アフリカ開発銀行 Africa Development Bank
BCC	：	コンゴ中央銀行 Banque Centrale du Congo
CCJA	：	OHADA 共同司法仲裁裁判所 Cour commune de Justice et d'Arbitrage de l'OHADA
CDM	：	クリーン開発メカニズム Clean Development Mechanism
CEN-SAD	：	サヘル・サハラ諸国国家共同体 Community of Sahel-Saharan States
CET	：	対外共通関税 Common External Tariff
CIF	：	運賃・保険料込み条件 Cost, Insurance and Freight
COMESA	：	東・南アフリカ市場共同体 Common Market for Eastern and Southern Africa
CONAREF	：	土地改革国家委員会 Comission Nationale de la Réforme Foncière
COPIREP	：	国営企業改革推進委員会 Comité de Pilotage de la Réforme des Entreprises du Portefeuille de l'Etat
CPCAI	：	ビジネス・投資環境向上委員会 Comité de Pilotage pour l'amélioration du Climat des affaires et investissements
CPCC	：	コンゴ常設会計委員会 Conseil Permanent de la Comptabilité au Congo
DGDA	：	税関局 Direction Générale des Douanes et Accises
DGI	：	国税局 Direction Générale des Impôts
DGRAD	：	非財政収入局 Direction Générale des Recettes Administratives, Judiciaires, Domaniales et de Participations
DfID	：	英国国際開発庁 Department for International Development
EAC	：	東アフリカ共同体 East African Community
EBA	：	「武器以外の全て」スキーム Everything But Arms
ECCAS	：	中部アフリカ諸国経済共同体 Economic Community of Central African States

ECOWAS	:	西アフリカ諸国経済共同体 Economic Community of West African States
EITI	:	採取産業透明性イニシアティブ Extraction Industry Transparency Initiative
EMCCA	:	中部アフリカ経済通貨共同体 Economic and Monetary Community of Central Africa
ERSUMA	:	地域上級司法官養成校 École Régionale Supérieure de la Magistrature
EU	:	ヨーロッパ連合 European Union
FEC	:	コンゴ経営者連盟 Fédération Entreprises du Congo
FERI	:	電子輸入登録 Fiche Electronique de Renseignement à l'importation
FNM	:	国家マイクロファイナンス基金 Fonds National de la Microfinance
FOB	:	本船甲板渡し条件 Free on Board
FPI	:	産業振興基金 Fonds de Promotion de L'Industrie
FTA	:	自由貿易地域 Free Trade Area
GDP	:	国民総生産 Gross Domestic Prodcut
GPRSP 2	:	第2次成長及び貧困削減戦略ペーパー Second Growth and Povervyt Reduction Strategy Paper
GSP	:	一般特惠関税制度 Generalized System of Preference
GUCE	:	起業のワンストップサービス Guichet Unique pour Creation d'Entreprise
IBP	:	法人税 Impôt sur les bénéfices et profits
ICA	:	売上税 Impôt sur le chiffre d'affaires
ICD	:	内陸コンテナードポ Inland Container Depot
ICSID	:	投資紛争解決国際センター International Centre for Investment Disputes
IFRS	:	国際財務報告基準 International Financial Reporting Standards
IGAD	:	政府間開発機構 Intergovernmental Authority on Development
INPP	:	国立職業訓練校 Institut National de Préparation Professionnelle
INS	:	国立統計局 Institut National de la Statistique
INSS	:	国立社会保障院 Institut national de sécurité sociale
JICA	:	国際協力機構 Japan International Cooperation Agency



MDGs	:	ミレニアム開発目標 Millenium Development Goals
MIGA	:	多数国間投資保証機関 Multilateral Investment Guarantee Agency
OECD	:	経済協力開発機構 Organisation for Economic Co-Operation and Development
OGEFREM	:	海運貨物管理事務所 Office de Gestion de Fret Maritim la République Démocratique du Congo
OHADA	:	アフリカ商法調整機関 Organization for the Harmonization of Business Laws in Africa
ONATRA	:	国家輸送事務所 Office Nationale de Transport
ONEM	:	国立雇用局 Office National de l'Emploi
PCGC	:	コンゴ民主共和国における一般的な会計原則 Congolese General Chart of Accounts, Plan Comptable Général Congolais
PFI	:	投資のための政策枠組み Policy Framwork for Investment
PME/PMI	:	中小企業または中小産業 Petites et Moyennes Entreprises ou Petites et Moyennes Industries
PNIA	:	国家農業投資計画 Plan national d'investissement agricole
RCCM	:	商業登記及び私有財産登記 Registre du Commerce et du Crédit Mobilier
RCO	:	一般土地利用許諾料 Redevance Sur Les Concessions Ordinaires
REC	:	地域経済共同体 Regional Economic Community
REDD	:	森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減 Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries
RVA	:	航空庁 Régie des Voies Aériennes
SADC	:	南部アフリカ開発共同体 Southern African Development Community
SCTP	:	運輸港湾会社 Société commerciale des transports et des ports
SNCC	:	国家鉄道公社 Société Nationale des Chimines de fer de Concolais
SOFIDE	:	開発金融会社 Societe Financiere de Developpement
TFTA	:	三者間自由貿易地域 Tripartite Free Trade Area
TICAD V	:	第5回アフリカ開発会議 Tokyo International Convention for Africa Development V
UNCTAD	:	国連貿易開発会議 United Nations Conference of Trade and Development
USGAAP	:	米国での一般に認められた会計原則 Generally Accepted Accounting Principles in the United States

---

TVA	:	付加価値税 Taxe sur la valeur ajoutée
WCO	:	世界税関機構 World Customs Organization
WDI	:	世界開発指標 World Development Indicator
WIPO	:	世界知的所有権機関 World Intellectual Property Organization

---

## 企業向け簡易投資ガイド -コンゴ民主共和国への投資に係る基礎情報-

### 1. 国の概要

アフリカ中部に位置するコンゴ民主共和国（以下、コンゴ民）は、日本の6倍以上の面積（234.5万平方キロメートル）を有しており、アフリカ大陸ではアルジェリアに続き2位となっている。同国は大西洋に面しているものの、その海岸線は約40キロメートルに過ぎず、9ヶ国もの国々に囲まれている。



出所: UNHCR (2015) Democratic Republic of Congo New 26 Provincial Sub-Divisions を基に JICA 調査団作成。

図 1 コンゴ民主共和国全図

コンゴ民は広大な土地に豊富な天然資源を有し、人口増加と中間層の台頭による消費市場の拡大が見込まれている国である。ただし、東部地域は、歴史的な部族対立、天然資源を巡る武装勢力の対立、周辺国の介入等により、不安定な情勢が続いている。コンゴ民の概要を示す主な指標は下記に示すとおりである。

表 1 概要

1	国土面積	234.5 万 km <sup>2</sup> (2015 年)
2	人口	8,319 万人 (2014 年)
3	首都	キンシャサ
4	気候	主に熱帯雨林気候、熱帯気候、高山気候の 3 タイプに分かれる。気温は 15°C から 35°C、年間降雨量は場所により 2,000mm を超え、アマゾンに次ぐ熱帯雨林を持つ。
5	言語	フランス語 (公用語)、キコンゴ語、チルバ語、リンガラ語、スワヒリ語等。
6	宗教	カトリックを中心としたキリスト教 (85%)、イスラム教 (10%)、その他伝統宗教 (5%)。
7	政治体制	ジョゼフ・カビラ大統領を元首とした共和制。

出所：1-2 及び 4：Institut National de la Statistique (INS) (2014) Annuaire Statistique、3 及び 5-7：日本国外務省 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/congomin/data.html>)

表 2 主な経済指標

項目	値	年
1 名目 GDP 総額	402.1 億ドル	2013 年
2-1 実質 GDP 成長率	8.5%	2013 年
2-2 実質 GDP 成長率	7.5%	2011-2013 年平均
3 消費者物価上昇率	1.2%	2013 年
4 輸出額	116.1 億ドル	2013 年
5 輸入額	108.1 億ドル	2013 年
6 貿易収支	8.0 億ドル	2013 年
7 経常収支	-28.6 億ドル	2013 年 (推定)
8 金融収支	-27.1 億ドル	2013 年 (推定)
9 直接投資受入額	17.0 億ドル	2013 年 (推定)
10 外貨準備高	17.5 億ドル	2013 年
11 対米ドル為替レート	919.7 CDF	2013 年 (推定)

出所：Banque Centrale du Congo (BCC) (2013) Rapport Annuel

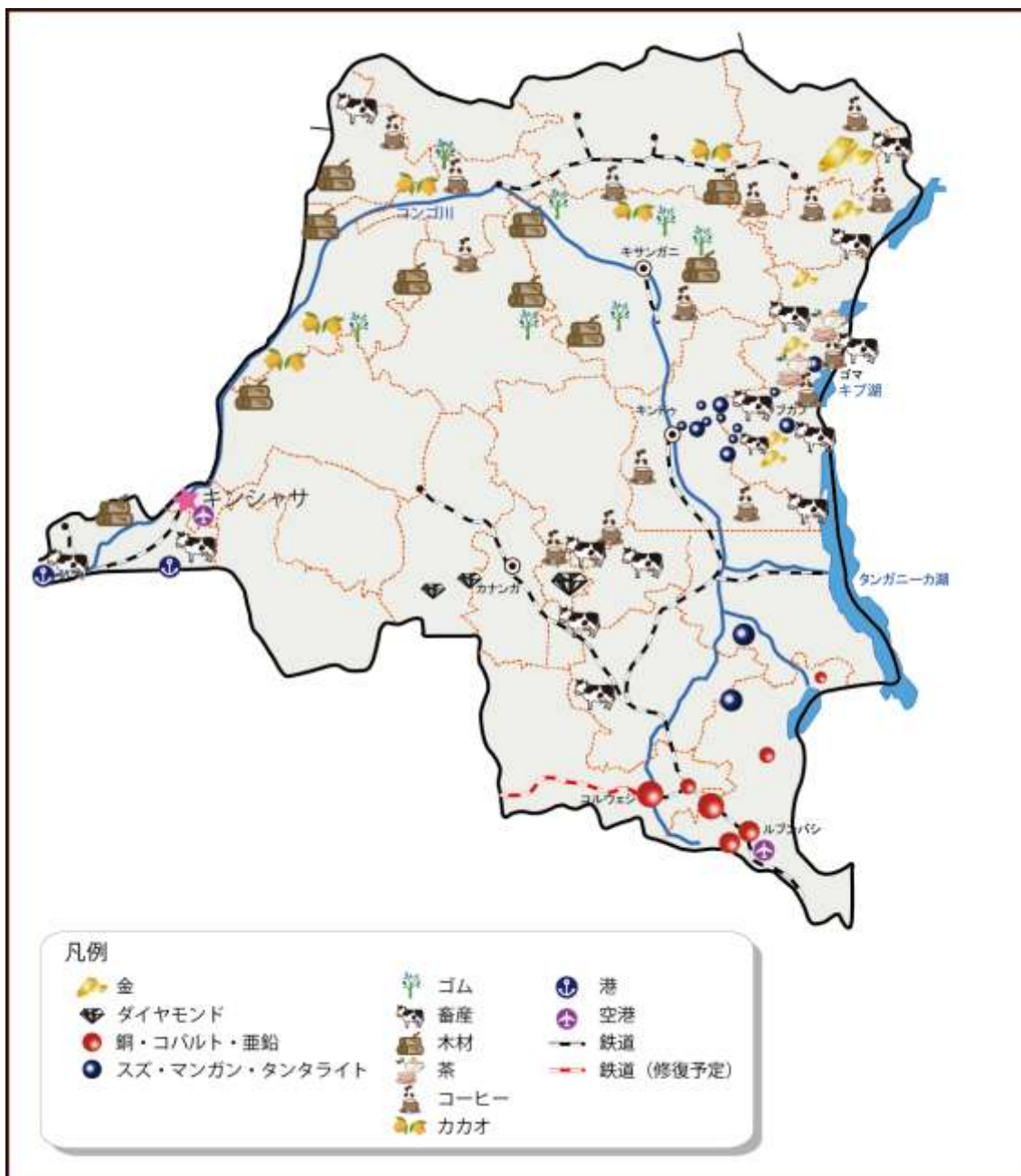
表 3 主な社会指標

項目	値	年	
1 人口増加率	3.3 %	2010-2014 年平均	
2 平均寿命	58.7 歳	2014 年	
3 乳児死亡率 (千人あたり)	58 人	2013 年	
4 妊産婦死亡率 (10 万人あたり)	846 人	2013 年	
5 初等教育純就学率	(男児)	69.4 %	2012 年
	(女児)	63.8 %	2012 年
6 中等教育卒業率	(男児)	35.2 %	2012 年
	(女児)	18.0 %	2012 年
7 成人識字率	(男性)	91.2 %	2012/13 年
	(女性)	73.6 %	2012/13 年

出所：1：UNDP (2015) 人間開発報告書、2-8：INS (2014) Annuaire Statistique

## 2. 投資有望分野

コンゴ民の主な投資有望分野である、資源賦存ならびに農林水産品の産出地域は下図に示す通りである。



出所：BCC (2013) Rapport Annuel

図 2 コンゴ民の鉱物及び農産物地図

鉱物資源は、大きく北東部キブ地方からカタンガ地方を経て、東西両カサイ地方に至る弧を描く地域に賦存している。また、広大な国土では地域によって気候帯も違うため、様々な作物が耕作に適している。しかし、鉱物に関しては、資源価格の下落や電力不足、国際

的な法制度や貿易に関する規制等がある点に、農業生産に関しては、生産や輸送インフラが未整備であり、農業資機材など国内調達が困難なものが多い点に留意する必要がある。

### 3. 法的枠組み

西アフリカ地域には、アフリカ商法調整機関（OHADA）という加盟国間で共通の商事関連法の統一法を適用することにより、商業、投資の分野での法的な信頼、保証を確保することを目的とした機関が設置されている。現在、西アフリカ地域の16ヶ国がOHADAに加盟している。コンゴ民は2012年に加盟し、OHADAによって定める商法に関連する各分野の法を内国法に適用している。

投資家保護については、投資法（Loi n° 004/2002）では、第5部（Titre V）の23から27条で①投資家は、コンゴ民人、外国人の別を問わず、憲法によって定めている財産権を保証されること、②公共の利益のために正当な補償を得た場合を除き、新規の法、地方当局の決定により財産を国有化、または没収されることはない、③補償については、国有化または没収される資産の市場価値に基づきなされることを規定している。

また紛争解決については、投資法において、書面による協議申請から30日以内に決着を見ない場合、投資紛争解決国際センター（ICSID: International Centre for Investment Disputes）、及び「ICSID追加規則」、国際商工会議所の定める手続きによる解決を行うことを規定している。さらに、国際的な商事紛争の仲裁判断についての枠組みを取り決めたニューヨーク条約（New York Convention）を批准し、投資家保護の国際的枠組みへの参加による信頼性の向上に努めている。

### 4. 投資環境

#### (1) 進出形態と手続き

外資企業がコンゴ民に会社を設立する際は、合名会社（Société en Nom Collectif (SNC) / Private Companies）、匿名組合（Société en Commandite Simple / Sleeping Partnerships）、有限会社（Société à Responsabilité Limitée (SARL) / Private Limited Companies）、株式会社（Société Anonyme (SA) / Public Limited Companies）、支店（Branch）、駐在員事務所（Representative Office）の形態での設立が可能である。株式会社を設立する場合のみ法定最低資本金として20,000ドルの制限がある。設立に係る費用は、法人の場合は120ドル、個人事業主の場合は40ドルである。手続きは、法務省下に設置されている起業ワンストップサービス（Guchet Unique de Creation D'Entreprise: GUCE）にて、商業登記や税務登録など、起業に係る全ての手続きを了することができる。

#### (2) 投資認可

コンゴ民における投資家への優遇措置については、投資法による優遇とその他産業別の

優遇がある。投資法による優遇措置を受けるためには投資促進公社 (Agence Nationale pour la Promotion des Investissements: ANAPI) から投資認可を受ける必要があり、投資法第 8 条により、以下の 5 つの条件に基づき認可が行われる。

- ・ コンゴ民の法律によって設立された企業であること
- ・ 最低 20 万米ドルの投資額があること<sup>1</sup>
- ・ 環境保護・自然保全に関する法令の遵守
- ・ 専門技術者、管理職、幹部職への登用に向けた現地人材の育成
- ・ 投資に関する 35%以上の付加価値の保証<sup>2</sup>

投資認可申請にあたっては、申請書に①一般情報、②技術情報、③雇用計画、④資金計画に係る 4 種類の情報を記載する必要がある。また、かかる情報以外にも、免税手続きのために輸入を予定している機械設備類 (数量と評価額) の一覧表の提出が求められる。

投資法の定める税制優遇の内容は下記の通りである。優遇期間は、国内が 3 種類の経済地域に分けられており、投資先の経済地域によって 3-5 年間と異なる。各投資案件において免税輸入できる品目は、投資認可 (Arrêté Interministériel d'agrément) にリストが添付される。なお投資法本体には、税制 (関税及び租税) に係る優遇以外の記述はない。

**表 4 投資法における主な税制・輸出入における優遇**

<b>税制優遇</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人所得税の免税 (3-5 年間)</li> <li>・ プロジェクト対象の土地に対する不動産税の免税</li> </ul>
<b>輸出入関税に関する優遇</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材の免税輸入、利用する機材の CIF 価格の 10%を越えない額内のスペアパーツの免税輸入</li> <li>・ 中古の重機、船舶、航空機の免税輸入</li> <li>・ 製品を輸出する場合の輸出税免税</li> <li>・ プロジェクトに関わる産業用資材等の免税輸入</li> <li>・ 人材育成、訓練、環境保全に係る措置に関する費用の控除</li> </ul>

出所: 投資法 (Loi n° 004/2002) 及び ANAPI 資料による。

ただし、輸入に際しての免税扱いについては、対象製品がコンゴ民で製造できないこと、国内企業による製造品の税抜き価格が輸入品の価格の 10%を上回ることが条件となっている。また輸入における 2 パーセントの手数料と 16%の TVA は課されることになる。さらに、社会経済インフラ整備プロジェクトは減価償却が可能である。

なお、投資法で対象外となっている業種については、別途産業別の法令の中で下記のとおり優遇措置を設定している。認可の条件や方法については、関連省庁を中心に構成される投資承認委員会による。

**表 5 コンゴ民における産業別の法令等で定められた主な優遇**

産業	優遇の概要
農業 (根拠: 農業基本法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産物の輸出税の免除</li> <li>・ 農業生産用資材の輸入に係る関税・その他税務の免税</li> </ul>

<sup>1</sup> 中小企業については同法第 2 条 h) で最低 1 万米ドル以上の投資額と規定されている。

<sup>2</sup> 必ずしも絶対的な条件ではなく、特にポテンシャルの高いセクターの場合は交渉の余地がある。

産業	優遇の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産に係る不動産税の免除</li> <li>輸出における各種公共サービス手数料、税務等を製品価格の1%に限定</li> </ul>
鉱業 (根拠：鉱業法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配当への課税が通常 20%のところ 10%</li> <li>外国人従業員の所得への課税 (IERE) が通常 25%のところ 10%</li> <li>ライセンスの種類によって輸入関税の低減 (3~5%)</li> <li>製品輸出税の免税</li> <li>業務で使用する石油製品、潤滑油の輸入免税</li> <li>不動産税の免税</li> <li>自動車税等の免税</li> <li>動産税の免税</li> <li>輸出用製品の国境における各種公共サービス手数料、税務等を製品価格の 0.25%に限定</li> </ul>
電力 (根拠：2015年4月28日 15/009号デクレ <sup>3</sup> ) * 免税期間は4年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力インフラ向け設備の輸入に係る関税、TVA 免税</li> <li>電力輸入における関税免税</li> <li>電力輸出税 1%</li> </ul>
戦略的バリューチェーンへの優遇 * 免税期間は4年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材、原材料、サービス購入時の TVA 免税</li> <li>資機材、原材料等の輸入免税</li> <li>低減料金による電力アクセス</li> </ul>

出所: ANAPI 資料に基づき調査団作成。

### (3) 外資規制

投資法 (Loi n° 004/2002) では、現在コンゴ民において外資の参入が禁止されている分野は、小規模商業活動、武器の生産および軍事関連産業となっている。除外業種以外は、投資家保護は内国、外国の別なく優遇の付与、保護が適用されるとしている。また、公共調達分野では、外国企業が入札に参加することは制限されていない。

但し、農業分野では、外国人資本参加に関する規制がある。農業コンセッションおよび農地へのアクセスはコンゴ民人またはコンゴ民資本が多数の企業のみにも与えられるとされている (農業法 : Loi n° 11/022 du 24 Decembre 2011 portant principes fondamentaux relatifs l'agriculture)。

### (4) 税制・税務手続き

2014 年以降始まる事業年度より、OHADA の会計規則に基づき会計帳簿を作成することが求められるようになった。OHADA に定めがない施行細則は、全体の法制度の方針に矛盾しない限り、各国のローカルルールに準拠することが許容されている。

課税当局としては、財務省の管掌の下に国税局 (Direction Générale des Impôts: DGI)、税関局 (Direction Générale des Douanes et Accises: DGDA)、非財政収入局 (Direction générale des recettes administratives, judiciaires, domaniales et de participations : DGRAD) が存在し、税務に

<sup>3</sup> 首相によって署名された執行的決定のこと。



係るあらゆる事項（課税、徴税、還付、税務訴訟等）を管轄する権限を有している。加えて、一部の税目は地方政府に課税徴収権限が移譲されている。事業会社がコンゴ民において負担する主な税金は以下の通りである。

**表 6 事業会社に課される主な税負担**

税目	税率	備考
法人所得税	30 または 35%	鉱山業は Mining Code で規定する税金が課され、法人所得税（法定税率 30%）以外にも、資機材に課される動産税・車両税や資源権利保有者に課される税等の定めがある。
支店税	35%	
<b>源泉税</b>		
配当	20%	鉱山業では 10%
利子	20%	鉱山業では非課税
ロイヤリティ	20%	
サービス	14%	外国の会社や本社からの出張者がコンゴ民への子会社へ専門サービスを提供する場合の納税義務。提供されたサービスのインボイス額が課税標準である。
付加価値税（TVA）	16%	免税の物品を除いて、コンゴ民国内で提供時または輸入時にあらゆる商品・サービスに課される税金である。
投資促進税（TPI）	2%	輸入原材料の CIF Value に関税負担を加算した合計額及びコンゴ民国内での販売価格が課税標準である。
<b>雇用に係る主な税や社会保障関連費用</b>		
給与税	30%	CDF 22,956,000 以上の給与は一律 30%の税率が適用される。それ以下の場合には報酬額に応じた 0-40%の累進課税
外国人駐在員課税（IERE）	25%	鉱山業では 10%
国立社会保障院（Institut national de sécurité sociale, INSS）への負担	-	雇用者負担：報酬額の 9% 従業員負担：報酬額の 3.5%
国立職業訓練院（Institut national de préparation professionnelle, INPP）への負担	-	報酬額の 1-3%
国立雇用局（Office National de l' Emploi, ONEM）への負担	-	報酬額の 0.2%
<b>輸入時に支払う主な税務及び手数料</b>		
検査手数料（Frais de Cotrôle réglementaires à l'importation）	CIF 価格の 2%	OCC 管轄
海上輸送貨物税（Taxe sur les marchandises importées par voie maritime）	CIF 価格の 0.59%	OGEFREM 管轄

税目	税率	備考
関税	CIF 価格の 0、5、10、 20%	DGDA 管轄
付加価値税	CIF 価格の 16%	DGDA 管轄
Precompte de l'impôt sur les bénéfices et profits (BIC)	CIF 価格の 2%	DGDA 管轄
産業促進基金税	CIF 価格と 関税の和の 2%	FPI 管轄
港湾荷役、使用料 <sup>4</sup>	価格不明 <sup>5</sup>	SCPT 管轄
<b>輸出税対象品目と税率</b>		
コーヒー生豆	1%	
鉱物資源またはその濃縮物	5%・10%	
ダイヤモンド	1.5%・3%	
鉱油、瀝青	10%	
電力	5%	
木材（樹皮がついた原木か 材木により税率が変わる）	免税・5%・ 10%	
淡水	5%	
<b>その他</b>		
地方政府の定める税	地方政府が 定めた額。	地方政府管轄

出所:各種資料に基づき調査団作成。

## (5) 土地の取得と不動産登記

土地は国家の財産であり、土地所有権が国家に属するため、個人や企業は土地に関しては使用权（用益権）のみを有することになり、法人及び外国人は最長 25 年で更新が可能な「一般的コンセッション」が認められることになっている。

但し、前述の通り、農業コンセッションおよび農地へのアクセスはコンゴ（民）人またはコンゴ（民）資本がマジョリティ出資の企業のみにも与えられるとされている。

## (6) 労働事情

コンゴ民の労働制度は労働者の権利保護に重点が置かれている点に留意する必要がある。特に解雇を申請する際には、省庁が検査官を派遣して事実関係を確認するため、会社側でその理由を正当化できなければ労働省からの許可がおりない場合もある。加えて、コンゴ民では遵守すべき労働規制、特に人員の解雇においては厳しく法廷での争いになる場合にも労働者側に有利な判決が下ることが多いのが現状である。

<sup>4</sup> マタディ・ボマの場合

<sup>5</sup> 物流業者へのインタビューによると、40 フィートコンテナ1 本当たり 1000～1500 ドルとのこと。

また、コンゴ民で働く外国人駐在員は労働省から労働許可を取得し、査証取得の為に移民局に指定される書類（申請書類、雇用主の情報、雇用契約書、就労証明書等）を提出し、一定の手続きを踏む必要がある。取得できる査証としては、商業従事者および営利目的の自由業（医師、弁護士など）向け普通定住査証（3年）や労働定住査証（1-2年）などがある。また、外国人駐在員の雇用にあたっては、取得資格・経験について、雇用主が同レベルの知識と経験を持つ現地人員を確保できないことを示す必要がある。コンゴ民では雇用人数によって企業が雇用できる駐在員の上限が制度上存在するが、雇用人数や現地人への移管時期については厳格に適用されるわけではなく、各社のビジネス上の判断により決定できるとされている。

#### (7) 金融・外国為替

コンゴ民には資本市場は存在せず、企業の資金調達手段は間接金融のみである。また同国の為替管理は緩和されており、資本取引・経常取引のいずれについても自由にどの通貨とも交換することができる。但し、鉱業セクターについては、輸出で獲得した外貨代金のうち最低40%に相当する額をコンゴ（民）国内送金する必要がある。

#### (8) 会社清算制度

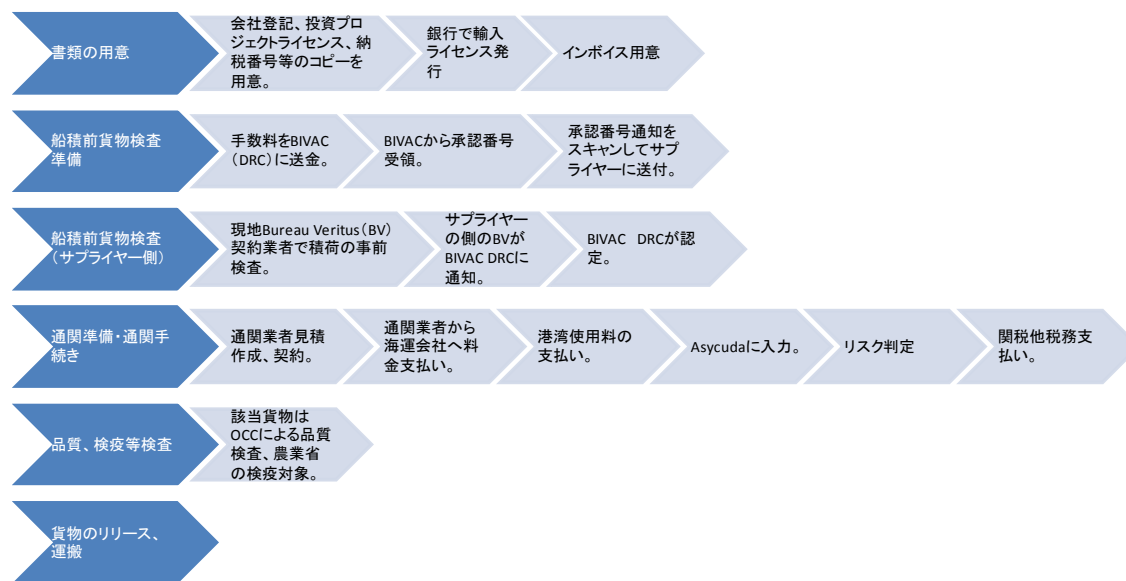
コンゴ民では、会社の存続期間の終了など、7つの事由に基づき、3年以内に会社を清算することができる。ただし、本制度が導入されてからまだ日が浅く、実務的な適用についての確認は取れていない。

#### (9) 貿易通関制度

コンゴ民への輸入に係る手続きの流れは以下の通りである。特に事前に行っておく必要がある、電子輸入登録（FERI）<sup>6</sup>及び船積前貨物検査に留意する必要がある。

---

<sup>6</sup> 通常積み地で行うものであり、図3のサプライヤー側の船積前貨物審査内の「BIVAC DRCが認定」の後に行う。



出所:各種資料に基づき調査団作成。

図 3 輸入に係る手続きの流れ

輸出における手続きは、輸入ほど多くはないが、下表の通り、特定の製品の輸出においては、輸出ライセンスの取得、OCCによる品質検査等が必要となる。

表 7 コンゴ民からの輸出時に必要な手続き

手続き	手数料率など	管轄
輸出入に係るライセンス取得	個人、会社：125 ドル	商業省
購買許可の取得(特定の品目に限る)	-	経済省
検疫証明の取得（農水産品）	-	農業省
品目別輸出許可証（特定の品目に限る）	各関連省庁が定める。	各関連省庁
OCC への手数料	FOB の 1%	OCC
FERI	-	OGREFEM

出所:各種資料に基づき調査団作成。

(10) インフラ(電力、物流、工業団地)

電力及び物流に係るコストはそれぞれ下表のとおりである。近隣諸国と比較すると高額となっている。

表 8 電力コスト

	コンゴ(民)	ケニア	カンボジア	ベトナム	サブサハラ アフリカ
手続き(数)	6	4	4	6	5.4
時間(日)	56	110	179	59	130
コスト(一人当たり GDP に対する割合、%)	15,247	732	2,336	1,323	4,076
電力供給安定度と料金の透明性指数(0-8)	1	0	2	3	-

出所:各種資料に基づき調査団作成。

表 9 物流コスト

	海上輸送		内陸輸送		
		コスト(USD)		輸送距離 (Km)	コスト(USD)
コンゴ民西部 (キンシャサ)	アジア(中国、インド)ーマタディ	4500	マタディーキンシャサ	330	2000~3250
	ベルギーーマタディ	8000~8500			
コンゴ民東部 (ゴマ)	アジアーダルエスサラーム*1	約2500	ダルエスサラームーゴマ	1570	5000
東アフリカ	アジアーモンバサ*2	2000	ケニア (モンバサーナイロビ)	530	1000
			ウガンダ (モンバサーカンバラ)	930	2500

注：40 フィートコンテナあたりの価格。

\*1：20 フィートコンテナでの値（約 120 ドル）を 2 倍にした。

\*2：2014 年のデータ。東アフリカの海上輸送費用は、複数の積み地の平均。ケニア、ウガンダの海上輸送費用はアジア諸国向けの平均。

出所:各種資料に基づき調査団作成。

またコンゴ（民）政府は、全国で各州に一箇所ずつ経済特区を設置するとしていて、キンシャサ州 Maluku に最初の経済特区を設置することとしている。但し、Maluku はパイロットケースとし、その中で優遇、開発方式等について有効な方法を模索することになっており、整備業者、管理業者選定に係る方法（クライテリア、審査フロー）など、経済特区開発、運営・管理に係る詳細は現在、政府内にて検討中である。

## 5. 投資促進機関による支援

コンゴ民における投資促進業務の担当機関は、計画省の管轄機関として 2002 年に設立された投資促進公社（Agence Nationale pour la Promotion des Investissements: ANAPI）である。内資・外資問わず国内での投資を促進することと、投資法で規定されている投資案件の許認可を与えることを目的として設立された。企業への支援内容の概要は下記の通りである。

表 10 ANAPI の投資家支援業務

	投資促進機関の 業務内容	ANAPI での実施状況	ANAPI での担当部署 (Directorate レベル)
情報提供 業務	情報収集、整理	法律・統計収集、現地パートナーの情報収集	Promotion Dept.
	広報活動	ウェブサイト構築、パンフレットの作成、セミナーの開催	Promotion Dept.
窓口業務	進出支援	候補地視察支援、現地パートナーの紹介、政府機関との面談設定、企業訪問	Promotion Dept
	操業支援	許認可取得手続き支援、優遇税制や手続きについての情報提供	Approval Dept.
	アフターケア	投資案件のモニタリング、投資家からの要望受付	Promotion Dept.

出所:ANAPI からのヒアリングに基づき調査団作成。

### ANAPI の連絡先

ウェブサイト：<http://www.investindrc.cd>

(キンシャサ本部)

住所： Boulevard du 30 Juin, n°33C, Kinshasa/Gombe, P. O. Box 1797, DRC

電話番号：+243-9999-2502-6

E メール：anapirdc@yahoo.fr / anapi@investindrc.cd

(カタンガ事務所)

住所： N°981, Corner Lufira Street & Square Arthur George Forest (Building  
INS), Lubumbashi, Democratic Republic of Congo

電話番号：+243-9970-2806-3

E メール：anapiagencekat@yahoo.fr

### コンゴ民主共和国大使館の連絡先

住所： 〒111-0053 東京都台東区浅草橋 5-8-5

電話番号：03-5820-1580 / 03-5820-1581

## 第1章 業務全体及び調査の概要

### 1.1 業務の背景

2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(Tokyo International Convention for Africa Development V: TICAD V)においては、TICAD Vの主要テーマである「強固で持続可能な経済」「包摂的で強靱な社会」「平和と安定」に沿って、今後のアフリカ開発の方向性について活発な議論が行われた。今後のロードマップとして採択された横浜行動計画では、経済成長の促進の観点から民間投資の役割が強調され、資源以外の多様な分野へも投資を誘致し、雇用、地元企業と外国企業のビジネスリンケージ、技術移転の促進を図る重要性が掲げられた。これらの取り組み促進に向け、我が国はアフリカ10カ国への産業アドバイザー派遣等の支援を表明した。

これを受けて、国際協力機構(Japan International Cooperation Agency: JICA)は、既に数カ国への個別専門家派遣を行っている。その他の国からも派遣等の要請があるが、投資促進という課題に対処するためには、投資政策・投資環境(法的側面を含む)の分析・改善という政策・制度面での知見に加え、外国投資の誘致促進に向けたビジネスに関する知見も求められ、幅広い支援を効果的に行うことが課題となっている。

このような背景から、①今後投資促進分野での取り組みを検討する国に対する投資促進分野の情報収集(以下、「投資促進分野情報収集業務」、または「情報収集業務」)、②複数国への投資促進分野の個別専門家派遣業務(以下、「個別専門家派遣業務」)の2つを一括して対応することで、より包括的、効果的な取り組みを促進することが求められている。

### 1.2 業務の目的

上記の背景を踏まえ、本業務の目的は以下のとおりである。

- ・ 対象国の投資環境、投資ポテンシャル及び投資促進体制を分析し、外国企業に投資意向調査を行い、当該国の投資促進に当たっての課題を整理する。
- ・ 個別専門家派遣業務の対象国については更に投資環境改善への助言及び投資促進に向けた投資促進機関等の能力向上支援・投資誘致支援を行う。

### 1.3 業務の実施体制

上記の背景及び目的を踏まえ、調査対象国(エチオピア、ルワンダ、コンゴ民主共和国、カメルーン)については下図のとおり調査を実施し、当該国の投資促進にあたっての課題を整理する。また調査実施にあたっては、標準化業務として各調査項目を有機的に連携させ、包括的なアプローチをとる。特に投資環境・投資促進機関については、情報収集項目・内容を標準化して経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-Operation and Development: OECD)の投資のための政策枠組み(Policy Framework for Investment: PFI)、世銀の「世界のビジネス環境 2016」(以下、Doing Business)等の枠組みや情報を参照にして

分析することで、各国の状況を相対的に比較できるようにする。

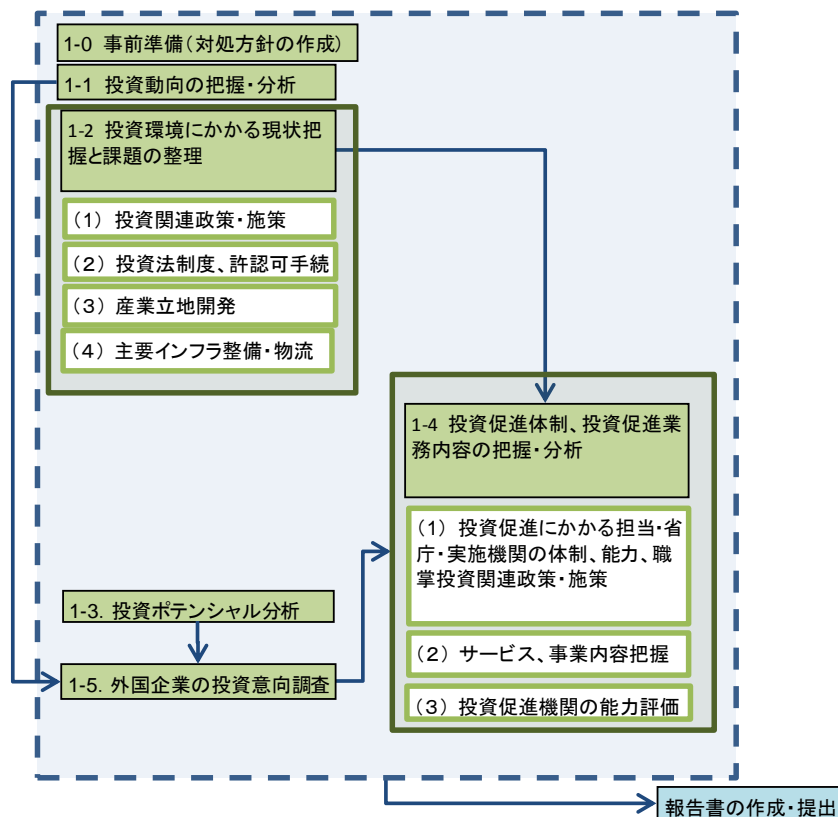


図 1-1 標準化業務のフロー

個別専門家派遣業務対象国（ケニア・ザンビア・ガーナ）については、標準化業務で得られた結果を基に、実際に技術支援を行い、成果の検証を行うことで、今後の他のアフリカ諸国、ひいては、広く途上国における投資促進支援の実施手法を検討する上で参考となる教訓・知見を得ることを狙いとする。

#### 1.4 コンゴ民主共和国投資促進分野情報収集調査の実施方針

コンゴ民主共和国（以下、コンゴ（民））は、豊富な天然資源に恵まれ、8,319 万人の人口を擁するが、国内の主要都市を結ぶ交通、エネルギー等のインフラは未整備であり、産業は鉱物採取産業に支えられている。また、急速な都市化が進むなか、豊富な若年労働力を十分に吸収する産業が未発達である。ビジネス環境は、Doing Business（2016）では、189 カ国中 184 位であり、規制環境についても依然厳しい状況である。

一方で、2006 年の初の民主的な選挙の結果、従前に就任していたカビラ大統領が選任後、憲法制定等法の支配による統治に向けた国家の制度構築が進められてきた。2011 年カビラ大統領が再選され、東部地方での治安問題、国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUSCO）の展開が続く一方で、政治・経済の安定が徐々に定着してきた。2012 年以降、GDP の年率成長率は 7%以上を維持し、2015 年の予測値では 9%の成長が見込まれている。

投資促進も含めた経済成長に向けた制度構築も進められてきた。近年、起業のワンスト



ップサービス（Guichet Unique pour Creation d'Entreprise: GUCE）設置等手続きの簡素化等、規制緩和、競争、財産権保護等、ビジネスに係る主要分野の法制度整備、国営企業民営化への取り組みと官民連携の制度整備も試みられてきた。また、2012年7月以降、コンゴ（民）はアフリカ商法調整機関（Organization for the Harmonization of Business Laws in Africa: OHADA）に加盟している。同機関は、事業の簡素化および、さまざまなメカニズムを介した投資家への法的・司法的安全性の推進を目指している。

このような現状のもと、社会経済と制度構築の発展段階と投資ポテンシャルに考慮しながら、今後同国における投資促進を進める際に課題となる点を整理し、改善に向けた政策を経済発展に向けた支援にどのように取り込むか検討することが必要となっている。

そのため本調査では、投資促進に係る諸要素の現状の確認と課題の整理を行った。具体的には、投資動向、投資ポテンシャル、投資環境についての概要に対し、投資促進に向けた政策、投資促進機関の現状について、概要を把握するとともに、改善に向けた政府・他ドナーの取り組みについて整理した。



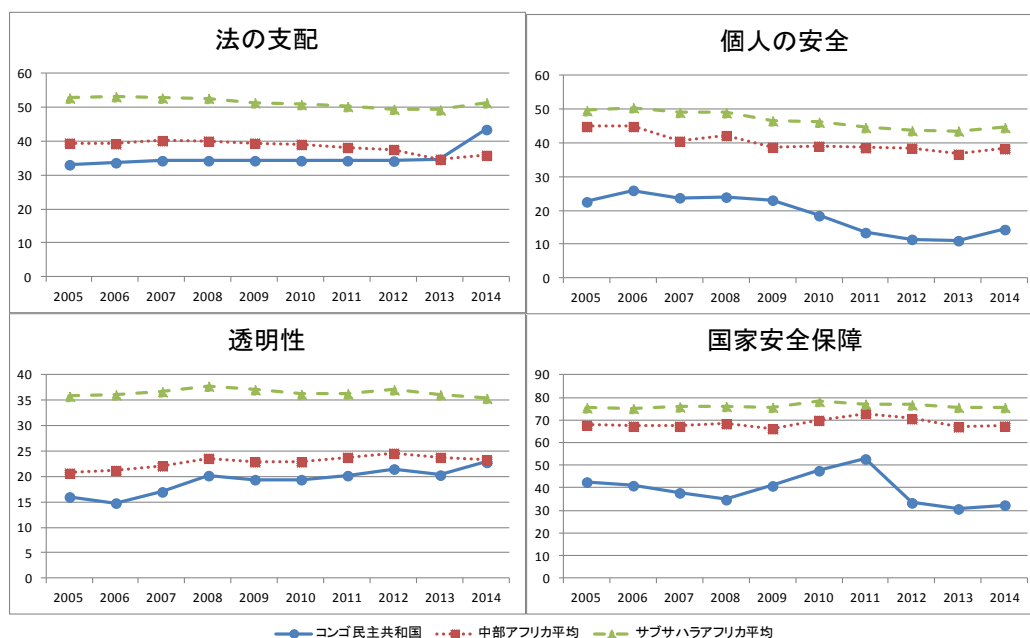
## 2.2 政治概況

### 2.2.1 略史

コンゴ（民）は1960年にベルギーからコンゴ共和国として独立を果たしたが、すぐに内乱に陥った。1965年にクーデターで国を掌握したモブツが大統領となり、その後1997年までの32年間、ザイル共和国として独裁政治を行った。1997年にローラン・カビラが大統領となり、コンゴ（民）に国名を変更したものの、2001年に暗殺され、翌年息子のジョゼフ・カビラが後継者となった。2003年に暫定政権が成立、2006年には新憲法に基づき大統領選挙および国民議会選挙が実施され、正式にジョゼフ・カビラが大統領に就任した。2011年に同大統領が再選、現在に至る。次回の大統領選挙及び国民議会選挙は2016年10月に予定されている。カビラ大統領は、憲法で三選が禁止されているため選挙に出馬することができないが、その去就を明らかにしておらず、今後の政治動向を注視する必要がある。

### 2.2.2 ガバナンス

コンゴ（民）の治安と法の支配の現状について概観する。下図は、イブラヒム指標<sup>8</sup>を用いて同国の位置する中部アフリカ地域及びサブサハラ地域の平均値と比較したものである。これによると、法の支配、透明性、個人の安全、国家安全保障のいずれの指標についても、中部アフリカはサブサハラアフリカ地域の平均を下回っている。コンゴ（民）は、その中部アフリカ平均を下回る水準で推移してきたが、ここ2年間を見ると、改善の兆しが見えていることが分かる。

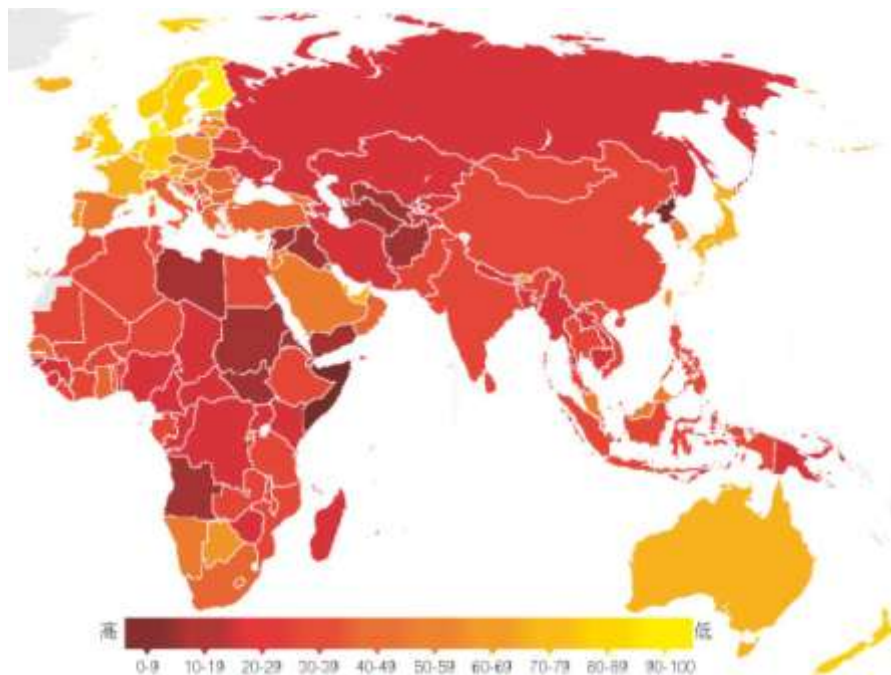


出所：Mo Ibrahim Foundation (2015) Ibrahim Index of African Governance

図 2-2 ガバナンス指標の比較

<sup>8</sup> イブラヒム指標は、治安と法の支配に加えて、国民参加・人権、持続可能な経済開発、人間開発の4点について関連データを指標化し、アフリカ諸国の統治の健全性・透明性を図っている。ここでは、治安と法の支配についてのみ言及する。

下図は、公務員や政治家の腐敗の度合いを数値化した指数である腐敗認識指数について2014年のアフリカおよびアジアの状況を色分けした地図である。アジア諸国と比較すると、コンゴ（民）はミャンマーやカンボジアと同程度<sup>9</sup>であり、ガバナンスに課題があることが分かる。



出所：Transparency International (2014) Corruption Perceptions Index

図 2-3 腐敗認識指数（2014年）

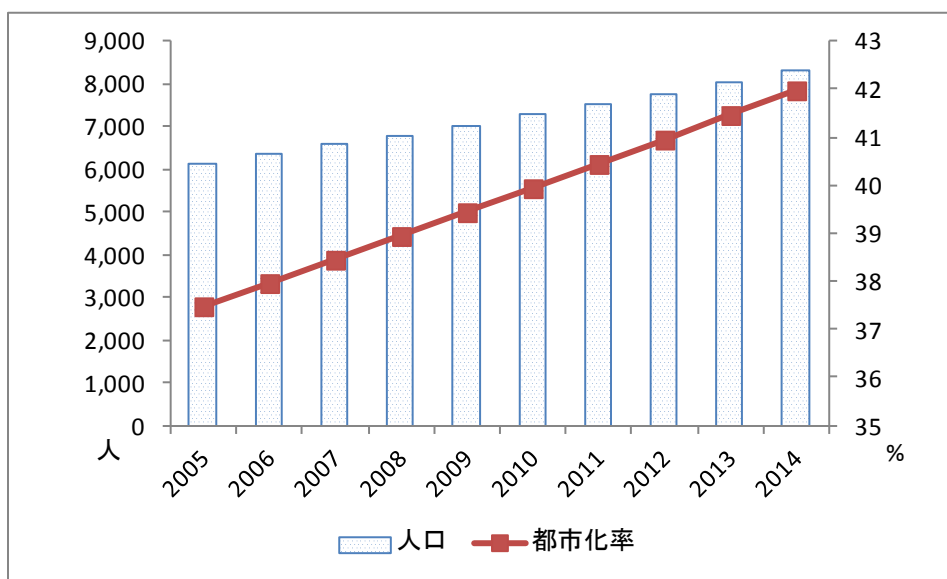
## 2.3 社会概況

### 2.3.1 人口動態

2005年に約6,157万人だったコンゴ（民）の人口は、その後も約3%の人口増加率を維持しており、2013年には8,000万人を突破した。また人口の増加と共に、都市化の進展も進んでおり、2005年に全人口の37%を占めていた都市人口は2014年には42%に上昇した。UNHABITATによると、2011年現在、中央アフリカ地域には人口75万人以上の都市が11都市あり、うち5つの都市（人口が多い順に、キンシャサ、ルブンバシ、ムブジマイ、カナンガ、キサングニ）がコンゴ（民）にある<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 2014年の腐敗認識指数は、174カ国中、コンゴ（民）が154位であったのに対し、ミャンマー及びカンボジアは156位となっている。

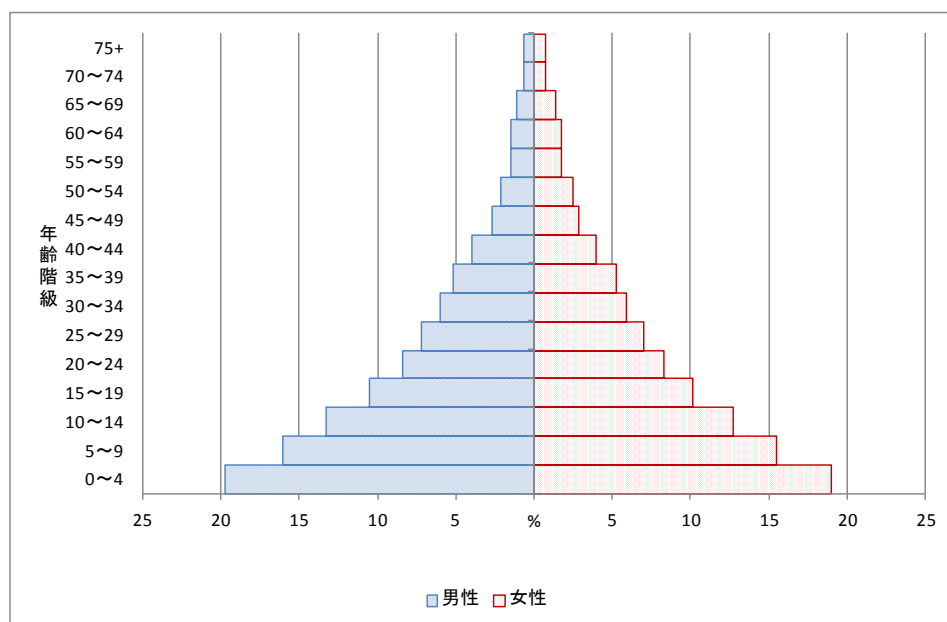
<sup>10</sup> UNHABITAT (2014) The State of African Cities。



出所：INS (2014) Annuaire Statistique、世銀 WDI に基づき JICA 調査団作成。

図 2-4 人口と都市化率の推移

年齢別の人口構成を見ると、19 歳までの人口が全人口の 50%以上を占めており、若年人口が圧倒的に多いことが分かる。東南アジア諸国の多くが 2020 年代に高齢社会に突入すると予測されている中<sup>11</sup>、これから人口ボーナス期を迎えるコンゴ（民）は、引き続き高い労働供給力を持っていると言える。一方では、増える労働人口を吸収するべく労働市場の整備や雇用政策が重要となっている。



出所：INS (2014) Annuaire Statistique を基に JICA 調査団作成。

図 2-5 人口ピラミッド (2014 年)

<sup>11</sup> JETRO (2015) ジェトロセンサー3月号

## 2.3.2 保健・教育の現状

保健、教育などの主な社会開発指標は下表に纏めた通りである。

コンゴ（民）の平均寿命は 58.7 歳となっているが、これは、サブサハラアフリカ地域の平均寿命は 56.8 歳と大きな差はない。他方、妊産婦死亡率はサブサハラアフリカ地域が 10 万人あたり 474 人であるのに対し、コンゴ（民）は 846 人と 1.5 倍以上多くなっている<sup>12</sup>。

教育レベルについては、初等教育純就学率は男児、女児共に 60%を超えており、また中等教育への進学率も男児、女児共に約 70%となっている。一方で、中等教育の修了率は男児約 35%、女児 18%となっており、中等教育修了レベルの人材が少なく、さらに男女差に約 2 倍の開きがあることが分かる。成人識字率についても、男性が約 90%であるのに対し、女性は約 70%程度となっている。

表 2-1 主な社会開発指標

項目	値	年	
1 平均寿命	58.7 歳	2014 年	
2 乳児死亡率 (千人あたり)	58 人	2013 年	
3 妊産婦死亡率 (10 万人あたり)	846 人	2013 年	
4 初等教育純就学率	(男児)	69.4 %	2012 年
	(女児)	63.8 %	2012 年
5 初等から中等教育への進学率	(男児)	74.6 %	2012 年
	(女児)	68.0 %	2012 年
6 中等教育卒業率	(男児)	35.2 %	2012 年
	(女児)	18.0 %	2012 年
7 成人識字率	(男性)	91.2 %	2012/13 年
	(女性)	73.6 %	2012/13 年

出所：1：UNDP (2015) 人間開発報告書、2-8：INS (2014) Annuaire Statistique

コンゴ（民）の教育制度は、下図の通り、初等教育 6 年間、中等教育 6 年間、高等教育 5 年間に分かれている。中等教育はさらに第一教育課程 2 年間、第二教育課程 4 年間にわかれており、第一教育課程が日本の中学校、第二教育課程が日本の高校に相当する<sup>13</sup>。義務教育期間は 6 歳～13 歳（初等教育及び中等教育第一教育課程）までとなっているが、家庭の事情で遅れて入学してくることも珍しくない。

<sup>12</sup> 平均寿命並びに妊産婦死亡率共にサブサハラアフリカ地域の数字は人間開発報告書（2015）による。

<sup>13</sup> 第一教育課程では教養課程を学び、第二教育課程でより専門的なことを学ぶことになっている。但し、第一教育課程を修了しただけでは、修了証はもらえない。

22 20 19 18	高等教育	Doctorat		
		Diplôme d'études supérieures		
		Licencié		
		Graduat		
17 16	中等教育	Diplôme d'état d'études secondaires du cycle long		
		普通教育	教員教育	職業訓練
13 12	中等教育	Brevet/Certificat d'aptitude professionnelle		
		教養課程		
11	初等教育	Certificat d'études primaires		
6	年齢レベル			

出所：世銀（2005）Education in the Democratic Republic of Congo、  
 外務省（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/07africa/infoC71800.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/07africa/infoC71800.html)）を基に JICA 調査団作成。  
 補足：フランス語表記は各課程後に取得できる修了書名。

図 2-6 コンゴ（民）の教育制度

教育言語はフランス語であるが、初等教育においては現地語（国語であるリンガラ語の他、キコンゴ語、スワヒリ語、チルバ語等）を交えながら授業が行われている。教育内容としては、初等教育では、算数、国語（フランス語の読み方、書き方）、音楽、体育等の授業が行われ、中学校でさらに化学、生物、地理・歴史、英語などが加わる。

また学校教育に加えて、コンゴ（民）には後述（6.2.5 参照）のとおり、国立の職業訓練機関もあり、そこでは、労働力の強化を目指して、電気電子、建築土木、縫製、ホテル・レストランなど、多岐にわたる職業訓練コースが提供されている<sup>14</sup>。

## 2.4 経済概況

### 2.4.1 国内総生産（GDP）

2014 年のコンゴ（民）の名目 GDP は約 331 億ドルであり、これは ASEAN 諸国と比較すると、カンボジア（約 154 億ドル、名目、2014 年）の約 2 倍、ミャンマー（約 643 億ドル、名目、2014 年）の約半分の規模となっている。なお、サブサハラアフリカ最大の GDP を持つナイジェリアの同年の名目 GDP は約 5,685 億ドル、第 2 位の南アフリカ共和国の名目 GDP は約 3,501 億ドルとなっている。

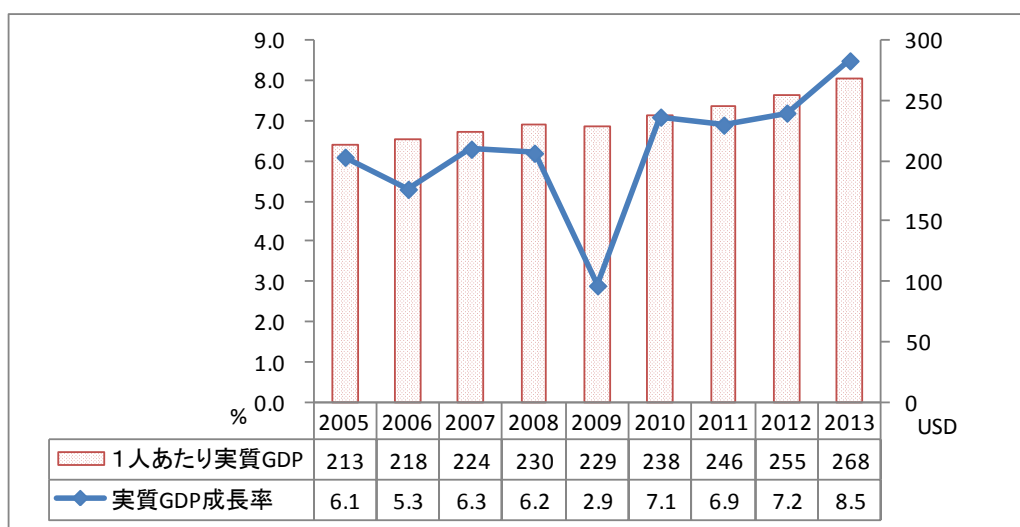
<sup>14</sup> JICA は 2011 年から同機関に対して、専門家派遣、無償資金協力、技術プロジェクトを通じた支援を行っている。

表 2-2 名目 GDP 総額の比較

国名	名目 GDP 総額 (億ドル)
ナイジェリア	5,685
南アフリカ	3,501
ベトナム	1,712
バングラデシュ	1,500
ミャンマー	643
ケニア	549
コンゴ(民)	331
ザンビア	268
カンボジア	154

出所：世銀 World Development Indicator (WDI)を基に JICA 調査団作成。

コンゴ(民)の過去9年間の実質 GDP 成長率(2005年基準価格)を見ると、世界金融危機の影響を受けて GDP 成長率が約3%にとどまった2009年を例外として、2005年の6.1%から2013年の8.5%へと概ね順調に経済成長が進んでいることが分かる。1人あたり実質 GDP も徐々に増加傾向にあり、2013年には268ドルとなっているものの、これは依然コンゴ(民)が1日2ドル以下の貧困国であることを示している。



出所：実質 GDP 成長率：Bank Centrale Congo (BCC) (2013) Rapport Annuel

1人あたり実質 GDP：世銀 WDI。

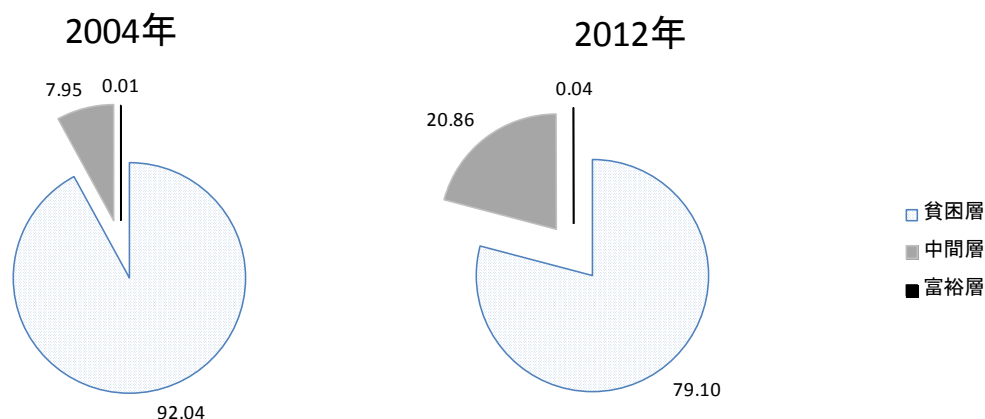
補足：2005年基準価格。

図 2-7 実質 GDP 成長率と1人あたり実質 GDP の推移

アフリカ開発銀行では、1日1人あたりの消費が2ドル以下を貧困層、2-20ドルを中間層、20ドル超を富裕層と定義づけている<sup>15</sup>。この定義にしたがって、コンゴ(民)の2004年と2012年の各層の比率の推移を比較すると、2004年に人口の90%以上を占めていた貧困層が2012年には約80%に低下し、代わりに中間層が8%から21%に拡大していることが分かる。コンゴ(民)は、人口増加と中間層の台頭により、今後も消費市場の拡大が見込まれる。

<sup>15</sup> AfDB (2011) The Middle of the Pyramid; Dynamics of the Middle Class in Africa.



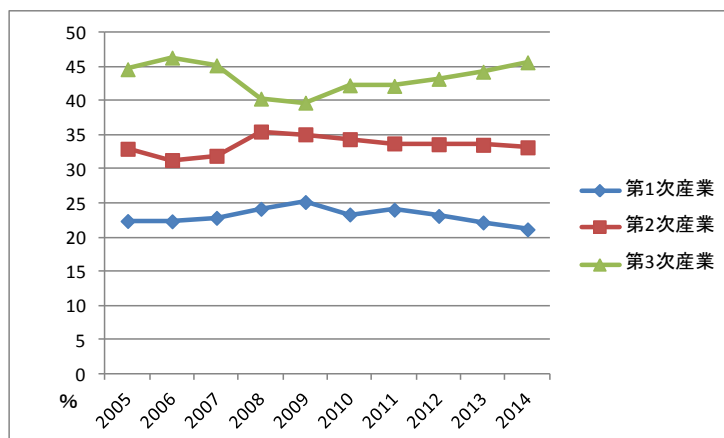


出所：世銀 (<http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/>) に基づき JICA 調査団作成。

図 2-8 貧困層、中間層、富裕層の比率推移

## 2.4.2 産業構造

コンゴ（民）の産業別 GDP の内訳では、第 3 次産業の構成比が約 5 割と高い比率となっている。同産業は、世界金融危機の影響を受け、2007 年の 45% から 2008 年、2009 年に約 40% とその比率を一時的に減少させたもの、その後 2009 年から 2014 年にかけては増加を続けており、2014 年には GDP 全体の約 46% を占めるまでになった。他方、第 2 次産業の比率は 2006 年から 2008 年にかけて 31% から 36% に増加したものの、その後徐々に減少し続けている。同様に 2005 年に 22% 程度占めていた第 1 次産業も 2009 年に 25% となったが、その後一貫して減少を続け、2014 年には 21% の水準にまで下がっている。



出所：世銀（2014）WDI

図 2-9 産業別実質 GDP 比率の推移

各産業の実質 GDP の詳細とその構成比をみると、2005 年以降、建設、商業、政府サービスがそれぞれ 0.4%ポイント、1.1%ポイント、0.8%ポイントほど構成比を微増させているが、それらを大きく上回る形で採掘業が 14.2%ポイントも上昇し、2013 年には全体の 25% を占めるに至っている。但し、2015 年から鉱物価格が下落しているため、経済全体の 4 分の 1 を占めるほど依存度が高まった採掘業の停滞が始まっており、経済成長の鈍化につながる懸念される。

表 2-3 産業別実質 GDP の詳細と構成比

産業分類	実額(10億CDF)			構成比		
	2005年	2013年	増減率	2005年	2013年	増減
農業、林業、狩猟、漁業	1,223.6	1,623.8	33%	22.4%	18.1%	( -4.2% )
採掘	595.7	2,248.8	278%	10.9%	25.1%	( 14.2% )
製造業	930.1	990.0	6%	17.0%	11.1%	( -5.9% )
電力、ガス、水	60.9	63.8	5%	1.1%	0.7%	( -0.4% )
建設	215.9	390.9	81%	3.9%	4.4%	( 0.4% )
商業	771.6	1,365.2	77%	14.1%	15.3%	( 1.1% )
輸送、通信	783.9	1,130.9	44%	14.3%	12.6%	( -1.7% )
その他サービス	732.0	835.3	14%	13.4%	9.3%	( -4.1% )
政府サービス	173.6	355.3	105%	3.2%	4.0%	( 0.8% )
FISIM	-20.4	-56.2	175%	-0.4%	-0.6%	( -0.3% )
合計	5,466.9	8,947.9	64%	100.0%	100.0%	( 0.0% )

出所：BCC (2013) Rapport Annuel  
 補足：2005年基準価格。

コラム 2-1 地域別の特色

日本の6倍以上の国土を持つコンゴ(民)は、国内のインフラが未整備なため、地域ごとに異なる経済圏を持っている。

全国と旧カタンガ州<sup>16</sup>を比較するために名目GDPをみると、全国の26%を旧カタンガ州が占めており、4分の1が旧カタンガ州で産出されている。また名目GDPに占める比率を地域別、産業別にみると、全国的には農業(林業、狩猟、漁業を含む)の比率が一番高くなっているが、旧カタンガ州は豊富な鉱物資源を背景に、採掘業がGDPの約60%を占めており、旧カタンガ州の経済は鉱業に支えられていることが明確に示されている。

2010年(名目、10億CDF)	全国		旧カタンガ州		その他の州	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農業、林業、狩猟、漁業	4,943.5	22.6%	1,065.3	18.7%	3,878.2	24.1%
採掘	4,001.8	18.3%	3,397.8	59.5%	604.0	3.7%
製造業	3,742.3	17.1%	388.8	6.8%	3,353.5	20.8%
電力、ガス、水	249.8	1.1%	71.1	1.2%	178.7	1.1%
建設	931.5	4.3%	87.5	1.5%	844.0	5.2%
商業	2,456.2	11.3%	387.1	6.8%	2,069.1	12.8%
輸送、通信	2,470.4	11.3%	401.0	7.0%	2,069.4	12.8%
その他サービス	1,756.1	8.0%	254.0	4.5%	1,502.1	9.3%
政府サービス	1,478.7	6.8%	40.7	0.7%	1,438.0	8.9%
FISIM	-201.8	-0.9%	0.0	0.0%	-201.8	-1.3%
合計	21,828.5	100.0%	5,706.3	100.0%	16,122.2	100.0%

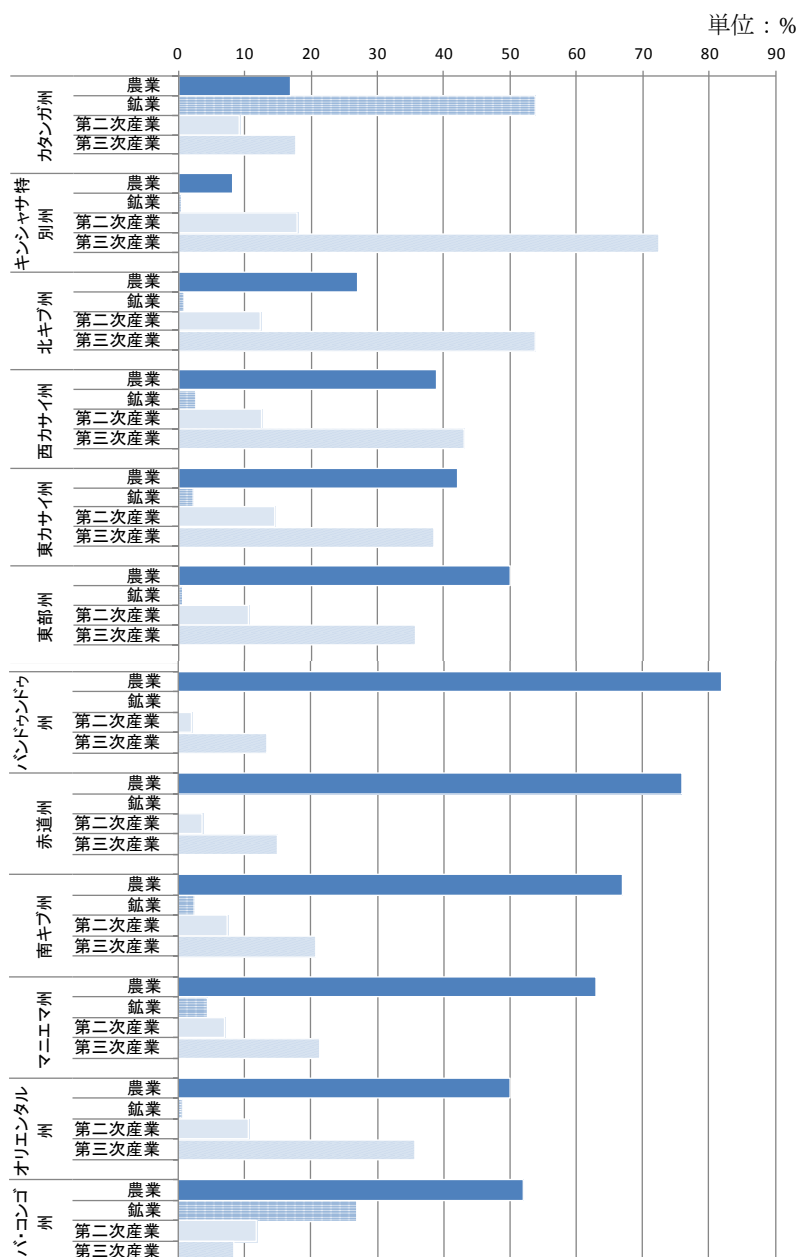
出所：BCC (2013) Rapport Annuel、Province du Katanga (2011) Plan Quinquennal de Croissance et de L'emploi  
 補足：旧カタンガ州は予測。

世銀のRésilience d'un Géant Africain (2012)で推計された州別GDPの内訳をみると、多くの州で農業の割合が一番多い中、旧カタンガ州では、鉱業の割合が50%を超えており、上表と同様、旧カタンガ州が鉱業に依存している州であることが示されている。

<sup>16</sup> コンゴ(民)では、2015年10月に11州から26州に再編された。カタンガ州も4つにわかれたが、既存のデータが11州のものしかないため、旧カタンガ州として分析する。また他州については、旧カタンガ州と同程度の詳細なデータが入手できなかったため、ここでは全国と旧カタンガ州での比較としている。

また、人口 75 万人以上の都市を持つキンシャサ特別州、両カサイ州、東部州、加えてルワンダと国境を接しているゴマがある北キブ州については、GDP に占める第三次産業の割合が高く、サービス産業が活発であることが分かる。特にキンシャサ特別州ではその割合は 70%を超えている。

それ以外の州については、GDP に占める農業の割合が 50%を超えており、特にバンドゥンドゥ州は 80%、赤道州は 70%の GDP が農業によるものとなっている。なお、全ての州において GDP に占める第二次産業の割合が 20%以下となっており、製造業による GDP は全国的に低い状況である。

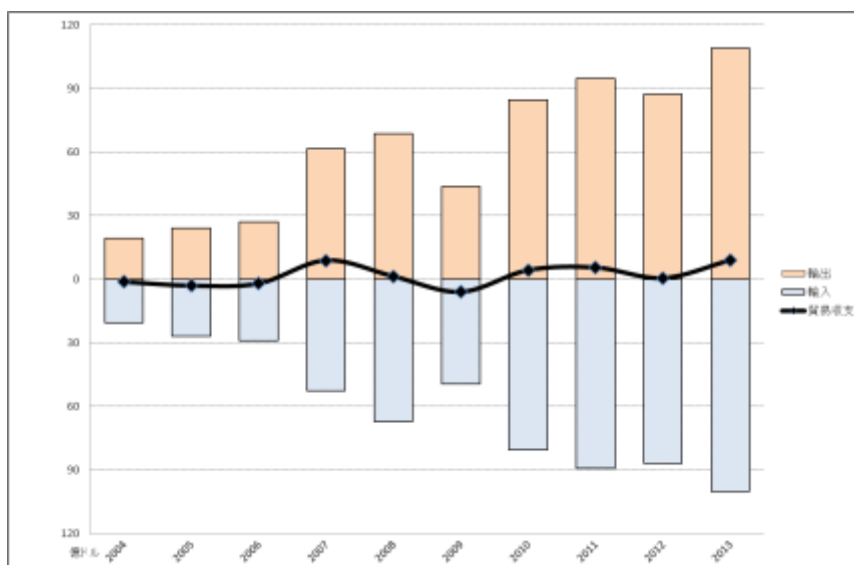


出所：世銀（2012）Résilience d'un Géant Africain  
 補足：州名は全て旧名。

### 2.4.3 貿易構造

コンゴ（民）は、後述の通り輸出の99%が鉱物資源及び石油・ガスになっており、したがって、それらの国際価格の変動（図 2-11 参照）に連動した形で貿易収支が変動している。具体的には、鉱物資源価格が上昇傾向だった2005年から2007年及び2009年から2011年は貿易収支が好転し、逆に世界金融危機の影響を受けて鉱物資源価格が下落傾向だった2007年から2009年は、貿易黒字が縮小し、2009年には赤字となった。

輸出と輸入を合算した貿易額は、概ね右肩上がりに増加しており、2013年に輸出額は109.0億ドル、輸入額は100.1億ドルと共に100億ドルを突破した。



出所：BCC (2013 及び 2014) Rapport Annuel  
 補足：輸出額、輸入額ともに FOB。2011-2013 年は Projection。

図 2-10 貿易収支の推移



出所：InfoMine (<http://www.infomine.com/chartsanddata/>)

図 2-11 銅とコバルトの価格推移

(1) 品目別輸出・輸入動向

過去10年間で、輸出額は2004年の19.4億ドルから2013年の109.0億ドルへと5.6倍に増加した。その内訳は、一貫して95%以上を鉱物及び石油・ガスが占めている。鉱物及び石油・ガスに依存している経済が続いているという点で過去10年間変わりはないが、2004年時点での主な輸出品目だったダイヤモンドは、10年間で52.6%から2.2%へと50.4%ポイント下がった。これに代わって台頭したのは銅である。2004年には全輸出額のわずか3.0%だったが、2013年には67.8%を占めるまでに増加した。その他、2004年から2013年にかけて、農産物は2.8%から1.9%に、製造業関連製品は1.2%から0.4%に減少し、ますます鉱物及び石油・ガスへの依存傾向は強まっている。

表 2-4 品目別輸出額の推移

(1) 金額 (100 万ドル)

項目	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
<b>鉱物及び石油・ガス</b>	<b>1,861.2</b>	<b>2,318.6</b>	<b>2,577.8</b>	<b>5,924.5</b>	<b>6,624.1</b>	<b>4,259.0</b>	<b>8,334.7</b>	<b>9,335.5</b>	<b>8,622.1</b>	<b>10,649.8</b>
銅	57.8	117.7	469.0	2,039.8	2,458.2	1,656.0	3,106.8	4,103.4	4,530.5	7,395.8
コバルト	411.6	584.9	523.7	2,310.2	2,541.0	1,717.9	3,793.3	3,692.9	2,660.4	1,828.0
亜鉛	5.4	21.4	226.9	110.8	24.9	31.4	20.4	41.5	20.5	23.7
ダイヤモンド	1,020.6	1,157.6	875.1	827.5	674.5	234.8	310.5	364.6	293.2	245.3
金	0.0	0.0	2.9	4.0	6.9	6.1	5.9	10.1	102.9	149.0
スズ石	0.0	0.0	0.0	17.8	136.2	114.0	134.4	134.5	61.2	67.0
原油	363.9	432.9	447.9	612.2	772.3	488.7	655.8	983.2	946.4	866.7
その他	1.9	4.1	32.4	2.2	10.1	10.1	307.6	5.4	6.9	74.4
<b>農産物</b>	<b>55.1</b>	<b>58.2</b>	<b>97.0</b>	<b>164.3</b>	<b>178.5</b>	<b>77.6</b>	<b>111.0</b>	<b>105.8</b>	<b>91.4</b>	<b>210.9</b>
コーヒー	18.2	8.1	37.4	64.5	89.0	37.5	46.7	31.4	18.5	51.8
紅茶	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
カカオ	2.9	0.9	0.2	2.1	0.2	0.0	0.0	0.2	0.1	38.9
ゴム	4.3	3.8	7.5	17.0	16.3	0.0	0.0	9.0	4.7	9.5
木材	29.6	45.4	51.8	80.7	73.0	40.1	64.3	65.2	66.8	106.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	4.3
<b>製造業</b>	<b>22.8</b>	<b>25.9</b>	<b>30.1</b>	<b>58.9</b>	<b>67.5</b>	<b>34.1</b>	<b>31.7</b>	<b>31.0</b>	<b>29.5</b>	<b>43.9</b>
セメント	15.4	16.4	19.5	13.8	12.3	15.8	13.4	12.6	8.2	5.9
化学製品	0.4	1.1	0.8	0.8	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0	0.1
製糖	6.4	7.4	7.7	7.8	7.8	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.7	1.1	2.1	36.5	46.6	9.7	18.3	18.4	21.3	37.9
<b>合計</b>	<b>1,939.1</b>	<b>2,402.7</b>	<b>2,705.0</b>	<b>6,147.7</b>	<b>6,870.0</b>	<b>4,370.8</b>	<b>8,477.4</b>	<b>9,472.3</b>	<b>8,743.0</b>	<b>10,904.6</b>

(2) 構成比 (%)

項目	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
<b>鉱物及び石油・ガス</b>	<b>96.0%</b>	<b>96.5%</b>	<b>95.3%</b>	<b>96.4%</b>	<b>96.4%</b>	<b>97.4%</b>	<b>98.3%</b>	<b>98.6%</b>	<b>98.6%</b>	<b>97.7%</b>
銅	3.0%	4.9%	17.3%	33.2%	35.8%	37.9%	36.6%	43.3%	51.8%	67.8%
コバルト	21.2%	24.3%	19.4%	37.6%	37.0%	39.3%	44.7%	39.0%	30.4%	16.8%
亜鉛	0.3%	0.9%	8.4%	1.8%	0.4%	0.7%	0.2%	0.4%	0.2%	0.2%
ダイヤモンド	52.6%	48.2%	32.3%	13.5%	9.8%	5.4%	3.7%	3.8%	3.4%	2.2%
金	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	1.2%	1.4%
スズ石	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	2.0%	2.6%	1.6%	1.4%	0.7%	0.6%
原油	18.8%	18.0%	16.6%	10.0%	11.2%	11.2%	7.7%	10.4%	10.8%	7.9%
その他	0.1%	0.2%	1.2%	0.0%	0.1%	0.2%	3.6%	0.1%	0.1%	0.7%
<b>農産物</b>	<b>2.8%</b>	<b>2.4%</b>	<b>3.6%</b>	<b>2.7%</b>	<b>2.6%</b>	<b>1.8%</b>	<b>1.3%</b>	<b>1.1%</b>	<b>1.0%</b>	<b>1.9%</b>
コーヒー	0.9%	0.3%	1.4%	1.0%	1.3%	0.9%	0.6%	0.3%	0.2%	0.5%
紅茶	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
カカオ	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
ゴム	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
木材	1.5%	1.9%	1.9%	1.3%	1.1%	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<b>製造業</b>	<b>1.2%</b>	<b>1.1%</b>	<b>1.1%</b>	<b>1.0%</b>	<b>1.0%</b>	<b>0.8%</b>	<b>0.4%</b>	<b>0.3%</b>	<b>0.3%</b>	<b>0.4%</b>
セメント	0.8%	0.7%	0.7%	0.2%	0.2%	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
化学製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
製糖	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.1%	0.6%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%
<b>合計</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>

出所：BCC (2013) Rapport Annuel.

補足：金額はFOB。2011-2013年は予測。

輸入額も 2004 年の 20.5 億ドルから 2013 年の 100.1 億ドルへと約 5 倍に増加し、その内訳の変動も大きい。2004 年時点で最大の輸入品目だった消費財（構成比：46.3%）が 2013 年には 24.5%になり、10 年間で 21.8%ポイント下がった。代わりに台頭してきたのは、資本財である。2004 年には全輸入額の 13.0%を占めていたが、2013 年には 62.3%となり、構成比は 49.3%ポイント上昇した。中でも農業用の資本財が 2004 年の 1.2%から 2013 年の 11.4%へと 10%ポイント以上構成比を上げていることが特徴的である。消費財の多くを輸入に依存していたが、農業生産、製造業等の産業の復興と再建が進捗していると考えられる。

表 2-5 品目別輸入額の推移

(1) 金額 (100 万ドル)

項目	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
<b>消費財</b>	<b>949.5</b>	<b>1,139.7</b>	<b>1,001.1</b>	<b>1,307.4</b>	<b>1,450.7</b>	<b>1,303.8</b>	<b>1,342.4</b>	<b>2,024.1</b>	<b>1,871.4</b>	<b>2,449.1</b>
食料品、飲料、たばこ	565.9	679.3	596.6	779.2	864.6	777.1	800.1	1,174.5	1,100.8	1,440.6
繊維、縫製	23.7	28.5	25.0	32.7	36.3	32.6	33.6	56.3	145.5	190.4
その他非耐久消費財	109.2	131.1	115.1	150.4	166.8	149.9	154.4	258.9	305.4	399.7
一般消費財	250.7	300.9	264.3	345.2	383.0	344.2	354.4	534.4	319.8	418.5
<b>エネルギー</b>	<b>608.9</b>	<b>962.7</b>	<b>535.2</b>	<b>640.0</b>	<b>1,094.2</b>	<b>678.9</b>	<b>755.1</b>	<b>1,016.9</b>	<b>2,929.7</b>	<b>958.3</b>
<b>原材料及び中間財</b>	<b>227.1</b>	<b>252.6</b>	<b>149.0</b>	<b>170.5</b>	<b>306.8</b>	<b>203.4</b>	<b>235.3</b>	<b>360.9</b>	<b>775.4</b>	<b>369.2</b>
食料用	106.3	118.2	69.7	79.8	143.6	95.2	110.1	168.6	379.4	180.6
農業用	5.2	5.8	3.4	3.9	7.1	4.7	5.4	8.6	9.3	4.4
繊維、皮革、ゴム	26.1	29.0	17.1	19.6	35.3	23.4	27.1	36.5	14.0	6.6
化学、染料	52.0	57.8	34.1	39.0	70.3	46.6	53.9	68.0	173.4	82.6
建設資材	11.4	12.6	7.4	8.5	15.3	10.2	11.8	40.2	98.3	46.8
鉱物、金属	17.0	18.9	11.2	12.8	23.0	15.3	17.6	26.2	43.2	20.6
その他	9.1	10.1	6.0	6.8	12.3	8.1	9.4	12.8	57.9	27.5
<b>資本財</b>	<b>266.0</b>	<b>335.3</b>	<b>1,206.6</b>	<b>3,139.0</b>	<b>3,874.4</b>	<b>2,762.6</b>	<b>5,709.3</b>	<b>5,514.1</b>	<b>3,100.3</b>	<b>6,229.0</b>
農業用車輛	23.9	30.2	108.6	282.5	348.7	248.6	513.8	494.1	568.9	1,142.9
業務用車輛	139.4	175.7	632.3	1,644.9	2,030.2	1,447.6	2,991.7	1,847.4	135.6	272.4
その他輸送機械	9.8	12.4	44.6	116.1	143.4	102.2	211.2	130.4	80.6	162.0
特定産業用機械	9.0	11.4	41.0	106.7	131.7	93.9	194.1	1,931.6	249.0	500.3
その他	83.8	105.6	380.1	988.8	1,220.4	870.2	1,798.4	1,110.6	2,066.3	4,151.4
<b>合計</b>	<b>2,051.4</b>	<b>2,690.3</b>	<b>2,891.8</b>	<b>5,257.0</b>	<b>6,726.1</b>	<b>4,948.7</b>	<b>8,042.1</b>	<b>8,916.0</b>	<b>8,676.9</b>	<b>10,005.6</b>

(2) 構成比 (%)

項目	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
<b>消費財</b>	<b>46.3%</b>	<b>42.4%</b>	<b>34.6%</b>	<b>24.9%</b>	<b>21.6%</b>	<b>26.3%</b>	<b>16.7%</b>	<b>22.7%</b>	<b>21.6%</b>	<b>24.5%</b>
食料品、飲料、たばこ	27.6%	25.2%	20.6%	14.8%	12.9%	15.7%	9.9%	13.2%	12.7%	14.4%
繊維、縫製	1.2%	1.1%	0.9%	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	0.6%	1.7%	1.9%
その他非耐久消費財	5.3%	4.9%	4.0%	2.9%	2.5%	3.0%	1.9%	2.9%	3.5%	4.0%
一般消費財	12.2%	11.2%	9.1%	6.6%	5.7%	7.0%	4.4%	6.0%	3.7%	4.2%
<b>エネルギー</b>	<b>29.7%</b>	<b>35.8%</b>	<b>18.5%</b>	<b>12.2%</b>	<b>16.3%</b>	<b>13.7%</b>	<b>9.4%</b>	<b>11.4%</b>	<b>33.8%</b>	<b>9.6%</b>
<b>原材料及び中間財</b>	<b>11.1%</b>	<b>9.4%</b>	<b>5.2%</b>	<b>3.2%</b>	<b>4.6%</b>	<b>4.1%</b>	<b>2.9%</b>	<b>4.0%</b>	<b>8.9%</b>	<b>3.7%</b>
食料用	5.2%	4.4%	2.4%	1.5%	2.1%	1.9%	1.4%	1.9%	4.4%	1.8%
農業用	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%
繊維、皮革、ゴム	1.3%	1.1%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%
化学、染料	2.5%	2.1%	1.2%	0.7%	1.0%	0.9%	0.7%	0.8%	2.0%	0.8%
建設資材	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.5%	1.1%	0.5%
鉱物、金属	0.8%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.5%	0.2%
その他	0.4%	0.4%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.7%	0.3%
<b>資本財</b>	<b>13.0%</b>	<b>12.5%</b>	<b>41.7%</b>	<b>59.7%</b>	<b>57.6%</b>	<b>55.8%</b>	<b>71.0%</b>	<b>61.8%</b>	<b>35.7%</b>	<b>62.3%</b>
農業用車輛	1.2%	1.1%	3.8%	5.4%	5.2%	5.0%	6.4%	5.5%	6.6%	11.4%
業務用車輛	6.8%	6.5%	21.9%	31.3%	30.2%	29.3%	37.2%	20.7%	1.6%	2.7%
その他輸送機械	0.5%	0.5%	1.5%	2.2%	2.1%	2.1%	2.6%	1.5%	0.9%	1.6%
特定産業用機械	0.4%	0.4%	1.4%	2.0%	2.0%	1.9%	2.4%	21.7%	2.9%	5.0%
その他	4.1%	3.9%	13.1%	18.8%	18.1%	17.6%	22.4%	12.5%	23.8%	41.5%
<b>合計</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>

出所：BCC (2013) Rapport Annuel。

補足：金額は FOB。2011-2013 年は予測。

## (2) 国別輸出・輸入動向

過去 10 年間 (2004 年から 2013 年)、コンゴ (民) の貿易総額が増加する中、EU 加盟国、北アメリカ、日本などの OECD 諸国の構成比は輸出入双方で低くなっている。代わって非

OECD 諸国の構成比が高まってきており（2004 年から 2013 年の間に、輸出で 32.2%ポイント、輸入で約 33.6%ポイント上昇）、2013 年には輸出入双方で 70%以上を非 OECD 諸国が占めている。ただし、OECD 諸国の構成比は減少しているが、EU 加盟国、北アメリカ、日本の構成比は過去 10 年間であまり変化していない。それ以外の OECD 諸国の構成比が下がり（構成比：30.1%から 1.1%に減少）、代わりに非 OECD 諸国との結びつきが強くなってきていると考えられる。非 OECD 諸国の中でも中国との関係が急速に深くなっており、特に輸出に関しては、2011 年に中国一カ国への輸出額がそれまで最大だった EU 諸国を超え、翌年には全 OECD 諸国への輸出額を上回った。

表 2-6 国別輸出額・輸入額の推移

輸出額

(1) 金額 (100 万ドル)

地域・国名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
<b>OECD諸国</b>	<b>1,151.5</b>	<b>1,884.0</b>	<b>1,600.0</b>	<b>2,603.1</b>	<b>1,210.9</b>	<b>1,576.5</b>	<b>2,384.2</b>	<b>2,516.1</b>	<b>2,398.4</b>	<b>2,965.1</b>
EU諸国	864.8	1,443.6	1,430.4	2,143.0	936.2	1,230.0	1,884.5	1,971.4	1,887.2	2,307.1
北アメリカ	126.1	429.7	134.2	449.0	243.7	293.2	445.2	477.3	451.5	575.1
日本	8.8	5.3	3.9	6.6	22.2	42.5	41.3	51.5	45.5	60.5
その他	151.8	5.4	31.5	4.5	8.8	10.8	13.2	16.0	14.3	22.4
<b>非OECD諸国</b>	<b>787.6</b>	<b>518.6</b>	<b>1,105.0</b>	<b>3,544.6</b>	<b>5,659.2</b>	<b>2,794.3</b>	<b>6,093.3</b>	<b>6,956.2</b>	<b>6,344.6</b>	<b>7,939.4</b>
中国	-	-	-	-	411.3	456.2	1,392.4	2,164.7	2,833.3	3,728.3
ブラジル	-	-	-	-	93.7	76.4	193.5	203.5	193.0	254.1
南アフリカ	-	-	-	-	197.3	81.5	200.8	252.1	700.5	847.4
その他	-	-	-	-	4,956.9	2,180.2	4,306.6	4,335.8	2,617.7	3,109.6
<b>合計</b>	<b>1,939.1</b>	<b>2,402.7</b>	<b>2,705.0</b>	<b>6,147.7</b>	<b>6,870.0</b>	<b>4,370.8</b>	<b>8,477.4</b>	<b>9,472.3</b>	<b>8,743.0</b>	<b>10,904.6</b>

(2) 構成比 (%)

地域・国名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
<b>OECD諸国</b>	<b>59.4%</b>	<b>78.4%</b>	<b>59.1%</b>	<b>42.3%</b>	<b>17.6%</b>	<b>36.1%</b>	<b>28.1%</b>	<b>26.6%</b>	<b>27.4%</b>	<b>27.2%</b>
EU諸国	44.6%	60.1%	52.9%	34.9%	13.6%	28.1%	22.2%	20.8%	21.6%	21.2%
北アメリカ	6.5%	17.9%	5.0%	7.3%	3.5%	6.7%	5.3%	5.0%	5.2%	5.3%
日本	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%
その他	7.8%	0.2%	1.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
<b>非OECD諸国</b>	<b>40.6%</b>	<b>21.6%</b>	<b>40.9%</b>	<b>57.7%</b>	<b>82.4%</b>	<b>63.9%</b>	<b>71.9%</b>	<b>73.4%</b>	<b>72.6%</b>	<b>72.8%</b>
中国	-	-	-	-	6.0%	10.4%	16.4%	22.9%	32.4%	34.2%
ブラジル	-	-	-	-	1.4%	1.7%	2.3%	2.1%	2.2%	2.3%
南アフリカ	-	-	-	-	2.9%	1.9%	2.4%	2.7%	8.0%	7.8%
その他	-	-	-	-	72.2%	49.9%	50.8%	45.8%	29.9%	28.5%
<b>合計</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>

輸入額

(1) 金額 (100 万ドル)

地域・国名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
<b>OECD諸国</b>	<b>1,285.0</b>	<b>1,885.0</b>	<b>1,237.4</b>	<b>1,935.4</b>	<b>1,299.1</b>	<b>1,802.6</b>	<b>2,324.2</b>	<b>2,466.5</b>	<b>2,456.7</b>	<b>2,826.6</b>
EU諸国	561.3	1,642.6	1,012.8	1,582.3	1,091.6	1,437.9	1,898.8	2,015.4	2,007.2	2,309.5
北アメリカ	84.9	145.0	124.3	236.5	152.3	207.8	272.3	285.9	286.3	329.4
日本	11.5	31.8	33.2	37.1	40.6	53.6	63.2	71.2	68.9	79.3
その他	627.4	65.6	67.0	79.5	14.7	103.3	89.9	94.0	94.3	108.5
<b>非OECD諸国</b>	<b>789.9</b>	<b>805.4</b>	<b>1,654.5</b>	<b>3,321.6</b>	<b>5,426.9</b>	<b>3,146.1</b>	<b>5,717.8</b>	<b>6,449.5</b>	<b>6,220.2</b>	<b>7,178.9</b>
中国	-	-	-	-	1,150.7	646.7	1,193.9	1,825.5	1,543.6	2,221.4
ブラジル	-	-	-	-	55.8	54.4	78.9	77.7	80.0	92.4
南アフリカ	-	-	-	-	108.9	111.6	130.5	148.5	1,226.3	1,193.1
その他	-	-	-	-	4,111.4	2,333.4	4,314.6	4,397.9	3,370.4	3,672.1
<b>合計</b>	<b>2,074.9</b>	<b>2,690.3</b>	<b>2,891.8</b>	<b>5,257.0</b>	<b>6,726.1</b>	<b>4,948.8</b>	<b>8,042.1</b>	<b>8,916.0</b>	<b>8,676.9</b>	<b>10,005.6</b>



(2) 構成比 (%)

地域・国名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
<b>OECD諸国</b>	<b>61.9%</b>	<b>70.1%</b>	<b>42.8%</b>	<b>36.8%</b>	<b>19.3%</b>	<b>36.4%</b>	<b>28.9%</b>	<b>27.7%</b>	<b>28.3%</b>	<b>28.3%</b>
EU諸国	27.1%	61.1%	35.0%	30.1%	16.2%	29.1%	23.6%	22.6%	23.1%	23.1%
北アメリカ	4.1%	5.4%	4.3%	4.5%	2.3%	4.2%	3.4%	3.2%	3.3%	3.3%
日本	0.6%	1.2%	1.1%	0.7%	0.6%	1.1%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
その他	30.2%	2.4%	2.3%	1.5%	0.2%	2.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
<b>非OECD諸国</b>	<b>38.1%</b>	<b>29.9%</b>	<b>57.2%</b>	<b>63.2%</b>	<b>80.7%</b>	<b>63.6%</b>	<b>71.1%</b>	<b>72.3%</b>	<b>71.7%</b>	<b>71.7%</b>
中国	-	-	-	-	17.1%	13.1%	14.8%	20.5%	17.8%	22.2%
ブラジル	-	-	-	-	0.8%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%
南アフリカ	-	-	-	-	1.6%	2.3%	1.6%	1.7%	14.1%	11.9%
その他	-	-	-	-	61.1%	47.2%	53.7%	49.3%	38.8%	36.7%
<b>合計</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>

出所：BCC (2013) Rapport Annuel.

補足：金額はいずれも FOB。2011-2013 年は予測。2007 年以前の非 OECD 諸国の国別数値の情報はなし。

## 2.4.4 アフリカにおける地域経済圏とコンゴ民主共和国

アジアや欧米の域内貿易と比較すると、アフリカ域内の貿易比率は輸出、輸入ともに全体の 10%程度にとどまっている<sup>17</sup>。そこで、アフリカ 54 カ国・地域が加盟<sup>18</sup>する世界最大の地域機関であるアフリカ連合 (African Union: AU) は、8 つの地域経済共同体 (Regional Economic Community: REC) を認知し、まずはそれぞれの共同体で域内貿易の活発化、ヒト、モノ、カネの自由な移動を進めようとしている。AU は、最終的にはアフリカ大陸全体の政治的・経済的統合の実現と紛争の予防、解決を図ることを目指している。

表 2-7 REC の地域統合に向けた進捗状況

地域経済共同体名	設立年	加盟国数	自由貿易	関税同盟	共同市場	通貨同盟
○ 南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community: SADC)	1992	15カ国				
東アフリカ共同体 (East African Community: EAC)	2000	5ヶ国				
西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States: ECOWAS)	1975	15カ国				
○ 東・南アフリカ市場共同体 (Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA)	1994	19カ国				
○ 中部アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of Central African States: ECCAS)	1983	10カ国				
アラブ・マグレブ連合 (Arab Maghreb Union: AMU)	1989	5カ国				
サヘル・サハラ諸国国家共同体 (Community of Sahel-Saharan States: CEN-SAD)	1998	29カ国				
政府間開発機構 (Intergovernmental Authority on Development: IGAD)	1986	8ヶ国				

出所：AU ホームページ (<http://au.int/en/organs/recs>)、AfDB (2014) Tracking Africa's Progress in Figures を基に JICA 調査団作成。

補足：濃いグレーは導入済み (完全に施行されていない場合もある)、薄いグレーは検討中、白は進捗なし。また、「○」はコンゴ (民) が加盟している REC である。

なお上記に加え、中部アフリカ地域には、旧フランス植民地国だったカメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、チャドの 6 ヶ国から構成される中部アフリカ経済通貨共同体 (Economic and Monetary Community of Central Africa: EMCCA<sup>19</sup>) もあるが、AU で正式に認知されているわけではない。EMCCA の全ての加盟国は ECCAS の加盟国でもある。

<sup>17</sup> 他地域における輸出、輸入の域内貿易の比率は、ASEAN は 26%、23.5%、EU は 61.8%、56.3%、NAFTA は 48.5%、33.7% である (AfDB (2014) Tracking Africa's Progress in Figures)。

<sup>18</sup> 日本未承認の「サハラ・アラブ民主共和国」を含む。モロッコは非加盟である。

<sup>19</sup> フランス語では、CEMAC (Communauté Économique et Monétaire de l'Afrique Centrale) となる。



表 2-7 に示した通り、コンゴ（民）は ECCAS<sup>20</sup>、COMESA<sup>21</sup>、SADC<sup>22</sup> の 3 つに加盟している。どの REC も当初の予定からは遅延しているが少しずつ地域統合に向かって調整を進めている中、コンゴ（民）は国内産業保護という理由で、自由貿易協定等の地域統合に向けた動きに同調していない場合が多い。

表 2-8 コンゴ（民）が加盟する REC とコンゴ（民）の参加状況

REC 名	状況	コンゴ（民）の動き
ECCAS	2004 年に自由貿易地域が発足された。2014 年からは、前述の EMCCA との統合を見据えた協議が開始された <sup>23</sup> 。	EMCCA の動きに合わせている。
COMESA	2000 年には 14 ヶ国 <sup>24</sup> が COMESA 自由貿易協定を受諾した。2009 年に関税同盟への移行が宣言されたものの、未だ域内関税撤廃に向けたプロセス中である。	2014 年時点でコンゴ（民）は FTA には参加しておらず、現在ウガンダ、エチオピアと共に参加を準備中である。
SADC	2001 年に自由貿易を目指して関税引き下げの交渉が始まり、2008 年に SADC 自由貿易地域が設立された。一部南アフリカ関税同盟が存在しているが、全体としての関税同盟は締結されていない。	コンゴ（民）はアンゴラ、セーシェル諸島と共に、SADC 自由貿易地域には参加していない。

出所：AfDB (2014) Tracking Africa's Progress in Figures、BCC (2014) Rapport Annuel を基に JICA 調査団作成。

なお、コンゴ（民）が加盟している COMESA と SADC、それに EAC の 3 つの REC (いずれかに加盟している国数：26 カ国) は、東部・南部アフリカ地域の人々の生活の向上及び貧困削減に資する持続可能な経済開発実現と大陸レベルの経済統合の促進を図ることを目的として、2015 年 6 月に 24 カ国<sup>25</sup>が三者間自由貿易地域 (Tripartite Free Trade Area: TFTA) 設立宣言に、内 16 ヶ国<sup>26</sup>が合意文書に署名して、TFTA が設立された。両文書にはコンゴ(民)も署名をしている。今後、2017 年までにアフリカ大陸自由貿易地域の設立を予定している。

いずれの REC においても、下表に示した通り、コンゴ（民）は加盟国の中で最大規模の面積と人口を有する国であり、REC 平均と比べてより高い水準で経済成長をしていることが分かる。特に ECCAS において、コンゴ（民）は ECCAS 全人口の約半数を占めている。

<sup>20</sup> 加盟国は、コンゴ（民）の他、アンゴラ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、赤道ギニア、ガボン、サオトメ・プリンシペの計 10 ヶ国。

<sup>21</sup> 加盟国は、コンゴ（民）の他、ブルンジ、コモロ諸島、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ケニア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル諸島、スーダン、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエの計 19 ヶ国。現在、南スーダンの加盟を検討中。

<sup>22</sup> 加盟国は、コンゴ（民）の他、アンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル諸島、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエの計 15 ヶ国。

<sup>23</sup> EMCCA は既に共通通貨、議会、裁判所を有しており、加盟国間の関税制度の調整や一般特惠税率の採用を始めるなど、2025 年の経済統合に向けて準備を進めており、それに平仄をそろえるため。

<sup>24</sup> エジプト、ジブチ、スーダン、ケニア、ブルンジ、ルワンダ、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ザンビア、ジンバブエ、コモロ、リビア、セーシェル諸島の 14 ヶ国。

<sup>25</sup> COMESA、SADC、EAC のいずれかに加盟している 26 ヶ国のうち、リビアとエリトリアを除く 24 ヶ国。

<sup>26</sup> 署名国は、コンゴ（民）の他、アンゴラ、ブルンジ、コモロ、ジブチ、エジプト、ケニア、マラウイ、ナミビア、ルワンダ、セーシェル諸島、スワジランド、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエの計 16 ヶ国。

他方、1人あたり名目 GDP を見ると、どの REC 平均と比較してもコンゴ（民）は半分以下の水準にとどまっている。

**表 2-9 REC 及びコンゴ（民）の基礎指標の比較**

REC 名/国名	面積 (平方km)	人口 (千人)	名目 GDP (百万ドル)	1人あたり 名目 GDP (ドル)	実質 GDP 成長率 (%)
ECCAS	6,522,500	158,286	257,754	1,719	4.8
COMESA	10,655,580	492,454	633,495	1,336	1.3
SADC	9,645,405	312,712	678,782	2,315	3.0
コンゴ（民）	2,267,050	74,877	35,754	515	8.8
<b>各 REC に占めるコンゴ（民）の構成比</b>					
ECCAS	34.8%	47.3%	13.9%	-	-
COMESA	21.3%	15.2%	5.6%	-	-
SADC	23.5%	23.9%	5.3%	-	-

出所：面積は世銀（2015）WDI、それ以外は UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/EN/Index.html>)。

補足：全て 2014 年だが、名目 GDP、1人あたり名目 GDP、実質 GDP 成長率は予測。

### 第3章 コンゴ民主共和国における投資動向分析

#### 3.1 投資の動向

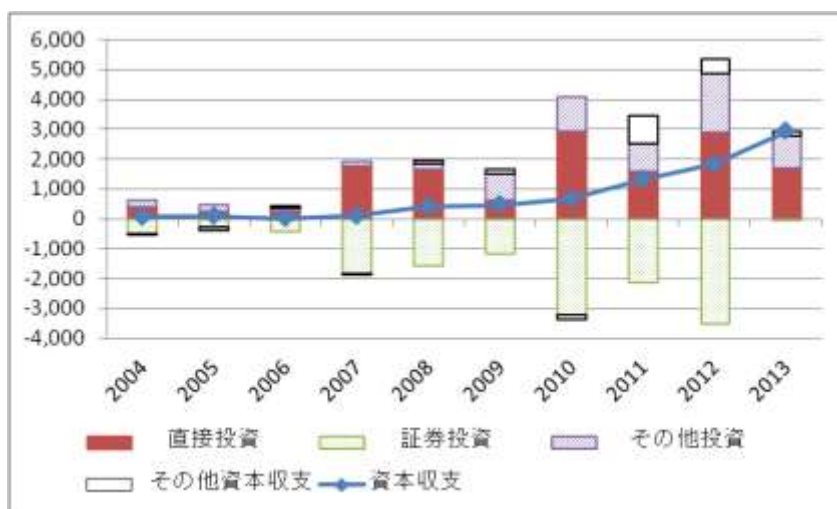
GDP に占める総資本形成の割合は、過去 10 年の間、増加傾向が続いている。2005 年の 11.8% から 2008 年の 14.0% へと緩やかに増加した後、2008 年から 2011 年にかけて倍増した（14.0% から 29.2%）。2011 年から 2013 年にかけては微減しているものの、約 30% の GDP が総資本形成に充てられており、コンゴ（民）における設備投資が拡大していると推察される。



出所：BCC (2013) Rapport Annuel。  
 補足：数字は総資本形成の割合。

図 3-1 GDP に占める総資本形成の割合の推移

コンゴ（民）の国際収支統計における資本収支は、過去 10 年間、黒字が続いている。特に 2007 年からは直接投資の黒字額が伸びていることから、他国からの資金の流入が増加していることが分かる。

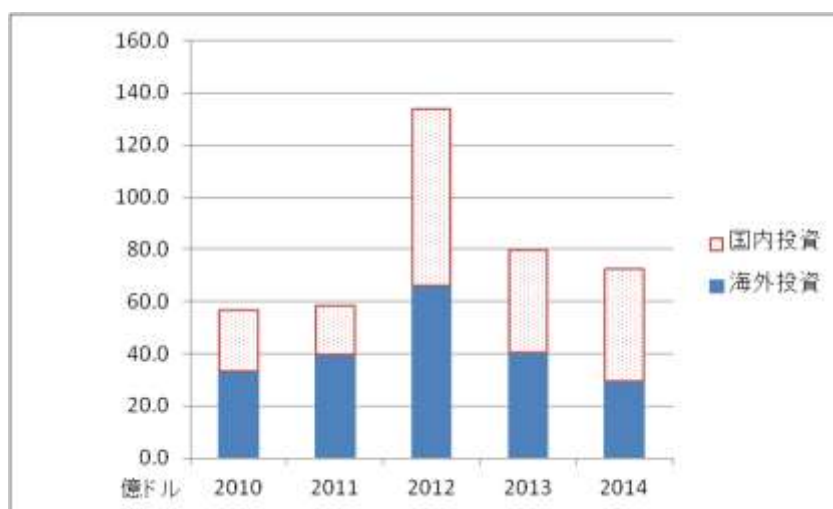


出所：BCC (2013) Rapport Annuel。

図 3-2 資本収支の推移

コンゴ(民)の投資促進公社(Agence Nationale pour la Promotion des Investissements: ANAPI)で把握している外国及び内国直接投資額<sup>27</sup>についての動向をみると、同国では 2010 年から 2012 年にかけて外国ならびに内国投資額は上昇し、2012 年には 134 億ドルに達した。その後、2013、2014 年と外国投資額も内国投資額も減少し、2014 年は 2012 年のピーク時の半分程度に下落したものの、2010 年水準は上回っている。

外国投資と内国投資の構成比をみると、2011 年までは外国投資額が過半数を占めていたものの、2012、2013 年は外国、内国投資額がほぼ同じ割合になり、2014 年には内国投資額が全体投資額の約 60%を占めるようになった。



出所：ANAPI からの提供資料を基に JICA 調査団作成。

図 3-3 種類別投資動向

過去 5 年間の投資額 (外国及び内国の合計) の累計は 401 億ドルとなっている。そのうち 60%以上を鉱業が占めており、サービス業 (24%)、製造業 (11%) が続いている。また投資額の推移をみると、年によって比率にばらつきは見られるものの、常に全体投資額に占める鉱業の割合が約 50%を占めている。逆に農林業の割合は常に全体投資額の 5%以下となっており、投資に関しても鉱業に強く依存している傾向がうかがえる。

鉱業を除いた過去 5 年間の投資案件数 (外国及び内国の合計) の累計は 658 件である。そのうち 320 件がサービス業、279 件が製造業への投資案件となっており、90%以上をこの 2 業種が占めている。また案件数の推移を見ると、サービス業及び製造業の案件が毎年 50 件以上となっているのに対し、農林業及びインフラの案件はここ 3 年間、一桁にとどまっている。

<sup>27</sup> ここでいう直接投資とは、事業会社が子会社の設立や株式取得による現地企業の買収等を通じて事業を行うことを目的とした投資のことを指す。配当や金利といったインカム・ゲイン、売却益といったキャピタル・ゲインを得ることを目的とした間接投資に対する概念である。また、コンゴ(民)では海外資本が 10%以上の企業を海外投資とみなしており (Code des investissements, Article 2)、ANAPI では、そのうち投資法と鉱業法に基づき投資を認可した直接投資案件の状況のみを把握している。

表 3-1 業種別投資動向

金額：億ドル  
 件数：件  
 構成比：%

業種	2010		2011		2012		2013		2014		5年間累計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
サービス業	5.3 (9.3%)	52	20.5 (35.0%)	84	26.4 (19.7%)	72	18.9 (23.7%)	51	24.8 (34.2%)	61	95.9 (23.9%)	320
製造業	9.3 (16.5%)	52	7.7 (13.1%)	54	12.5 (9.3%)	59	6.0 (7.5%)	53	9.2 (12.7%)	61	44.7 (11.1%)	279
農林業	3.2 (5.7%)	14	0.6 (1.0%)	12	0.5 (0.4%)	9	0.2 (0.3%)	5	0.1 (0.1%)	3	4.7 (1.2%)	43
インフラ	0.2 (0.4%)	3	1.0 (1.7%)	5	0.4 (0.3%)	2	0.5 (0.7%)	4	1.8 (2.5%)	2	3.9 (1.0%)	16
鉱業	38.5 (68.1%)	-	28.8 (49.2%)	-	94.2 (70.3%)	-	54.1 (67.8%)	-	36.6 (50.5%)	-	252.2 (62.8%)	-
合計	56.6 100%	121	58.6 100%	155	134.0 100%	142	79.8 100%	113	72.5 100%	127	401.3 100%	658

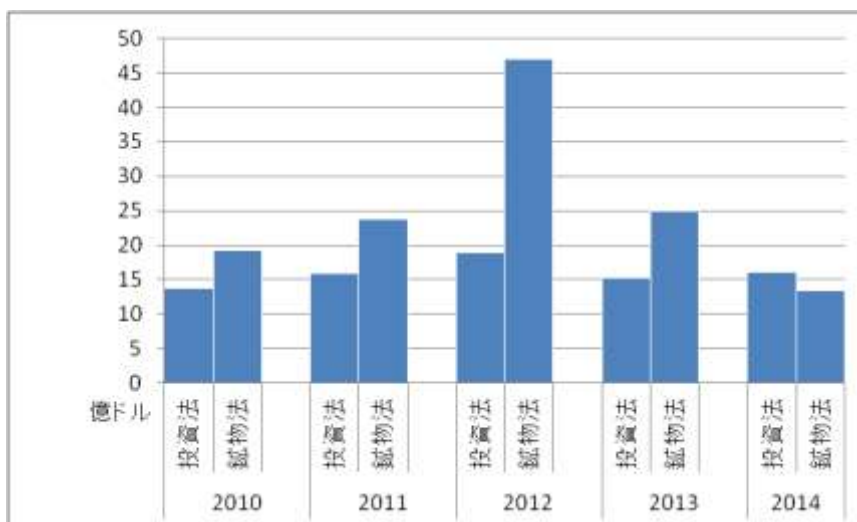
出所：ANAPI からの提供資料に基づき JICA 調査団作成。

補足：鉱業の件数についてはデータがないため、構成比も計算していない。

### 3.2 外国投資の動向

#### 3.2.1 外国投資の動向と投資の形態

投資法に基づく外国投資認可額は、2010 年から 2012 年に増加し、2014 年にかけて減少している。過去 5 年間で全体としてみると微増していることが分かる（2010 年から 2014 年の間に 13 億ドルから 16 億ドルとなった）。他方、鉱物法に基づく外国投資認可額は、2010 年から 2012 年にかけて増加していたものの（19 億ドルから 47 億ドル）、2012 年以降は減少傾向にある（2014 年は 13 億ドル）。その結果、2014 年には過去 5 年間で初めて、投資法に基づく外国投資認可額が鉱物法に基づく外国投資認可額を上回った。鉱業以外の外国投資も徐々に増えていくものと考えられる。



出所：ANAPI からの提供資料に基づき JICA 調査団作成。

図 3-4 認可根拠法別の外国・内国投資額の推移

### 3.3 代表的外国投資事例と傾向

コンゴ（民）には、木材や鉱物などの豊富な天然資源を背景に、資源関連産業への外資企業の進出が進んできた。特に世界有数の鉱脈を有している旧カタンガ州を中心に、外資鉱業企業が投資を行っており、その多くは、GÉCAMINES をはじめとした国営鉱業会社とのコンセッション方式によるものである<sup>28</sup>。

資源関連産業を除く企業の海外進出パターンは、伝統的に水平的直接投資と垂直的 direct 投資の2つに分けることができる<sup>29</sup>。水平的直接投資では、主に（完成品の輸出に係る）貿易コストの削減と現地市場の獲得を目的とし、販売先で最終財の生産を行う。次に、垂直的 direct 投資では、主に生産コストの削減を目的とし、労働集約的な生産工程を低賃金国に移転させ国際分業を行う。下表にそれぞれの特徴をまとめた。

表 3-2 企業の海外進出パターン

	水平的直接投資	垂直的 direct 投資
メリット	貿易コストの削減	生産コストの削減
主な進出先	市場規模の大きい国	低賃金国

出所：経済産業研究所、内閣府等の文献を元に JICA 調査団作成

資源関連産業に対する投資を除き、コンゴ（民）では、その市場規模の大きさを魅力と感じて投資をする外国企業（水平的 direct 投資）が多く見られる。業種としては、近年コンゴ（民）政府が国内のインフラ整備を積極的に推進するようになり、それを受けて特に最近では建設関連分野への投資が目立っている。これらの外国企業を進出時期別にみると、2006年まで内戦が続いていた国であるにもかかわらず、元宗主国のベルギーからの投資を含め、2006年以前から長期にわたってコンゴ（民）で事業を行っている企業が多いことが分かる。

なお、後述の通りコンゴ（民）のビジネス環境はまだ整備されていない部分が多く、特に物流、税務、労務に関してはそれぞれ高度な専門知識と関係当局との交渉が求められている。そのため、外資、内資に関わらずそれらに特化した形のコンサルティングやサービスを提供し、他企業の代行業務を行っている企業も多く見られた。

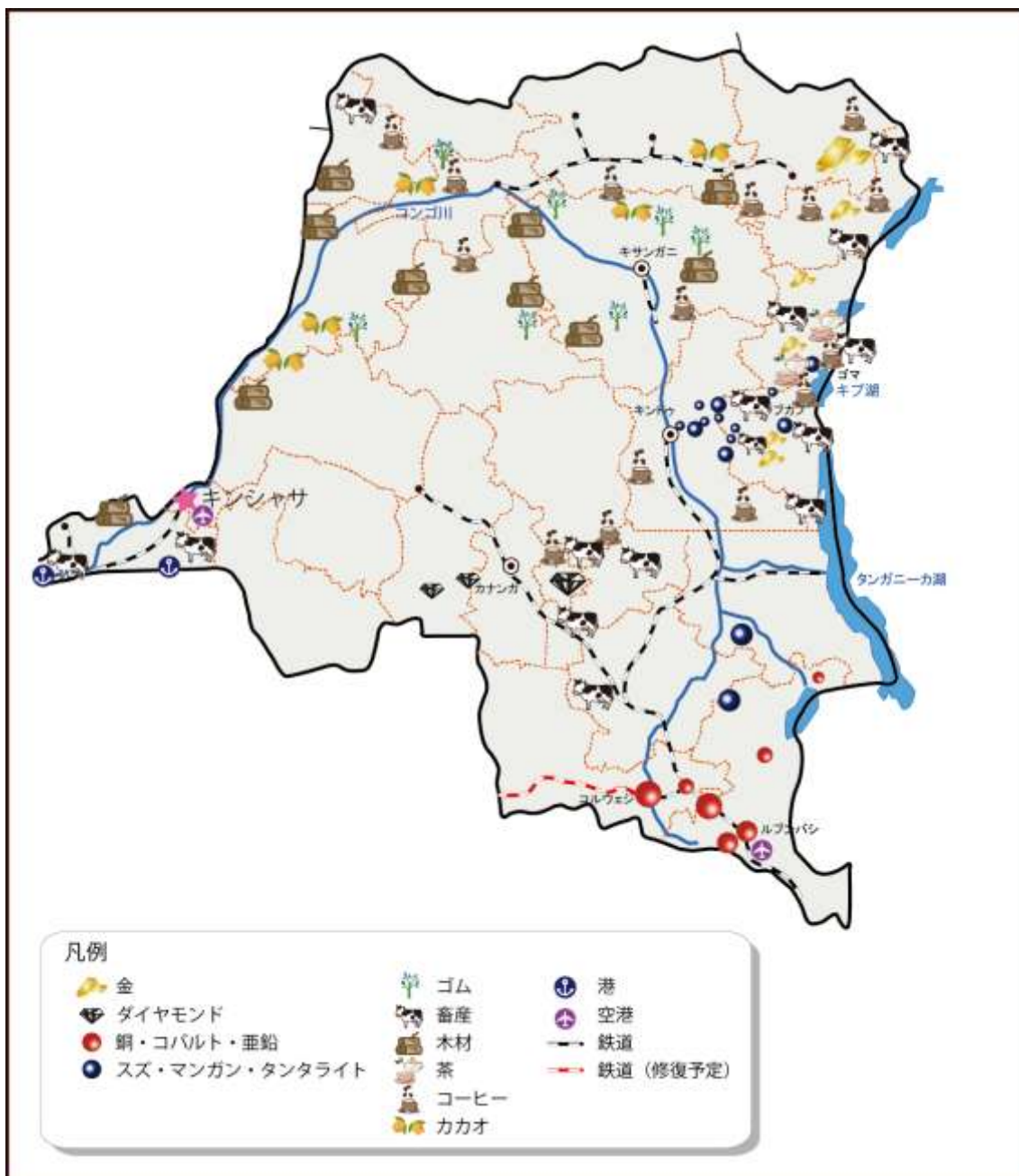
<sup>28</sup> 1995年まで国が国営企業を通じて全鉱業権を保有していたが、1996年からコンゴ（民）政府が国営企業と民間企業とのコンセッション方式で鉱業事業を運営することを認める方針を打ち出した（JOGMEC（2008）コンゴ民主共和国の投資環境調査）。

<sup>29</sup> 国際貿易と貿易政策研究メモ（2011年、経済産業研究所）、日本経済 2012-2013（2012年、内閣府）、企業の海外進出と収益力（2014年、日本銀行）他

## 第4章 コンゴ民主共和国の投資ポテンシャル分析

### 4.1 投資ポテンシャルに関する各要素の現状

資源賦存、主な農林水産品の産出地域は下図に示す通りである。鉱物資源、農林水産品等に関する詳細は後述の通りである。



出所：ANAPI 他の資料を基に JICA 調査団作成。

#### 4.1.1 鉱物資源概要

##### (1) 資源の概要

コンゴ（民）の豊富な鉱物資源は、大きく北東部キブ地方からカタンガ地方を経て、東



西両カサイ地方に至る弧を描く地域に賦存している。旧カタンガ州では、銅、コバルトを始めとする鉱物資源が豊富であり、旧東部州から南北キブ、マニエマ、東西カサイ地方においては、金、ダイヤモンド等の鉱物資源の採掘が行われている。また、石油・ガスについては、大西洋及び、東部大地溝帯周辺に埋蔵があるとされる。主な鉱物資源の産地と産出に関する特徴、埋蔵量は下記の通りである。

表 4-1 コンゴ（民）における主な鉱物の生産と賦存

分類	主な産地	産出量と特徴	埋蔵量等
銅	カタンガ	鉱石産出は、2015年の世界シェア5.3%で、6位（99万トン）。	2000万トンの埋蔵量（世界の埋蔵量の0.3%）。
コバルト	カタンガ	鉱石産出では、2015年に6.3万トンで世界シェア50.8%、最大の産出国。	埋蔵量でも340万トンで世界総埋蔵量の48%を賦存。
タンタル	南北キブ	鉱石輸出では、2014年の世界シェア16.7%で2位。鉱物生産では、200万トンで、世界第2位。	埋蔵量は不明。
ダイヤモンド	東カサイ、西カサイ、オリエンタル	小規模・零細鉱山での採掘が中心。国営企業（Miba）、外資（Banro社、カナダ）が操業中。1300万カラット産出で、世界第2位。	1.5億カラットの埋蔵量で、世界の埋蔵量の21.4%を賦存。
錫	カタンガ、北キブ、南キブ	鉱石輸出では、2014年の世界シェア1.2%で10位。	-
金	マニエマ、北キブ、南キブ	小規模・零細鉱山での採掘が中心。	-
鉛	カタンガ、北キブ、南キブ、マニエマ	小規模・零細鉱山での採掘が中心。	-
マンガン	カタンガ	カタンガ西部で国営企業・Kisenge Manganeseが採掘。	-
石油・ガス	大西洋岸	日産2万バレル。	埋蔵量は1.8億バレル。キブ地方のアルベール湖周辺（Albertine Graben）等東部等でも埋蔵。
石炭	カタンガ	Gécaminesがカタンガで産出。	-

出所：米国地質研究所「Mineral Yearbook」2012年版及び2016年版、JOGMEG「世界の鉱業の趨勢 2015年版」、Le Mond Diplomatique (july 2006) <http://mondediplo.com/>を参考に調査団作成。

注：州は全て旧州名。

## (2) 鉱業業界の構造

鉱業分野の業界構造は、多国籍企業、又は中規模企業による操業と、小規模鉱山労働者による採掘の二つの対極的なアクターによって構成されている。前者は銅、コバルトと鉱物が中心で、コンゴ（民）は銅、コバルト等を扱う Freeport and McMoran 等多国籍企業の大規模な操業拠点となっている<sup>30</sup>。ダイヤモンド、金などは後者の存在が大きい。小規模で場

<sup>30</sup> 各社のウェブサイトを参照。



合によってはインフォーマルに操業している<sup>31</sup>。

### (3) 資源利用に関する規制及び税制等の変化の動き

2011年から鉱業法上の鉱業税及び政府最低権益比率の引き上げのため、コンゴ（民）政府が法改正作業に入っていると伝えられていた。しかし、鉱物資源価格が下落し、各社の経営状況が悪化する中で、改正法案は廃案となった<sup>32</sup>。

鉱物資源については、公共財政管理の規正に関する国際的なモニタリングの枠組みである採取産業透明性イニシアティブ（Extraction Industry Transparency Initiative: EITI）がある。コンゴ（民）は2012年の報告が十分になされなかったとして、候補国から外された。しかし、2014年には十分な報告がなされたとして、「遵守国」認定がなされている。

紛争資源を巡る国際動向としては、米国では資源収入の資金の流れを規正し、紛争関係者の資金源となることを防ぐために、米国金融規制改革法（Dodd-Frank 法、Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010, HR1473）が成立した。これを受けて、米国でコンゴ（民）産の鉱物を利用する際には、ニューヨーク証券取引委員会への利用の報告義務が生じている。また、EUでも紛争資源利用に関する自己承認義務化、OECDによる鉱物資源利用に関するデューデリジェンス策定等の動きがあった。

### (4) 鉱業分野における投資潜在性と課題

鉱山開発、採掘においては、資機材、物資（鉱山における労働者用の食料、生活雑貨も含める）等多くの関連する需要を創出する。また、製錬工程には化学品が必要となるため、大手の鉱山では独自の薬品製造設備を有している。旧カタンガ州の州都ルブンバシでは、こうした資機材業者、建設業、小売等のビジネスが見られる。また、これまでも、人材派遣、税務、物流等のコンサルタント業、周辺サービス分野が存在し、専門的なサービスへのニーズも見られる。

課題としては、鉱物資源価格の下落、加工に必要な電力供給の不足、国際的な法制度や貿易に関する規制等が挙げられる。銅などの製錬では、大量の電力を要する。そのため、企業インタビューでは、ルブンバシ地域では昼間電力の不足が著しいとのことであった。このような状況から、業界全体として投資が落ち込み、事業の縮小を検討する動きがある。

## 4.1.2 農業・畜産

### (1) 資源の概要

農業は自給自足及び国内消費用の食糧生産、輸出用・産業用の作物生産が可能だが、多くの国民が生産に従事するのは自給自足農業で、農業生産の大部分を占める。また、広大

<sup>31</sup> Banque Mondiale (2010) “Etude diagnostique sur l’intégration du commerce”

<sup>32</sup> Chambre des Mine ウェブサイト

(<http://chambreminesrdc.com/congo-drops-plan-to-change-mining-code-after-industry-opposition/>)。改正案では、ロイヤルティ、利益税、最低政府権益比率の引き上げとともに、新税（超過利潤税）の設定も盛り込まれていた（以上、出所：JOGMEG「世界の鉱業の趨勢 2015」）。

な国土では地域によって気候帯も違うため、耕作に適する作物が変わる。コンゴ（民）における農業生産は 1990 年代以降大きく低減している。植民地時代より生産実績のある作物も含めて、生産地域を纏めたのが下記の表である。

表 4-2 コンゴ（民）における主な農作物の生産地

	産品	主な産地	生産の特徴
食糧	キャッサバ	バコンゴ バンドウンドゥ 赤道 東カサイ 西カサイ オリエンタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自給自足農業による生産。全国で生産しているが、特に北西部で生産が盛んである。</li> <li>・ 年間生産量約 150 万トン。</li> <li>・ 高付加価値化では、キャッサバ粉、でんぷん、コンゴ料理（シクワンなど）への加工等幅広い利用可能性があるが、現状では、加工業者が限られる。</li> <li>・ 大手購買者となる加工業者が不足していて、流通形態は未成熟。</li> </ul>
	メイズ	カタンガ 東カサイ 西カサイ バンドウンドゥ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自給自足農業中心。コンゴ（民）における重要な穀物。</li> <li>・ 国内および地域市場での需要が高い。</li> <li>・ 国内流通では都市にある主要な製粉業者が力を握っている。</li> </ul>
	米	赤道 オリエンタル マニエマ 東カサイ 西カサイ 北キブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自給自足農業中心。左記以外に灌漑が可能なバコンゴ、バンドウンドゥ、キンシャサ近郊でも生産が見られる。</li> <li>・ 国内での需要が大きい。食用及びビール製造に利用している。但し流通が十分に発達していない。また、精米技術が十分に浸透していない。</li> </ul>
	落花生	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間生産量 50 万トン以下。</li> <li>・ 主に国内消費。加工業者がなく、乾燥品の輸出が難しい。</li> </ul>
	豆類	北キブ 南キブ カタンガ バコンゴ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間生産量 20 万トン程度。</li> <li>・ 加工業者がなく、乾燥品の輸出が難しい。主に国内消費。</li> </ul>
	プランテーション	オリエンタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自給自足農業。</li> </ul>
産業用又は輸出用	アブラヤシ	バコンゴ バンドウンドゥ 赤道 オリエンタル 西カサイ 東カサイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プランテーション及び小規模生産者による生産。</li> <li>・ 国内総生産量は年間 30 万トンと推計。そのうち、産業用プランテーションで生産される量は 50 万トン程度で、30 万トンが天然のもの、20 万が小農によると推計される。</li> <li>・ 小規模生産者による産品は品質に問題が多い。また、近代的な加工工場がほとんど存在しない。</li> <li>・ 近代的なプランテーションは、左記の各州に散在。近隣の小農からの購買を計画する社もある。</li> </ul>
	ゴム	バコンゴ 赤道 バンドウンドゥ オリエンタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 分の 3 は輸出され、残りは国産のタイヤ、製靴に利用される。植民地時代から続いた生産は、70 年代のザイル化政策によりプランテーションが接収されると、生産量が大きく低下し、契約するなどして大規模農場へ産品を納品していた周辺の小規模農家もほぼなくなった。</li> </ul>

	産品	主な産地	生産の特徴
産業用 又は 輸出用	コーヒー	(アラビカ豆) キブ  (ロブスタ豆) 赤道 オリエンタル バコンゴ 東カサイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>アラビカ種、ロブスタ種双方、各地の気候と土壌の性質に合っているため、高い潜在性を有する。</li> <li>主に小規模農家による生産。生産性が低く、収穫後処理にも問題があるため、買取価格が低い。</li> <li>規模の大きな畑を持つプランテーションも少数ある。小規模農家よりは生産性が高い。</li> <li>農村部に処理業者がなく、仲買人が買い付けていく。</li> <li>キブにおけるアラビカ豆はルワンダ、ウガンダ経由で北部回廊を経て輸出されるが、その際にルワンダ産、ウガンダ産として加工・売買される。</li> <li>ロブスタ豆はキンシャサ、マタディを經由して輸出される。</li> </ul>
	カカオ	バコンゴ 赤道（北部） オリエンタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>高いポテンシャルを有するが、生産性が低く、収穫後処理も十分にできないため、品質が低い。</li> <li>マニエマ、バンドウンドウ、カサイ（北部）、北キブでも生産可能。</li> <li>キンシャサ、マタディ経由で輸出される。</li> </ul>
	その他	茶（キブ）、サトウキビなど。	
畜産	酪農	キブ キンシャサ カタンガ バコンゴ 東カサイ 北キブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間 500 万リットルの生乳生産。</li> <li>加工品であるチーズは流通量がまだ限られているが、近隣都市で流通が見られる。</li> </ul>

出所：世銀（2010）”Eude diagnostique sur l’integration du commerce”、UNDP（2014）”Etude de faisabilité d’un Programme africain d’aide aux fournisseur de l’agrobusiness (PAAFA) dans quatre provinces de la République democratique du Congo”に基づき調査団作成。

注：州は全て旧州名。

## (2) 農業分野の投資における法制度と振興政策

農業及び漁業分野の投資とインセンティブは、農業基本法（Loi n° 11/022 du 24 decembre 2011 portant principes fondamentaux relatifs l’agriculture）によって規定されている。同法では、インセンティブとともに、外国人の農業用地のアクセスについて、制限を加える内容となっている。

農業及び関連産業振興に向けて国家農業投資計画（Plan national d’investissement agricole: PNIA）を策定している。この中で、農業投資促進に向けた特別地域の設置を計画し、最初の例としてキンシャサ近郊にブカンガロンゾ（Bukanga-Lonzo）に農業パーク（Parc-agroindustriel）を設置した。

## (3) 農業分野における投資潜在性と課題

コンゴ（民）は、耕作可能地域のうち、10%のみが利用されているにすぎない。また、

残りは全く手つかずの状態に残っている<sup>33</sup>。2.4.3で概観したとおり、食品についても多くを輸入に頼ることから、国内及び周辺国を含めた食糧需要に対応する潜在性は高いと考えられる。また、コーヒーなど国際市場においても引き続き需要の伸張が見られそうな作物も見られる。

一方、課題としては、以下の点に留意する必要がある。まず、農業コンセッションを行う場合は、外国投資家の場合、土地取得のためにコンゴ（民）資本のパートナーを探す必要がある。

生産には、灌漑、物流等の生産、輸送インフラが未整備の地域が多く、種苗ほか国内調達が困難な農業資機材が多い。また、作物及び生産地域に適した生産技術に関する知識が十分に蓄積されていないか、外国人が容易に入手できる形で整理されているわけではない。こうした点を踏まえた事業計画の策定が必要となる。

買い付けの場合の留意事項としては、輸送インフラ、地方におけるコールドチェーン、倉庫等の不備のほか、コーヒーの場合、輸出において輸出税がかかることが挙げられる。

#### 4.1.3 森林資源と REDD プラス

##### (1) 資源の概要

コンゴ（民）における総森林面積は、1.526 億ヘクタール（ha）で、全国土の 67.3%を占める。2000 年以降年率 0.2 パーセントの割合で減少しており、年間約 31 万 ha が消失していることになる。2010 年のデータでの世界的な年間森林変動率水準（0.6%）と比較するとそれほど早い速度で変動しているわけではないが、面積が非常に大きいことから影響が小さいとはいえない。多くの森林は自然林で、植林による人工林の割合は 0.1%以下である。森林は主に北東部から中央部に広がりを見せているが、特に森林面積が広いのは赤道、オリエンタル、北キブ、バンドゥンドゥの各旧州となっている<sup>34</sup>。伐採された木材は多くが薪として使われている。輸出は、多くは丸太の状態での輸出され、加工度は低い。

なお、森林資源に関しては、伐採に関するコンセッションの許可は森林法（Code Forestier、次章参照）において規定される。

##### (2) 森林資源利用に関する法制度

森林資源を伐採、利用する場合には、森林法により規定されたコンセッション手続きを経て認可される必要がある。また、輸出に際しては、輸出許可を取得し、輸出税を支払う必要がある。

##### (3) 森林分野における投資潜在性と課題

燃料利用を除いても、建設需要から、木材そのもの及び木材加工に対する国内での需要

<sup>33</sup> 世銀（2015）“Transport, Economic Growth and Deforestation in Democratic Republic of Congo: Spatial Analysis”。

<sup>34</sup> 一般社団法人国際林業コンサルタント協会、平成 13 年国別レポート（コンゴ民主共和国）

が見込まれる。また、中・長期的には、合板製造、家具等製造等関連産業の形成の可能性がある。

森林資源に加え、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）を利用した資源保全を含む事業の実施可能性がある。森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減（Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries: REDD）または REDD プラスなどを利用した、森林減少・劣化に対する対策、森林保全、持続可能な森林経営を通じた排出権取引などがあるが、国際的にも、制度構築が開始されている。再生可能でクリーンなエネルギーへのアクセスが限られるコンゴ（民）では、REDD 及び REDD プラスの可能性も高く、REDD プラスの制度整備が進められている。

#### 4.1.4 電力開発

コンゴ（民）では、10 万メガワット（MW）の水力発電ポテンシャルがあると推定されている。この総量は世界の水力発電ポテンシャルの 23%に相当する<sup>35</sup>。他方、2030 年の国内 100%電化を政策として打ち立てており、大きな投資需要を有している。インガダムを始めとする大規模プロジェクトが推進される一方、電力分野では国営企業の民営化に引き続き、民間セクターの電力事業参入に向けた制度整備が進められている（詳細については、6.2.11 参照）。

#### 4.1.5 観光資源

生物多様性と変化に富む自然環境には潜在的な観光資源を有している。希少な動植物が生息する 7ヶ所の国立公園と 57ヶ所の自然保護区を有する。しかし、治安の不安、交通インフラの不備によるアクセス不足、観光客受け入れ施設の未整備等が投資阻害要因となっている。そのため現状の観光業の経済への貢献は非常に限られる<sup>36</sup>。

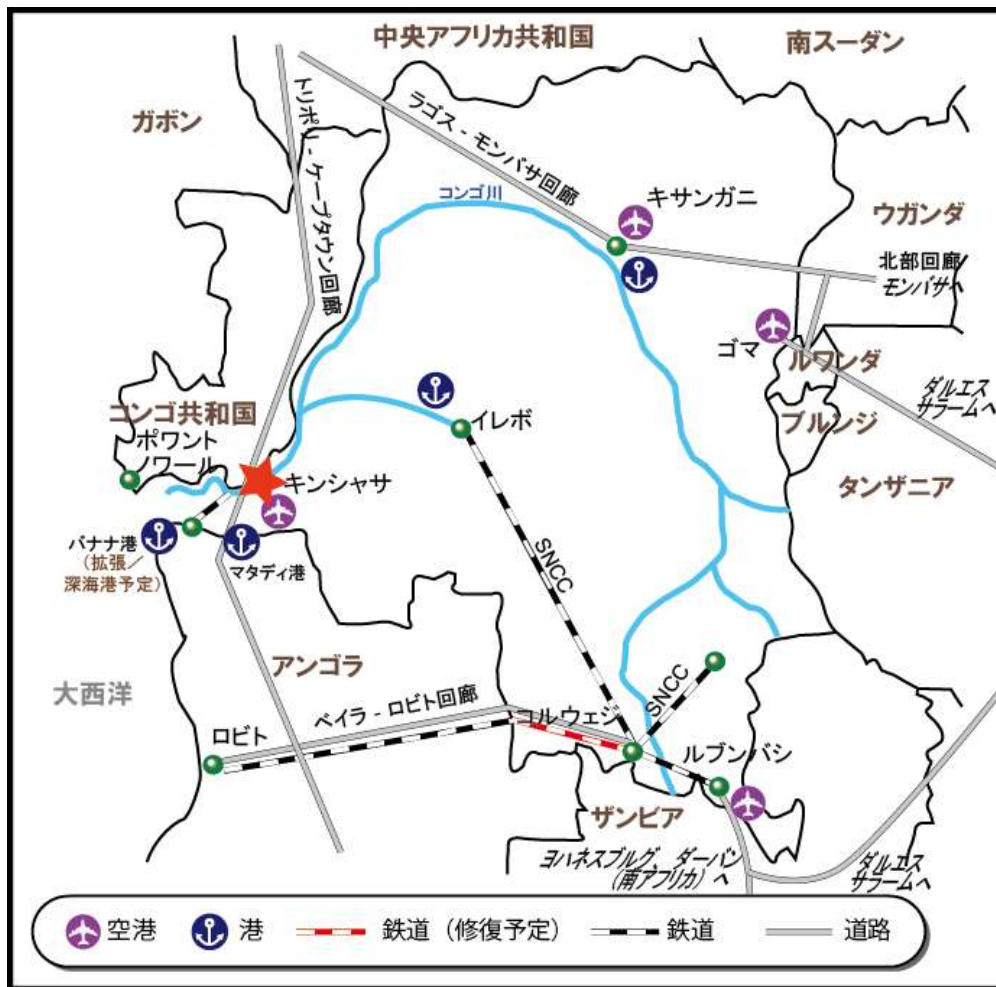
### 4.2 物流ネットワークと市場へのアクセス

#### 4.2.1 物流ネットワークと国内の企業集積

コンゴ（民）国内と周辺国をつなぐ輸送インフラの現状は下記の通りである。

<sup>35</sup> ANAPI 作成の資料による。

<sup>36</sup> World Travel and Tourism Council (2015) "Travel & Tourism: Economic Impact 2015"は、GDP に対する観光の寄与率は、2014 年の 2.2%から 2025 年にかけて同じと想定し、観光による収入は 2025 年までに年率 5.9% 延びていくことを予測している。



出所：各種資料を基に JICA 調査団作成。

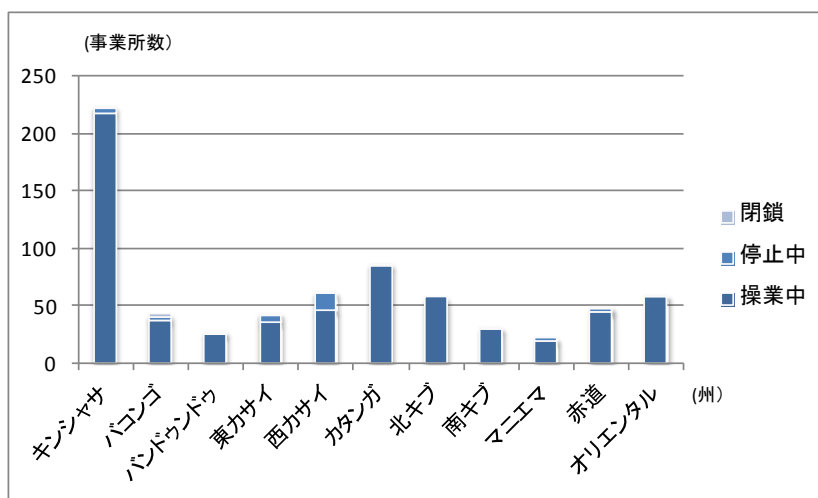
図 4-1 コンゴ（民）及び周辺国の輸送インフラ

第 6 章 6.2.10 で詳細を述べるとおり、国内主要都市を結ぶ物流インフラは十分に整備がされていないため、各都市間の物流はコスト、時間ともに非常に負荷が高い。

産業省 (Ministere d'Industrie) の調査によると、1951 年には、第 2 次産業及び輸送サービスの事業所は全国で 9,600 ケ所あった。そのうち、46.4 パーセントに当たる 4,444 事業所は農業及び農産加工関連であった。また、食品加工業者も 1,000 事業所以上が操業していた。しかし、2010 年の調査では製造業のみの数値ではあるが、操業中の事業所は 647 ケ所となっている<sup>37</sup>。そのうち、食品製造が 217 事業所で 36% を占める。続いて化学工業、木材加工、飲料製造がそれぞれ 14%、11%、11% を占める。

事業所の大きさ等の条件が不明で、業種別のブレークダウンがないため、厳密な産業集積の現状を見ることは困難だが、現在操業中の企業の 3 社に 1 社はキンシャサに集積している (全体の 33%)。鉱物資源関連の企業が集積するカタンガが 13% を占める (下図参照)。

<sup>37</sup> Ministère de l'industrie Cellule d'Etude et de Planification Industrielle (2015), "Plan decennal d'industrialisation de la Republic democrqtique du Congo"



注：州名は旧州名。

出所：Ministere de l'industrie Cellule d'Etude et de Planification Industrielle "Plan decennal d'industrialisation de la Republic democrtique du Congo" を基に JICA 調査団作成。

図 4-2 コンゴ（民）の製造業事業所の分布

物流の接続性と人口の比重から、マタディ港、旧バコンゴからキンシャサ、バンドウンドゥの一部、ザンビア国境からルブンバシ、コルウェジ等カタンガ諸都市が一つのまとまった回廊を形成していると考えられる。

東部、南部においては、SADC、COMESA、及び東アフリカ共同体（EAC）<sup>38</sup>の各メンバー国と国境を接しているため、旧南、北キブ州では EAC、旧カタンガ州では EAC 及び SADC がそれぞれ形成する市場と関係が深い。

#### 4.2.2 輸出における特惠措置等

欧州連合（EU）による「武器以外の全て」スキーム（Everything But Arms: EBA）、先進国での一般特惠関税制度（Generalized System of Preference: GSP）の適応を受けている。各制度の特徴は下記のとおりである。

##### (1) EU: 「武器以外の全て（EBA）」

後発開発途上国から免税・割当なしでの EU への輸出を認めるもの。下記で述べる GSP より多くの品目を対象としている。

##### (2) その他先進国：一般特惠関税（GSP）

先進国において、途上国からの輸入品のうち、所定の農林水産品、鉱工業品については、一般の関税より低い税率での輸入を可能とする制度。我が国では、コンゴ（民）を含む後発開発途上国に対して特別特惠関税を設けていて、GSP より更に低い、または無税による市場アクセスを可能としている品目もある。

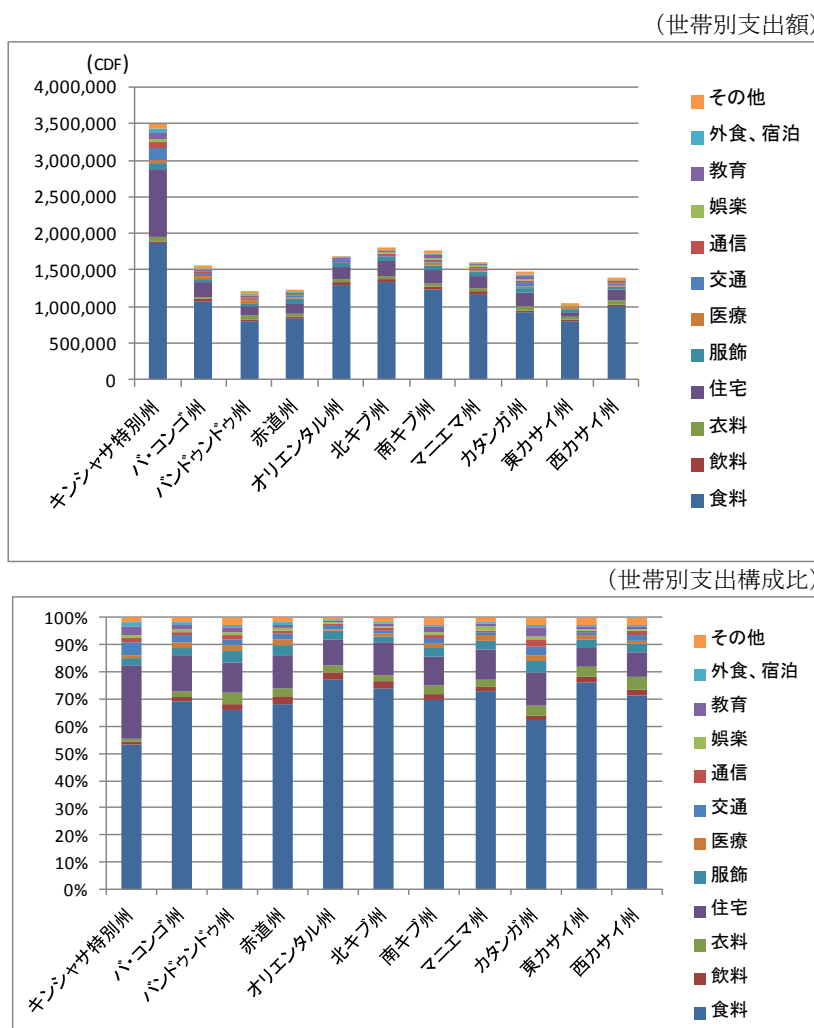
<sup>38</sup> タンザニア、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジで形成されている REC。

### 4.2.3 国内市場規模と産業

人口規模に加え、人口増加率の高さから、地域経済における主要な市場としての潜在性を有している。急速に中間層が拡大しており、その構成比は最近10年間で8%から21%に拡大している(2.3 参照)。これを背景とした食品、消費財、耐久消費財に関する需要は引き続き伸張すると考えられる。

また都市化の進展による、都市におけるインフラ整備や住宅整備、公共サービス、医療・教育等の分野におけるサービスへの潜在的な需要があると考えられる。都市居住者が必要とする食品や消費財への需要は更に高まると考えられる。

他方、下図の世帯別支出構成を見ると、世帯当たりの支出ではキンシャサが突出している。また構成比については、キンシャサにおいては食品が50%台と低く、代わりに住宅に



注：州名は旧名。

出所：INS “Annuaire Statistique” を基に JICA 調査団作成。

図 4-3 コンゴ(民)各州の世帯当たりの支出内訳と構成比

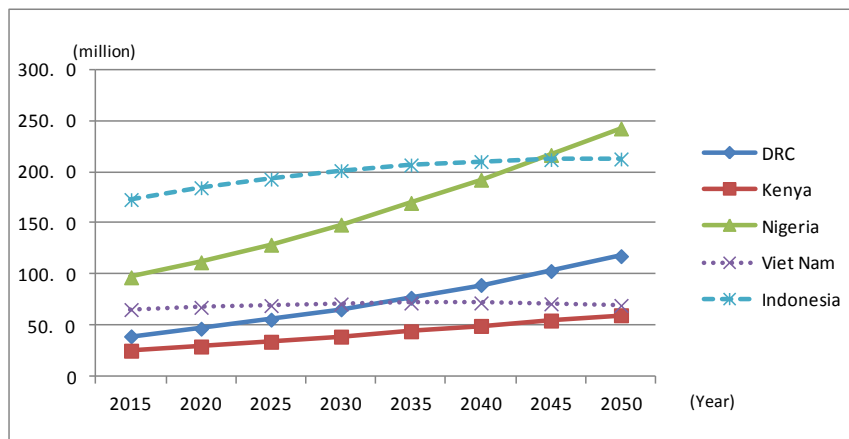


内戦からの復興や道路等の各種インフラ整備は建設需要に結びついている。建設資材の輸入は2006年に740万ドルに落ちた後、2013年には4,680万ドルまで大幅に伸張している。また、中部アフリカにおけるインフラ整備を含めた建設関連プロジェクトの実施者は80%が政府セクターとなっている。また、輸送インフラ（道路整備）への投資が特に大きい<sup>39</sup>。輸送インフラの整備の政策的な必要性を考慮すると、建設及び建設資材に対する需要は大きいと考えられる。

#### 4.2.4 コスト要素

##### (1) 労働人口と賃金

コンゴ（民）は現在でも大きな人口を抱えていることは第2章で述べたが、下図の通り、生産年齢（15歳以上～65歳未満）の人口が長期的に継続して増加していくことが予想されている。アフリカで最も人口が多いナイジェリアには及ばないが、2030年頃にはベトナムの生産年齢人口に追いつくと予測される。



出所：国連人口社会局データを基に JICA 調査団作成。  
 注：生産人口は15～64歳の人口。

図 4-4 コンゴ（民）及びアジア・アフリカ諸国の生産人口の予測（2015-2050）

労働賃金は、一人当たりの所得水準を勘案すると、アジア、アフリカの国々と比較して、安価ではない。これは多くの食品、消費財を輸入に依存するため、物価が高いこと、第6章で述べる通り労働者の権利保護を重視した労働法制に起因するとも考えられる。

表 4-3 コンゴ（民）及びアフリカ、アジア各国における労働賃金比較

	コンゴ(民)*	コートジボワール (アビジャン)	ケニア (ナイロビ)	タンザニア (ダルエスサラーム)	インドネシア (ジャカルタ)	ミャンマー (ヤンゴン)
ワーカー USD 月額	150～250	161～410	206～ 738	125	252	127

出所：JETRO、コンゴ（民）は企業インタビュー結果に基づく。  
 注：カッコ内はデータの基となっている都市。コンゴ（民）については、インタビューにおいて出されたワーカー、一般従業員の最低賃金水準の幅である。

<sup>39</sup> Deloitte & Touche, “Deloitte in Africa: African Construction Report 2014”

(2) 電力に係るコストと質

コンゴ（民）の電力供給は、6.2.11 で詳細を述べるとおり、送電網が敷設された地域が非常に限られること、電力供給の質の面で課題が大きいことが指摘される。料金レベルについてはかなり安価に押さえられている。

表 4-4 コンゴ（民）及びアフリカ、アジア各国における電力料金比較

	コンゴ(民)*	コートジボアール (アビジャン)	ケニア (ナイロビ)	タンザニア (ダルエスサラーム)	インドネシア (ジャカルタ)	ミャンマー (ヤンゴン)
業務用電力料金 (1kwh当たり)	0.06	0.09～0.24	0.15	0.09	0.09	0.10～0.15

出所：JETRO、コンゴ（民）は SNEL 資料。

注：すべて業務用 132kV の場合。ケニアはこのほか、月額基本料金、1kVA 当たりのチャージ、燃料コストチャージ、為替変動調整費、インフレ調整費、セキュリティサポートファシリティ、水力発電税、付加価値税 16%、地方電化プログラム租税 (1kWh 当たり料金の 5%)、エネルギー規制委員会 (Energy Regulation Committee) 租税 (1kWh 当たり 0.03Ksh) が加算される。タンザニアは、このほか月額基本料金、1kVA 当たりのチャージが加算される。

他方、電力供給には課題がある。企業へのインタビューでは、多くの企業が停電回数の問題を指摘している。停電による損害として、特に多く指摘されたのは、製造業における産業機械の損傷の問題だった。インタビューを行ったほぼ全ての企業で、業種を問わず、発電機を備えていた<sup>40</sup>。

下記のデータは世銀の Enterprise Surveys によるコンゴ（民）及びアフリカ、アジア各国の停電及び電力確保に向けた発電機保有の状況を纏めたものである。

表 4-5 コンゴ（民）及び各国の停電に関する状況

	1ヶ月当たりの 停電回数	1回の停電に おける停電 継続時間 (時間)	停電による 損失(年間売 り上げにお ける割 合、%)	発電機を単 独、または共 用で有する 企業の割合 (%)	使用電力量の うち発電機に よる発電の割 合(%)
コンゴ(民) (2013)	12.3	5.6	6.2	59.5	21.7
ケニア (2013)	6.3	5.6	5.6	57.4	7.8
ウガンダ (2013)	6.3	10.1	6.3	52.2	8.4
ザンビア (2013)	5.2	2.8	5.5	27.3	4.4
インドネシア (2009)	0.9	3.3	0.6	6.4	1.7
ミャンマー (2014)	12.5	10.3	2.1	75.7	16.8

出所：世銀 Enterprise Survey を基に JICA 調査団作成。

注：国名のあとのカッコ内は調査を実施した時期。

一ヶ月当たりの停電回数が多く、電力問題があると指摘されるミャンマーと同程度である。また、使用電力に占める発電機による発電の割合が突出して高い。安定しない電力供給のため、企業の操業にはバックアップ電源の確保が負担となっている。

<sup>40</sup> 企業へのインタビューによる。

### (3) 物流

物流コストについては、6.2.10にて詳細を述べるが、国際物流においては、①深海港を有さず、国際幹線航路への直接のアクセスがない状況であること、②内陸輸送とその距離、③輸送インフラとその管理・運営の課題から、一般的に周辺国と比較するとコスト、時間ともに負荷が高い。

物流コストには、ヨーロッパ、アジア等諸都市から、主要港湾までのコストだけでなく、内陸輸送、及び輸出入に係わる様々な税金が加わることで大きな負担となる。他方、広大な国土では、地域によって利用する国際物流ルートが違うことから、西部、東部、南東部など主要な地点を比較すると物流コストに多少の差はある。

#### 4.3 投資ポテンシャル産業・業態の抽出

コンゴ（民）における産業立地の上として投資ポテンシャルは、天然資源賦存、人口分布と地域内接続性、周辺国や主要港湾との接続性等により異なる。全国レベルの投資ポテンシャルの評価項目と結果は以下の通りである。

表 4-6 投資ポテンシャルの決定要因

ファクター	概要	投資ポテンシャル
強み	生産ファクター、資源賦存	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然資源開発に付随する産業（鉱山開発に係るサービス等）</li> <li>森林開発、林業、木材・加工品、家具製造</li> </ul>
	市場としての魅力	
課題	インフラの環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>CDM/REDD プラスに関する事業</li> <li>食料及び産業用原材料となる作物の生産、加工</li> <li>インフラ整備（電力、交通）、インフラに関する運営管理業務</li> <li>建設及び建設資材生産</li> </ul>
	コスト	
	規制環境	

出所：JICA 調査団作成。

本調査において情報収集を行ったキンシャサ及び西部地域（キンシャサ-マタディ回廊、及びキンシャサ周辺）、旧カタンガ州を中心に地域別投資ポテンシャルを纏めた。但し、次

章以降詳細を分析するとおり、コンゴ（民）全体では、まだ投資促進の基盤となるインフラや法制度の整備が十分に終わっていないこと、したがって投資環境の課題が大きいことから、今後の経済開発基盤の整備が進むことを想定した上で、派生産業の可能性も視野に入れて、下記の通り纏めた。

表 4-7 地域別投資ポテンシャルの分析

	ポテンシャル評価ファクター	投資ポテンシャル
西部地域	<p><b>市場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キンシャサ都市圏の人口とその成長率</li> <li>・ 都市整備ニーズと住宅需要</li> </ul> <p><b>物流アクセス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深海港からのアクセス</li> <li>・ キンシャサのハブ機能</li> </ul> <p><b>電源開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インガ、ゾンゴに加え、水力発電ポテンシャルを有する地域。</li> </ul> <p><b>既存産業集積</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内他地域と比較して製造、サービス業等の民間セクター活動が集積している。また、政府機関が集積している。</li> </ul>	<p><b>農業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業資機材（種苗、肥料、農業関連薬品等、灌漑、生産用機械）</li> </ul> <p><b>製造業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産加工品</li> <li>・ 食品、消費財</li> <li>・ 建築資材</li> </ul> <p><b>インフラ整備・建設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市インフラ整備</li> <li>・ 住宅建設</li> <li>・ 交通・運輸等に関するサービスの運営・管理</li> <li>・ 電力事業</li> </ul> <p><b>サービス等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市内における各種サービス</li> <li>・ 通信・輸送等のサービス</li> </ul>
カタンガ地域	<p><b>資源賦存と産業集積</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱物資源の埋蔵と鉱業関連企業の集積</li> <li>・ 鉱業セクターを中心とした比較的活発な民間セクターの存在</li> </ul> <p><b>市場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧カタンガ州における人口集積とルブンバシ、リカシ、コルウェジ等の主要都市の存在</li> <li>・ 鉱山関係労働者の消費</li> </ul> <p><b>周辺国との物流及び経済的な接続性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SADC、EAC、COMESA 諸国との比較的良好的な物流アクセス</li> <li>・ 周辺国企業の進出による原材料アクセスの向上、ノウハウの移転</li> </ul> <p><b>農業開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候等の条件により、周辺国でも需要のあるメイズ等の生産可能</li> </ul>	<p><b>鉱業及びその関連産業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天然資源開発</li> <li>・ 鉱山開発に係る各種サービス業</li> <li>・ 鉱物資源の一次加工等で利用する化学品</li> <li>・ インフラ整備</li> </ul> <p><b>農業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業資機材（種苗、肥料、農業関連薬品等、灌漑、生産用機械）</li> </ul> <p><b>製造業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産加工品</li> <li>・ 食品、消費財</li> <li>・ 建築資材</li> </ul> <p><b>インフラ整備・建設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市インフラ整住宅建設</li> </ul>

出所：JICA 調査団作成。

#### 4.3.1 留意事項と投資形態

投資ポテンシャルの検討においては、現状の産業発展の度合いとサプライチェーン構築の課題について考慮する必要がある。近年に至るまでの産業集積の縮小が著しいことから、原材料の多くを輸入に頼る必要がある。農産加工、食品加工等、現地における原材料の有効活用を検討する場合においても、サプライチェーンの確保が大きなキーとなる。

また、市場構造や取引構造についての情報を収集することが重要な点となる。農業、建築資材等製造を行う投資家は、輸入品との競合について課題を指摘しているが、一方では、電力、物流、人件費等に加え、徴税等のコストを加えた場合に、価格競争力のない場合は、輸入品への一時的なシフトなどで対応しているとのことであった<sup>41</sup>。キンシャサとその他地方との間には、既に家計消費動向でも明らかな通り、購買力についても大きな差がある。加えて、市場構造は非常に価格センシティブであり、品質も重視する経済的な発展段階に入っていないことも指摘された<sup>42</sup>。

このような状況から、アフリカ各国に消費財の販売、または製造拠点を展開している多国籍企業でも、コンゴ（民）では代理店を通じた販売に限る事例が多い<sup>43</sup>。製造業、本格的なサービスの提供等の事業展開を行う場合には、代理店を通じた販売を中心にした需要喚起・商品の浸透、市場構造に関する理解、サプライチェーンの確保やサービス提供に係わる様々な手続きについて知識の習得といったステップが必要であると考えられる。

---

<sup>41</sup> 小売業者へのインタビューでは、生鮮食品の一部を国内調達する企業と完全に輸入に頼る企業があり、前者も一部について、農業事業を併設するなどして自ら対応しているケースであった。

<sup>42</sup> 農業法人へのインタビューによる。高付加価値の生鮮野菜等のマーケットは都市においても非常に限られている。

<sup>43</sup> 例えばコカコーラは製造ライセンスを現地企業に付与して製造。ユニリーバは現地代理店を通じて販売。

## 第5章 コンゴ民主共和国の投資政策

### 5.1 投資政策分析の構成

OECDによる投資のための政策枠組み（Policy Framework for Investment : PFI）では第1章で政策横断的な投資政策の課題として、投資政策における強力な制度と効果的な公共ガバナンス、投資促進における信頼性、投資政策への政府の一体的なアプローチ、政府内各機関間の調整、透明性とステークホルダーの関与、政策デザインと実施における確信と改善、国際協力を挙げている。投資政策においては、次章で詳細を述べるとおり、投資家が経験する様々なビジネス環境の向上が必要であり、多数の政策分野にわたる取り組みを推進する政府政策の一体性、政府間調整と、投資家の信頼を獲得するための信頼性、透明性が必要である。そのため本章では、投資に関連する政策・制度について概観した後、①政策の一体性、②法制度の透明性、③実施における政府間調整の観点から評価する。

次に、投資に特化した法制度の分析を行う。PFIが規定する投資促進に係わる法制度に求められる公平性、投資家保護、国際的な枠組みへの参加について分析する。最後に投資促進に関する政策として、優遇制度の全体像を俯瞰する。

### 5.2 投資に係る政策・法制度の概要と一体性の評価

#### 5.2.1 経済開発計画における投資環境整備の位置づけ

コンゴ（民）は、ビジネス・投資環境の整備を国家経済開発における重要な柱と位置づけている。2011年から2015年の5カ年を対象とした第2次成長及び貧困削減戦略ペーパー（Second Growth and Poverty Reduction Strategy Paper : GPRSP 2）で、年率7.2%の経済成長率のほか、2015年のミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）達成及び貧困削減、雇用創出、公共投資の達成の目標を設定している。

同政策では戦略の柱として、①ガバナンスと平和の強化、②経済の多様化、成長促進と雇用創出、③基本的な社会サービスへのアクセス向上と人的能力向上、④環境保護と気候変動との戦いを挙げている。このうち、①ガバナンスと平和の強化では、更に、ビジネス環境の向上と民間セクター振興を進めるとしており、法制度整備、貿易振興、税制整備・改革、金融アクセス向上への取り組みが述べられている。また、ビジネス環境は政策評価の指標としても挙げられていて、世銀によるDoing Businessのランク、起業数等が指標としてあげられている。

#### 5.2.2 関連政策の概要

##### (1) 産業政策

2015年11月に作成された産業化10か年計画（Plan décennal d'industrialisation de la République démocratique du Congo）では、産業振興政策の目標を①産業分野における2,000社の創業、②現在休止中の企業の稼働再開、③現在存在する企業の活動振興としている。同計画では、農水産・畜産、鉱物資源の付加価値向上を目標とするとともに、金属工業、

建設資材、包装材、石油・ガス、製薬、軽工業<sup>44</sup>を特に集中して振興する産業としてあげている。具体的な政策として、次のような政策が挙げられている。

- ・ 産業の現状と政策策定に係る調査
- ・ 産業立地の整備(経済特区の設置、回廊整備、農業産業パーク(Parc-agro-industriel)の設置)
- ・ 重要な電力、輸送インフラの整備
- ・ 産業基盤の制度整備(標準化、基準認証、計量、知財保護の制度・行政機構強化)
- ・ 起業家育成
- ・ 環境に配慮した工業化推進(環境と産業振興政策の調整、環境管理に係る技術習得)

産業立地の整備では、経済特区、農業産業パークの設置の取り組みが進められてきた。このうち、経済特区設置に向けた制度整備の進捗については、下記の通りである。

### 1) 経済特区制度整備の進捗

コンゴ(民)政府は、2014年7月に経済特区制度の設置に係る法(Loi n° 14/022 du 07 juillet 2014 fixant le régime des zones économiques spéciales (ZES) en république démocratique du congo、以下「経済特区法」)を制定している。経済特区法は経済特区の定義、整備業者、管理業者、それらとの契約書に記載する項目等を特定しているが、整備業者、管理業者選定に係る方法(クライテリア、審査フロー)など、経済特区開発、運営・管理に係る詳細は別途定めるとしている。コンゴ(民)政府は、全国で各州に一箇所ずつ経済特区を設置するとしていて、キンシャサ州 Maluku に最初の経済特区を設置することとしている(下記コラム参照)。

産業省へのヒアリングによると、コンゴ(民)においては、国内需要向けの産業誘致を可能とするための制度設計を検討しているとのことで、各種優遇についても、こうした点を踏まえたものとなる可能性が高い。また、良好なビジネス環境の提供も誘致政策の一部とし、各種ライセンス取得、納税等について、サイト内に設置したワンストップ窓口で対応することも検討しているとのことであった。

#### コラム 5-1 Maluku 経済特区の整備

Maluku (キンシャサ州) はコンゴ河畔に位置する。コンゴ(民)政府はここに経済特区を設置する計画を進めている。コンゴ(民)政府は、Maluku をパイロットケースとし、優遇、開発方式等について有効な方法を模索する意向である。コンゴ(民)政府は、細則の制定を待たず、既に投資家に対して土地の割当を開始している。

### (2) 貿易政策

#### 1) 最近の政府による貿易促進に向けた動き

コンゴ(民)政府は、世銀による支援を受けて2011年に貿易促進に向けた現状分析である貿易の統合に向けた診断調査(Étude diagnostique sur l'Intégration du commerce)を行い、

<sup>44</sup> 但し、例示されているのは、自動車のパーツなど、自動車産業裾野産業等。

貿易促進に向けて、提言を纏めている。主な内容は下記の通りである。

表 5-1 貿易振興に向けた主な提言内容

分野	概要
通商政策とそのパフォーマンス向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTO 等国際的な貿易の枠組みと義務に合致した通商政策策定</li> <li>貿易交渉に関するキャパシティビルディング</li> <li>地域経済圏への統合推進</li> </ul>
貿易促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的なワンストップ・ウィンドウの設置と貿易関連手続きの改善</li> <li>リスクベースの税関検査</li> <li>政府機関の役割の再検討（コンゴ検査庁（Office Congolais de Contrôle）の改革等）</li> <li>公共機関の課金構造とサービスの現状に関する見直し</li> <li>通商に係わる法制度の改善</li> </ul>
インフラセクターの業績向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信、物流、エネルギー</li> </ul>
生産（産業）セクターの業績向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱業、農業、林業</li> </ul>

出所：Étude diagnostique sur l'Intégration du commerce を基に JICA 調査団作成。

しかし、上記の検討結果を踏まえた 2006 年に WTO に通告した貿易政策に代わる新しい貿易政策は策定されていない。また輸出振興など重要な分野に特化した政策も策定されていない。

他方、輸出入に際して生じる複数の税務に関しては、一括支払いが可能なワンストップ・ウィンドウが設置された。通関制度では、オンラインでの通関申請、審査を行うシステムのアップグレードが行われ、リスク別税関検査の実施が開始されている。

## 2) 貿易振興に向けた体制

現行の国家開発計画である GPRSP 2 で規定されるとおり、政策の柱は輸出可能な製品の振興にある。しかし、現在輸出振興を専門に扱う機関等はなく、また投資促進等との調整も十分に行われていない。

## 3) 貿易に係る国際的枠組みへの参加

コンゴ（民）は、1997 年に WTO に加盟している。また地域経済統合の動きでは、第 2 章で述べている通り、COMESA、SADC、ECCAS に参加している。地域経済圏への参加は貿易政策の重要な柱となっている<sup>45</sup>。しかし下記に述べるとおり、こうした枠組みへの実質的な参加は十分でない。

COMESA は 2000 年に自由貿易地域 (Free Trade Area: FTA) を開始しているが、コンゴ（民）はこの枠組みには参加していない。また COMESA は、2009 年に関税同盟を発足させ、共通市場関税管理規則 (Common Market Customs Management Regulations) を策定し、対外共通関税 (Common External Tariff: CET) の設定、貿易促進、域内紛争処理等を規定した。コン

<sup>45</sup> 商業省へのインタビューによる。



ゴ（民）も関税同盟に参加を表明している。しかし、CET 関税適用に向けた作業と共通市場関税管理規則については 3 年間の猶予を持って調整、国内法整備を行うことが定められていたが、全体的に加盟各国の準備が適切に進んでいない。

SADC は、1996 年に貿易協定を策定し、自由貿易地域の形成を進めてきたが、コンゴ（民）は貿易協定自体に参加をしていない。

### (3) 国営企業の民営化と民間セクターの事業参加促進

コンゴ（民）では 2009 年に国営企業の民営化を進めるため、2009 年に公営企業の民営化を含む改革を推進するための関連法制度が制定され、同時に国営企業改革推進委員会（Comité de Pilotage de la Réforme des Entreprises du Portefeuille de l'Etat: COPIREP）が設立された。これに基づき、①公共サービス企業、②公企業、③国営商社のうち、①については、各関連する分野の省庁に管轄を移転した。例えば、ANAPI については計画省、産業振興基金（FPI）は産業省などの管轄とした。国営商社については、20 社ほどあった国営商社全てを民営化した。電力、交通関連の国営企業も全て民営化されている。ANAPI の持っている免税特権のある業種は全て民営化対象となっている。しかし民営化は行ったものの、具体的な民間資本参加を可能とする詳細な制度が十分に整備されていない、各国営企業の財務状況がよくない等の理由で、電力、交通の分野でみられるように、民間参入による事業効率化は進んでいないのが現状である。

## 5.2.3 投資に関連する法制度

本項では、投資法を始めとする、投資活動認可、投資促進について規定する各種法制度について概観する。

### (1) 投資法

投資促進に関する法制度としては、2002 年に制定された「投資法」（Loi n° 004/2002 du 21 fevrier portant codes des investissements、以下「投資法」）がある。投資法では、内資及び外資の直接投資促進に適用される条件や優遇について規定している。投資法は、中小企業に対する特別の条件、優遇についても規定している<sup>46</sup>。ちなみに投資法では、外国投資の定義はコンゴ（民）以外の投資家の資本出資比率が 10%以上の場合としている。

#### 1) 対象

投資法（Loi n° 004/2002）第 3 条では、以下を本法対象外としている。

- ・ 鉱業、石油・ガス採掘
- ・ 銀行業
- ・ 保険・再保険

<sup>46</sup> 本法対象となる中小企業または中小産業（Petites et Moyennes Entreprises ou Petites et Moyennes Industries: PME、PMI）は、①物理的に存在する会社であり、経理・経営管理を経営者自身が行う、②従業員が 5 人以上であることと規定している。

- ・ 武器の生産及び軍事に結びつく活動
- ・ 爆発物の製造
- ・ 軍用装置・物資の組み立て、安全保障に関わる軍事に準じるサービス
- ・ 武器の製造、軍事またはその補助的な活動または、安全保障に関わるサービス
- ・ 商業活動(小規模商業活動)

但し、これが外資及び民間企業参入に対するネガティブリストではないことに注意する必要がある。外国投資家の参入が規制されているのは、武器・軍事関連、小規模商業活動であり、鉱業・炭化水素、銀行業は別途法令が用意されている。また、保険・再保険についても、外資を含めた民間の参入が自由化され、別途法令で規定されている。

## 2) 主な内容

投資法 (Loi n° 004/2002) によって規定された主な内容は下記の通りである。それぞれについては、別途本章又は、第7章にて詳細を述べる。

表 5-2 投資法 (Loi n° 004/2002) の主な内容

項目	概要	該当部分
投資認可機関の定義	投資法は、計画及び国営企業に係る省庁下に国家投資促進庁(Agence Nationale pour la Promotion des Investissement : ANAPI)を設置することと、その組織、機能等を規定。	Article 4
投資認可手続き	投資認可手続き、認可に際して発出される認可証に記載される内容等について規定。	Article 5-7
投資認可要件	投資認可の要件について規定。また、投資家の義務について、Article31~32 で規定。	Article 8 Article 31-32
優遇	投資認可によって与えられる優遇について規定。中小企業向けの追加の優遇は 19-22 条で規定。	Article 9-18
財産権保護と補償	内資・外資の無差別性、投資された資本の財産権の保証、財産の譲渡の自由の保障、利益配当の自由の規定。公共の利益等の理由による国有化、収用等の措置の際の補償について規定。	Article 23-30
投資実績に関するモニタリングと制裁	申請内容に対する実績の確認。履行に問題がある場合の制裁措置についても規定。	Article 33-36
紛争解決	コンゴ(民)政府との紛争解決に関する規定。投資紛争解決国際センター (ICSID) への付託など規定。	Article 37-38

出所:投資法 (Loi n° 004/2002) を基に JICA 調査団作成。

### 5.2.4 産業別法制度

ここでは、投資法 (Loi n° 004/2002) で規定されていない産業について簡単に纏めた。このほか、インフラの分野では、電力への民間の参入を可能とする法整備が進められている(第6章参照)。また、2015年には、石油・ガス分野の開発について、「石油・ガスに関する一般的体制に関する法律」(Loi n° 15/012 du 1er août 2015 portant régime général des hydrocarbures)、リース業について「リースに関する法律」(Loi n° 15/003 du 12 février 2015 relative au crédit-bail) が成立し、各産業への投資についての法的な枠組みを規定している。

#### (1) 鉱業法 (Code Minier)

鉱業に関する探査、試掘、採掘に至る権利の取得及び投資促進に向けた優遇に関しては、「鉱業法」(Loi n° 007/2002 du juillet 2002 portant code minier) が規定している。液体資源である石油・ガス関連、温泉、水に関する規定は別途が定められている。地下資源は全て国家の資産と定められており、探査、試掘、採掘に関する許可の手続きについて規定している。また、投資家の権利、義務、保護についても規定している。収用の場合の補償に関する条項 (275 条)、国家が鉱業法を変更し、従前の許可内容に変更が生ずる場合は、10 年間の移行期間を設けることができる (276 条) 等の規則がある。

#### (2) 森林法 (Code Forestier)

森林資源は国家の所有となっていて、「森林法」(Loi n° 011/2002 du 29 août 2002 portant code forestier) では、森林の定義、森林保護、コンセッションについて規定されている。森林に関するコンセッションは、伐採、森林資源の採集だけでなく、観光等による森林利用にも適用されるとしている (98 条)。森林コンセッションについては、コンセッション面積、伐採、伐採された木材輸出、森林伐採及び森林再生に向けた環境税についての規定もなされている (120 条)。

#### (3) 農業基本法

農業に関しては、「農業基本法」(Loi n° 11/022 du 24 décembre 2011 portant principes fondamentaux relatifs à l'agriculture) が 2011 年に制定されている。本法では、農業に関する研究開発、訓練、農業の商業化、漁業及び魚の養殖業等に関する事項について規定している。農地の取得についても言及していて、後に述べる通り、外国人の農地取得を規制している (82 条)。農業法は、税制面でのインセンティブについても述べている (5.6 参照)。

#### (4) 銀行法

「融資に関する活動及び統制に関する法律」(Loi n° 003/2002 du 2 février 2002 relative à l'activité et au contrôle des établissements de credit、以下銀行法) により活動を規定される。銀行業に関する詳細は 6.2.7 で述べる通りである。

#### (5) 通信枠組法

通信分野の法制度は、2002 年に制定された「電気通信業に関する枠組法」(Loi-Cadre n° 013/2002 du 16 octobre 2002 sur les telecommunications) により規定される。成立当時はインターネット等の普及が十分に考慮されていなかったこと、産業振興に資する適切な構造になっていないことが指摘され、現在改定作業中である。

### 5.2.5 投資政策及び関連政策・法制度の一体性の評価

外国投資を含めた民間セクター主導の生産セクターの発展が経済開発に重要であるという認識に基づき、ビジネス・投資環境の向上に向けたセクター横断的な政策を打ち出して

いることは評価できる。また、産業振興に向けた基盤となる制度構築、インフラ整備を重要な政策課題として産業政策を構築しているが、こうした施策は外資・内資問わず、企業活動に必要な基盤整備を指向するものであり、投資促進と方向性が一致している。

しかし、貿易政策に見るとおり、政策策定が十分に追いついていないこともある。また、法制度整備についても、農業基本法に見られる通り外国投資への不公平な措置が設けられているもの、現行通信枠組法に見られるような産業構造に十分に対応できていないもの等、必ずしも外国投資促進の方向に沿わない例も見られる。

国営企業民営化は民間投資促進に向けて必要であると考えられる。ヒアリングを行った企業の中には国営企業の資産を買い取って設立されたものもあり、一部で産業の再建に向けた動きを促進したともいえる。しかし全体的に民営化が大きく進捗している訳ではない。

政策の形成が徐々に進められてきたが、一方で、貿易政策における地域経済統合への実質的な形、国営企業民営化と公共サービスの実質的な充実など、政策の実効性やその発言に重要な運用面での課題があると考えられる。この点につき、第 6 章におけるビジネス環境の分析で確認することとする。

### 5.3 ビジネス・投資における法制度の透明性

ビジネス・投資における透明性について、透明性を確保する法制度整備の状況と、法制度整備における民間セクターの参加の観点から分析する。

#### 5.3.1 国際的な枠組みへの加盟による法制度整備

コンゴ（民）では、商取引を規定する法は植民地時代に策定された商法と 1970 年代に策定された商業登記について規定するデクレ・ロワ（Décret-Loi）<sup>47</sup>のみであった。このような状況に対し、2000 年代に入って国際的に信頼性の高い商業・投資に係る法制度の構築に向け、地域共通の法制度を導入した。2012 年に西アフリカ 16 カ国が加盟するアフリカ商法調整機関（OHADA）へ加盟し、OHADA によって定める商法に関連する各分野の法を内国法に適用した。OHADA は、加盟国間で共通の商事関連法の統一法を適用することにより、商業、投資の分野での法的な信頼、保証を確保することを目的としている。更に、経済開発の推進、単一の地域市場としての魅力を創出することが期待されている。

##### (1) OHADA の概要

OHADA は、国家首脳会議、法務及び財務閣僚理事会、事務局により構成され、更に、OHADA 共同司法仲裁裁判所（Cour commune de Justice et d'Arbitrage de l'OHADA: CCJA）と地域上級司法官養成校（École Régionale Supérieure de la Magistrature: ERSUMA）が設置されている。各国レベルを超えた地域的な枠組みのための法制度決定機関と CCJA が設置されていることが特徴である。

<sup>47</sup>議会によって制定される政府決定のこと。

OHADA により規定された法令は下記の通りである。

- ・ 統一商事通則法 (Acte uniforme portant sur le droit commercial général)
- ・ 統一商事会社法 (Acte uniforme relatif au droit des sociétés commerciales et du groupement d'intérêt économique)
- ・ 統一担保法 (Acte uniforme portant organisation des sûretés)
- ・ 統一仲裁法 (Acte uniforme relatif au droit de l'arbitrage)
- ・ 統一負債処理法 (倒産法、Acte uniforme portant organisation des procédures collectives d'apurement du passif)
- ・ 統一債権回復・執行方法に関する簡素化手続き法 (Acte uniforme portant organisation des procédures simplifiées de recouvrement et des voies d'exécution)
- ・ 統一道路物品運送法 (Acte uniforme relatif aux contrats de transport de marchandises par route)
- ・ 統一協同組合法 (Acte uniforme relatif au droit des sociétés coopératives)<sup>48</sup>

OHADA 加盟により、商事関連の法令の枠組みが明確になっただけでなく、リース業等新しいビジネスを行う枠組みの提示、会社法の規定による手続きの簡素化（例：公証人による認証の非義務化）等、投資促進に直接資する制度の導入も行われた。

## (2) 施行における課題

OHADA 統一法の導入に当たっては、OHADA の法令の原則と矛盾しない限りにおいて、統一法での規定のないものについては各国の既存法での対応が可能となっていること、詳細な施行細則がないことから、運用面まで統一法で強くできていない部分がある。また、実際に施行がはじまってから日が浅く、効果が発現するには時間が掛かると考えられる。

コンゴ（民）における OHADA の導入にあたっては、法曹への周知と訓練が集中的に行われた。しかし、法曹の質の課題については、広く法の支配に関わる問題と、法曹に携わる者の能力の課題双方から、十分な施行に結びついていないことが指摘される<sup>49</sup>。

### 5.3.2 投資環境の向上に向けた民間セクターへのコンサルテーション

#### (1) ビジネス・投資環境における民間セクターの関与

ビジネス・投資環境向上委員会 (Comité de Pilotage pour l'amélioration du Climat des affaires et investissements: CPCAI) によるビジネス・投資環境の向上に向けて、民間団体からの代表を含む意志決定機関を形成し、改革を進めてきた。また、ANAPI では、不定期に民間セクターを集めた官民意見交換等を行っている。

しかし、大きな課題が指摘される徴税分野において、租税、関税等、基本的な税務やそれ以外の鉱業税等の各省庁ベースの税務において、規則等の新設・変更、税の新設、税率

<sup>48</sup> コンゴ(民)の OHADA 加盟に関する法 (Loi n° 10/002 du 11 février 2010 autorisant l'adhésion de la république démocratique du Congo au traité du 17 octobre 1993 relatif à l'harmonisation du droit des affaires en Afrique) と付帯で出された 2012 年 9 月の官報に基づく。

<sup>49</sup> 企業インタビューでは、法曹の質への不安を表明する回答企業、でっち上げ裁判等で罰金支払いを命じられる等の経験について言及する回答企業もあった。

の変更の際に事前にコンサルテーションが行われることはほとんどない<sup>50</sup>。

## (2) 民間セクター側の対応

民間セクター側では、コンゴ経営者連盟（Fédération Entreprises du Congo: FEC）が中小企業者を中心とした団体等を含め多くの会員を有する民間セクター団体となっていて、上述の CPCAИ を始め、政府側と民間側の窓口として様々なコンサルテーションに参加しているほか、地域においての公共機関や規制官庁によるハラスメント、税務等に関する課題の解決に向けて会員企業からの相談に応じたり、調整を行ったりしている<sup>51</sup>。

鉱業分野では、鉱業関連商工会議所（Chambre de Mines）が鉱業法に関する法改正へのロビー活動や操業環境改善に向けた提言策定等を行っている。

### コラム 5-2 民間セクター団体 FEC の概要

FEC は経営者団体と商工会議所が一緒になったコンゴ（民）での最大の企業連合。1997年5月設立で、監督官庁は労働省である。会員企業は約2,000社で、会員は約2割が大企業で約8割が中小企業である。貿易業が一番多く、その他の主な業種は、鉱業、アルコール飲料、通信、銀行、木工、運輸等である。組織は全国レベルと州レベルの階層から構成されている。

会員企業の労使紛争やビジネス上のトラブル解決の相談・仲介を行う他、投資環境改善にかかる政府へのロビー活動を行っている。

## 5.4 投資政策の実施に係る政府間調整と実効性確保の現状

### 5.4.1 ビジネス・投資環境の向上に係る関連機関

ビジネス・投資環境向上を所掌する機関は計画省となっているが、一方で首相府によるモニタリングと調整も行われてきた。主な関連機関と活動の概要は下記の通りである。

#### (1) ビジネス・投資環境向上委員会（CPCAИ）

ビジネス・投資環境整備の目標に基づき、コンゴ（民）政府は、2009年に計画省傘下にビジネス・投資環境向上委員会（Comité de Pilotage pour l'amélioration du Climat des affaires et investissements: CPCAИ）を設置した。CPCAИは、15省庁および民間代表により構成された理事会による政策決定と各担当省庁との調整も含めた、ビジネス環境向上に向けた各分野の法制度改革の実施促進を行ってきた。CPCAИの活動目的は、下記の通り<sup>52</sup>。

- ・ 経済・商業活動における手続きの簡素化
- ・ 行政手続き数の削減
- ・ 行政手続きに係る時間と文書発行に係る時間の短縮

<sup>50</sup> 企業へのインタビューによる。

<sup>51</sup> FEC 役員へのインタビューによる。

<sup>52</sup> CPCAИ ホームページ（<http://www.cpcai-rdc.org/index.php/a-propos-de-nous/apercu-rapide>）

- ・ 税率、行政認可の軽減、行政手続きの透明化
- ・ 行政手続きの煩雑さの軽減

CPCAI では、制度改革、官民対話及びプロジェクトフォローアップ、制度改革の進捗評価・モニタリング、広報を進めてきた。制度改革では、主に **Doing Business** で指標が設定された分野で、各指標のベストプラクティスを研究し、規制改革を推進し、ランクの向上を目標に政策を進めてきた。2014 年には、**Doing Business** の建築許可の分野でベストパフォーマーに選ばれるなど、成果も上げてきた。

投資動向や投資家からのフィードバックを受ける位置にあり、政策提言をより効率的に進められる、という理由から、今後 CPCAI が進めてきたビジネス環境・投資促進の分野の業務は ANAPI に統合される予定となっている<sup>53</sup>。

### コラム 5-3 CPCAI の活動体制と成果

#### 1. CPCAI の組織と実施体制

CPCAI は世銀の資金援助を受けて計画省傘下に設置された機関で、①ビジネス環境における課題の特定、②解決方法と改革の提案、③実施状況の確認と評価を役割として活動してきた。15 省庁からの代表出構成されるコミッションを政策決定機関とし、実施を CPCAI の専任専門家が進める。また、FEC などの重要な民間機関がコミッション委員として参加している。

実施機能としては、改革、官民対話及びプロジェクトフォローアップ、評価、コミュニケーションの 4 人の専任専門家と外部協力者で立ち上げられたが、その後組織を拡充し、2015 年末に 15 人に拡大。ウェブサイト担当の外部協力者も備上している。

実施に当たっての予算は、各省庁で確保するが、国際機関経由の資金協力は財務省、各プロジェクトレベルについては計画省が C/P となり、適宜配分する。

また、全国展開においては、各州レベルにも CPCAI と同様の組織が州政府関連省管轄で設置された。一方、改革に向けた実質的な意識啓発、情報共有は CPCAI が行ってきた。

#### 2. ビジネス環境向上に向けた改革の流れ

CPCAI によると、①**Doing Business** を分析し、世界的なベストプラクティスと現状の比較、②実現可能な改善方法の特定、③管轄官庁への改革実施の打診、④課題解決目標(コスト、時間の低減)設定、⑤関連法制度の改革の実施の流れで改革を進めてきた。課題解決に向けては、管轄官庁がそれぞれ対応を検討したが、実施は各省の裁量に任されていた。CPCAI では、改革の実施状況について、評価を行ってきた。

#### 3. 改革推進における課題

**Doing Business** の各指標をターゲットにした改革を進めることで、成果もあった一方、多くの分野における法制度の改正を含めた改革の推進においては、困難もあった。CPCAI では、公共セクターの能力強化、改革の必要性の理解醸成のための十分なコミュニケーションが必要であった。州レベルでの改革実施には遅れが見られる。また、運用面では十分に徹底していないも

<sup>53</sup> 計画省へのヒアリングによる。

もある。例えば、GUCEは、申請書類受理後3日で登記を終了としているが、各省の手続きが十分に効率化されていないなどで時間を取るなど、決められたデッドラインが確実に守れないこともあるなどが指摘される。

## (2) 首相府ビジネス・投資環境促進チーム

首相府においては、特別チームが設けられ、ビジネス・投資環境向上に向けた取り組みのモニタリングと実施促進、閣僚・CPCAI・外交団等との調整を行ってきた。主な活動は下記の通りである<sup>54</sup>。

- ・ 2012年から2014年まで首相を議長とするビジネス環境改革に関する会合が毎週開催されてきた。関係大臣が出席し、改革の進捗と成果の評価、課題対応の協議を行ってきた。
- ・ 投資額が多い国の在コンゴ(民)外交団とインフォーマルなコンサルテーション(Economic Council)の実施。外国投資家の直面する困難、特に各州で事業を行う投資家の課題を聴取。
- ・ 外国投資家の個別の課題について、各国大使館を通じた相談等への対応。

### 5.4.2 評価と課題

これまでDoing Businessの指標の向上を目的に、首相府の強いリーダーシップとドナーの支援を得た政府間調整メカニズムを活用した規制環境の改善を進めてきた。Doing Businessの指標では、会社設立、建築許可の点で大きな改善が見られた。首相府を中心としたハイレベルのモニタリングと実施促進、外交団とのコミュニケーションが実施を後押ししたことも考えられる。

他方、首相府におけるヒアリングによると、外交団等を通じて指摘されてきた大きなビジネス課題は税務に係わる課題であるとのことであった。また、Doing Businessは2016年版から指標の構成を変更しており、これまで以上に質的な部分を重視する内容となってきたところ、下記に述べるとおり、コンゴ(民)のビジネス・投資環境の向上には引き続き時間が掛かることが想定される。また、Doing Businessのデータはキンシャサを中心に収集しているため、地方を含めた政策推進・拡大に向けた対応については今後も注視する必要がある。CPCAIからANAPIに業務が移行した後の政府機関内の調整については、移行後の活動を見ながら評価する必要がある。

## 5.5 投資促進に関する法制度の分析

本項では、投資法及び関連法における①公平性、②投資家保護(国家収用等の可能性と仲裁メカニズム等)、③所有権の保護の一貫として知的財産権に関する法的枠組み、④国際的な枠組みへの参加について分析する。

### 5.5.1 公平性

現在コンゴ(民)において外資の参入が禁止されている分野は、投資法(Loi n° 004/2002)

<sup>54</sup> 首相府へのヒアリングによる。



では、小規模商業活動、武器の生産および軍事関連産業となっている。除外業種以外は、内国、外国の別なく優遇の付与、保護が適用されるとしている。また、公共調達分野では、外国企業が入札に参加することは制限されていない。

但し、農業分野では、外国人資本参加に関する規制がある。農業コンセッションおよび農地へのアクセスはコンゴ（民）人またはコンゴ（民）資本がマジョリティ出資の企業のみを与えられるとされている（農業基本法、Loi n° 11/022 du 24 decembre 2011）。

### 5.5.2 投資家保護

投資法（Loi n° 004/2002）では、第5部（Titre V）の23から27条で投資家保護について、①投資家は、コンゴ（民）人、外国人の別を問わず、憲法が定めた財産権を保証されること、②公共の利益のために正当な補償を得た場合を除き、新規の法、地方当局の決定により財産を国有化、または没収されることはない、③補償については、国有化または没収される資産の市場価値に基づきなされることを規定している。

また紛争解決について、投資法においては、37条、38条で書面による協議申請から30日以内に決着を見ない場合、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（1965年、コンゴ（民）は1970年批准）に基づく投資紛争解決国際センター（International Centre for Investment Disputes: ICSID<sup>55</sup>）及びICSID追加規則、国際商工会議所の定める手続きによる解決を行うことを規定している。また、国際的な商事紛争の仲裁判断についての枠組みを取り決めたニューヨーク条約（New York Convention）を批准し、投資家保護の国際的枠組みへの参加による信頼性の向上に努めてきた。

コンゴ（民）では、1990年代の企業国有化等の措置、近年では、鉱業関連会社に関するコンセッションの剥奪事案の実績があるが、本調査では外国投資家から、近年の国際的な枠組みへの参加を契機に信頼性はある程度維持できているとの見解が示された。

### 5.5.3 知的財産権

#### (1) 国際的な枠組みへの参加

コンゴ（民）は、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）へ加盟しており、下記の条約を批准している。

- ・ 世界知的所有権機関条約
- ・ 工業所有権の保護に関するパリ条約（Paris Convention for the Protection of Industrial Property）
- ・ 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ協定（Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works）
- ・ 許諾を得ないレコード複製からのレコード製作者の保護に関する条約（Convention for the Protection of Producers of Phonograms Against Unauthorized Duplication of their Phonograms）

<sup>55</sup> 投資法では、仏語による表記（CIRDI）となっている。

商標法に関するシンガポール条約（Singapore Treaty on the Law of Trade Marks）には署名はしているが、批准はしていない<sup>56</sup>。

## (2) 知的財産権保護に関する国内制度と仕組み

コンゴ（民）では、工業所有権法（Loi n° 82-001 du 7 janvier 1982 relative à la propriété industrielle）が制定されていて、特許、意匠、商標、商号に関して定義と権利の内容について規定されている。著作物や映像、音声、放送等のメディアコンテンツ等に関する知財は著作権保護及び関連権利に関する法（Ordonnance-loi n° 86-033 du 5 avril 1986 portant protection des droits d’auteur et droits voisins）で規定される。しかし、知財の認可等を専門的に扱う機関が存在しない<sup>57</sup>ため、前述の産業振興に向けた 10 カ年計画では、こうした機関の設立を施策の一つとして挙げている。企業インタビューでは、著作物や文化的な作品に対する権利を登録しているにもかかわらず、権利を有していないものから、根拠もなく訴訟を起こされる事例もあり、実態としては法制度が機能していないとのことであった。

### 5.5.4 国際的な枠組みへの参加

#### (1) 多数国投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency）

途上国への投資の際、収用、通貨換金・送金の停止、戦争・内乱等の非商業リスクを保証する多数国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA）に加盟していて、2005 年以来、銀行、鉱業、鉱業向け重機の販売・保守、製造業、通信設備等の分野の投資に対して保証が提供されている。

#### (2) 二国間投資協定

コンゴ（民）は、ドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、エジプト、ギリシャ、イスラエル、ヨルダン、ポルトガル、南ア、スイス、米国、スイス、イタリア、韓国、中国、ウクライナと二国間投資協定（Bilateral Investment Treaty）を署名、一部発効している<sup>58</sup>。

## 5.6 投資促進政策

コンゴ（民）における投資家に対する優遇措置については、投資法による優遇とその他産業別の優遇がある。

#### (1) 投資法における優遇

投資法では、国内を 3 種類の経済地域（Région économique）に分け、税制優遇の適用期間を設定している。各経済地域別の対象州、市及び優遇期間は下記に纏めた通りである。なお、投資法本体では、税制（関税及び租税）に係る優遇以外、非税制優遇の記述はない。

<sup>56</sup> WIPO ウェブサイトによる。

<sup>57</sup> 企業へのインタビューによると、偽物が出回ることはよくあるが、取り締まる方法もなく、また、今のところ、ビジネス環境としてより大きな課題（納税など）と比較するとそれほど大きなインパクトではないとする社があった。

<sup>58</sup> UNCTAD ウェブサイト（<http://investmentpolicyhub.unctad.org/IIA/CountryBits/56>）に基づく。

表 5-3 投資法における経済地域と税制優遇期間

分類	経済地域 A	経済地域 B	経済地域 C
対象州・都市	キンシャサ市	バコンゴ州、ルブンバシ市、リカシ市（カタンガ州）、コルウエジ市（カタンガ州）	バンドウンド州、赤道州、西カサイ、東カサイ、マニエマ、北キブ、南キブ、オリエンタル州、カタンガ州
優遇期間	3 年	4 年	5 年

出所：投資法（Loi n° 004/2002）

注：州は旧名。

投資法の定める税制優遇の内容は下記の通りである。各投資案件において免税輸入できる品目は、投資認可に関する共同大臣アレテ<sup>59</sup>（Arrêté Interministériel d'agrément）にリストが添付される。

表 5-4 投資法における主な税制・輸出入における優遇

分類	優遇の内容
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人所得税の免税</li> <li>プロジェクト対象の土地に対する不動産税の免税</li> </ul>
輸出入関税に関する優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材の免税輸入、利用する機材の CIF 価格の 10% を越えない金額内のスペアパーツの免税輸入</li> <li>中古の重機、船舶、航空機の免税輸入</li> <li>製品を輸出する場合の輸出税免税</li> <li>プロジェクトに関わる産業用資材等の免税輸入</li> <li>人材育成、訓練、環境保全に係る措置に関する費用の控除</li> </ul>

出所：投資法（Loi n° 004/2002）及び ANAPI 資料による。

輸入に際しての免税扱いについては、対象製品がコンゴ（民）で製造できないこと、国内企業による製造品の税抜き価格が輸入品の価格の 10% を上回ることが条件となっている。また、輸入における 2 パーセントの手数料と 16% の付加価値税（Taxe sur la Valeur Ajoutée: TVA）は課されることになる。

参考までに、隣国のザンビアにおける投資ライセンスによる優遇措置は下記の通りとなっている。コンゴ（民）と比較して大きな差はないなどの違いはあるものの、ザンビアでは最低投資金額が多少高額であるほか、立地による優遇内容の差別化等を行われていない。

表 5-5 コンゴ（民）投資法とザンビアの ZDA 法による税制優遇の比較

	コンゴ（民）	ザンビア
主な優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税免税（3～5 年）</li> <li>プロジェクト対象地域に対する不動産税免税。</li> <li>資機材、スペアパーツの輸入免税</li> <li>輸出税免税</li> <li>産業投入材の免税輸入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税免税（5 年間）</li> <li>配当初年度より 5 年間、配当税を免除</li> <li>輸入諸機材の輸入 5 年間免税</li> <li>インフラ関連の改善・向上に係る資本支出の 100% 控除</li> </ul>

<sup>59</sup> 一省庁もしくは複数の大臣、または他の行政庁が発する執行的決定のこと。

	コンゴ（民）	ザンビア
最低投資金額	200,000 ドル	250,000 ドル
地理的な条件	経済地域 A から C までの 3 分類に対し優遇期間を設定。	特になし
その他条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンゴ（民）で法人格の取得</li> <li>・ 付加価値額：35%以上</li> <li>・ 環境に関する法規制の遵守</li> <li>・ コンゴ人従業員の専門技術、責任ある地位における技術の習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ザンビアにおける法人格の取得</li> <li>・ 雇用創出、技術移転、国内製品の活用、産業多角化への貢献、輸出志向又は輸入代替等の項目を考慮</li> </ul>

出所:ザンビアについては ZDA へのヒアリングによる。

## (2) その他の投資優遇制度

既に述べたとおり、投資法で対象外となっている業種については、別途産業別の法令の中で優遇措置を設定している。各産業別に纏めた優遇制度は下記の通りである。

表 5-6 コンゴ（民）における産業別の法令等で定められた主な優遇

産業	優遇の概要
農業 （根拠：農業基本法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産物の輸出税の免除</li> <li>・ 農業生産用資材の輸入に係る関税・その他税務の免税</li> <li>・ 農業生産に係る不動産税の免除</li> <li>・ 輸出における各種公共サービス手数料、税務等を製品価格の 1% に限定</li> </ul>
鉱業 （根拠：鉱業法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配当への課税が通常 20%のところ 10%</li> <li>・ 外国人従業員の所得への課税（IERE）が通常 25%のところ 10%</li> <li>・ ライセンスの種類によって輸入関税の低減（3～5%）</li> <li>・ 製品輸出税の免税</li> <li>・ 業務で使用する石油製品、潤滑油の輸入免税</li> <li>・ 不動産税の免税</li> <li>・ 自動車税等の免税</li> <li>・ 動産税の免税</li> <li>・ 輸出用製品の国境における各種公共サービス手数料、税務等を製品価格の 0.25%に限定</li> </ul>
電力 （根拠：2015 年 4 月 28 日 15/009 号デクレ <sup>60)</sup> * 免税期間は 4 年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力インフラ向け設備の輸入に係る関税、TVA 免税</li> <li>・ 電力輸入における関税免税</li> <li>・ 電力輸出税 1%</li> </ul>
戦略的バリューチェーンへの優遇 * 免税期間は 4 年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材、原材料、サービス購入時の TVA 免税</li> <li>・ 資機材、原材料等の輸入免税</li> <li>・ 低減料金による電力アクセス</li> </ul>

出所:ANAPI 資料に基づき調査団作成。

## (3) 投資優遇に関する評価

投資法（Loi n° 004/2002）における優遇については、事例としてあげたザンビアと比較して大きく優遇内容に相違がある訳ではない。各業種で規定する優遇は、鉱業法に見られる通り投資法よりよい条件が含まれることもあるが、こうした優遇は各種許可と連動してい

<sup>60</sup>首相によって署名された執行的決定のこと。

て、許可に係る手数料や税金、鉱業に関しては権益等の要素も加味してメリットを考える必要がある。

企業インタビューでは、優遇を魅力と挙げる企業は特段なかった。所得税、関税面での免税については、ある程度の魅力があると考えられるが、6.2.3 で指摘されるとおり、徴税圧力が高く、こうした優遇の効果が相殺されている可能性も考えられる。

## 第6章 コンゴ民主共和国の投資環境分析

### 6.1 投資環境概観と分析手法

#### 6.1.1 投資環境の分析手法

投資環境とは、投資家が事業開始から操業において直面するビジネス環境であり、各種規制等の制度環境、インフラ整備等が含まれる。投資事業の開始から事業の終了までを仮の投資のライフサイクルと考えた際に、業種、進出形態等により違いはあるが、様々な事業運営に係る手続きが発生する。下図はこうした流れと手続きの分野について整理したものである。

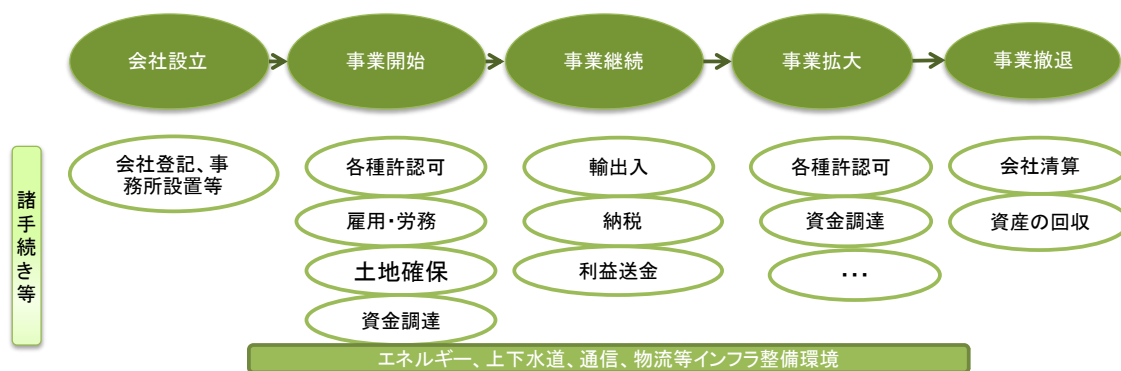


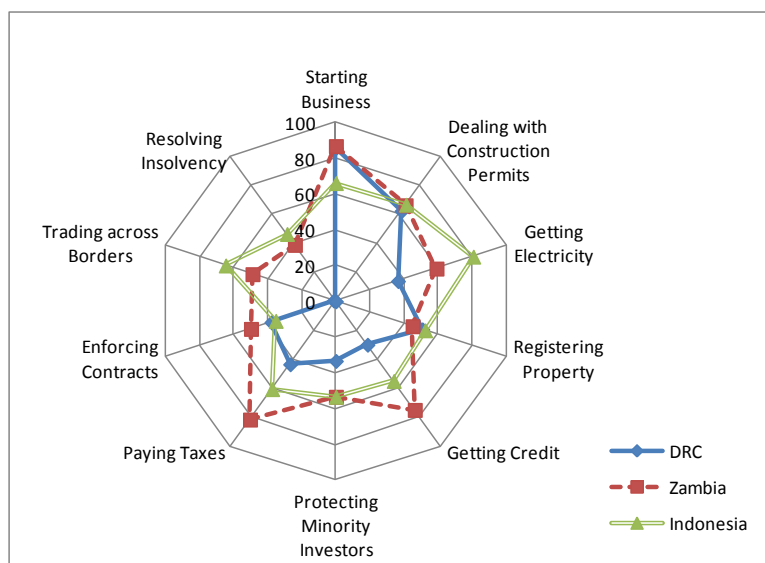
図 6-1 投資事業のライフサイクル概念図と手続き

こうした手続きは、業種や進出形態によって関連性の濃淡や要不要の別がある。加えて、操業においては、電力へのアクセス、上下水、通信等インフラ等へのアクセス、物流網の利用等が図られ、こうした分野の規制等ソフト面とハード面でのインフラ整備状況も重要な要素となる。

投資環境の分析においては、投資家の直面する手続き等規制環境について、①手続きの仕組みの概観、②コスト、時間といった投資家が体験するビジネスを実施するにあたっての負荷、制度・手続きの処理の他国との比較等による現状の評価、③課題の抽出、④政府及び他ドナーによる改善に向けた取り組みの現状について纏める。

#### 6.1.2 コンゴ（民）の投資環境概観とスコープ

コンゴ（民）の投資環境について、Doing Business により概観する。同調査では、ビジネス環境の状況を図る代表的な分野について設定された項目ごとに、最高スコアをマークした国からどのくらい乖離しているかを示す指数ある、Distance to Frontier (DTF) 指数を作成している。同指数は 0 から 100 の幅で数値が大きいほど乖離幅が小さくなっている。2016 年版におけるコンゴ（民）の評価は下図の通りである。同様の資源国であり、大きな国土を持つザンビア、インドネシアを参照として示した。



出所：Doing Business 2016 を基に JICA 調査団作成。

図 6-2 Doing Business における Distance to Frontier スコアの比較

コンゴ（民）は総合評価では、DTF 値が 38.14 で、189 カ国中 184 位である。ザンビアは 97 位、インドネシア 109 位となっている。ザンビア、インドネシアと比較してコンゴ（民）のスコアで顕著な点としては、起業におけるスコアが高く、逆に貿易（Trading Across Borders）のスコアはほぼゼロに近く、調査対象国 189 カ国中 187 位と最低に近い。また、事業の清算（Resolving Insolvency）については、ほとんどのデータがないため、計測不能となっている。このほか、電力アクセス（Getting Electricity）、少数派の投資家保護（Protecting Minority Investors）、納税（Paying Tax）等でも差が見られた。

コンゴ（民）政府は、ビジネス環境の向上に向け、Doing Business の各指標の向上を明確に目標とした取り組みを進めてきた（5.4.1 参照）。起業では、手続き面での簡素化を中心とした取り組みの成果が現れている。コンゴ（民）は、OHADA への加盟により、西アフリカ 16 カ国との共通のビジネスに関する法制度の枠組みを採用している。この取り組みによって、特に起業における障壁が低減している<sup>61</sup>。他方、特に操業段階で関連してくる各規制分野やインフラ等について、依然として改善の余地を大きく残すと考えられる結果となった。

また、Doing Business の指標で計測されない分野を含めた各種規制環境と投資家負担等の現状の詳細を把握する必要があるが指摘される。これを踏まえて、これまでのビジネス環境向上に向けた取り組みの成果を検証するとともに、特に、操業時に重要と考えられる諸項目について、制度概要と投資家負担に関して分析する。なお分析にあたっては、外国投資家の操業体験に基づく制度運用の実態面の課題抽出や可能な範囲で周辺国等との比較を行った。

<sup>61</sup> Doing Business 2016 では、OHADA による起業時の最低資本金額の低減、公証人による認証手続きの非義務化等の措置の促進が、加盟国全体で起業に関するスコアの向上に結びついていることを指摘している。また、建築許可等、他分野におけるスコアの向上が加盟国で見られることに触れている（世銀、Doing Business 2016）。

## 6.2 ビジネス環境の現状

### 6.2.1 会社設立

#### (1) 制度概要及び手続概要

##### 1) 会社の形態

コンゴ（民）は OHADA の統一商事通則法（Acte uniforme portant sur le droit commercial général）及び統一統一商事会社法（Acte uniforme relatif au droit des sociétés commerciales et du groupement d'intérêt économique、以下「会社法」）を適用しているが、同会社法によれば会社の形態及び特徴は以下の通りである。

表 6-1 OHADA 統一商事会社法による会社の形態別内容

会社形態	条件・内容	法定最低 資本金
Société en Nom Collectif (SNC) / Private Companies (合名会社)	全ての出資者が会社の負債に対して無限責任を負う。会社の債権者は超法規的行為による会社への督促に対し少なくとも 60 日間支払がなかった場合にのみ、出資者に対する債権の取り立てることができる。この期日は裁判所長による決定により 30 日を超えない範囲で延長することができる。	なし
Société en Commandite Simple/ Sleeping Partnerships (匿名組合)	単一または複数の出資者が経営権を持って会社の負債に対して無限かつ共同で責任を負う「共同出資者」と経営権を持たず出資額に応じた負債分を上限とした責任を負う「匿名出資者」から構成される。	なし
Société á Responsabilité Limitée (SARL) / Private Limited Companies (有限会社)	出資者が出資額に応じて、経営権と負債に対して有限責任を負うもので、二人以上の自然人または企業によって構成される。	なし <sup>62</sup>
Société Anonyme (SA) / Public Limited Companies (株式会社)	出資者が保有する株式によりその株主権を有し、またその出資額に応じ会社の負債に対して責任を負う会社形態。株式会社は一人以上の株主によって設立できる。	20,000 ドル
Succursale / Branches (支店)	支店は親会社の 100% 所有により設立することができる。支店の営業の範囲は親会社によって決めることができるが、その負債に関しては親会社が無限責任を負う。	なし
Bureau de Représentation / Representative Office (駐在員事務所)	駐在員事務所は、親会社 100% 所有により設立することができる。市場調査や親会社のビジネスのプロモーション等を行うことができるが、営業活動を行うことはできない。	なし

出所: Acte uniforme relatif au droit des sociétés commerciales et du groupement d'intérêt économique に基づき JICA 調査団作成。

<sup>62</sup> Décret n° 002/CAB/MIN/JGS & DH/014 及び n° 243/CAB/MIN/FINANCES du 30 décembre 2014 第 2 条によれば SARL は自由に最低資本金を決定することができる。



## 2) 起業のためのワンストップサービス

コンゴ（民）政府は起業のプロセスを円滑化するために 2012 年 11 月 1 日のデクレ<sup>63</sup>第 12/045（Décret n° 12/045 du 01 nov 2012）により起業ワンストップサービス（Guichet Unique de Creation D'Entreprise: GUCE）を司法省の傘下に設立した。GUCE はキンシャサに本部を置いている。GUCE は以下の部門から構成されている。

- ・ 総務部門
- ・ 支援サービス部門
- ・ 技術事務局 (legal advisor、IT 専門家等)

GUCE に入って介入サービス部門で起業手続を委任されている関連政府機関及び支援サービスの内容は以下のとおり。

- ・ 公証事務所: 定款等の書類の認証
- ・ 商事裁判所: RCCM<sup>64</sup>番号の交付
- ・ 税務総局 : 納税番号の交付
- ・ 経済省: 国家 ID 番号の交付
- ・ 国立社会保障機関: 社会保障番号の交付
- ・ 国立職業訓練校 (Institut National de Préparation Professionnelle: INPP) : 登録番号の交付
- ・ 官報事務所 (Gazette Office) : 官報の交付
- ・ 管轄地方自治体 (キンシャサ市内の地区「Commune」) : 地方自治体への登録
- ・ 非財政収入局 (Direction Générale des Recettes Administratives, Judiciaires, Domaniales, et de Participations: DGRAD) : 土地登録料支払い

GUCE へのインタビューによれば、上記の各省・機関からの担当官のステータスは、各機関の代表として許認可権限をもって派遣されるが、指揮系統としては、GUCE のメンバーとして投資家を支援することとなっている。GUCE ではトップマネジメント、各省庁からの派遣担当官を含め、22 名の体制となっている。

GUCE における 2013 年から 2015 年の起業実績は以下の表に示すとおりである。GUCE 設立後 2013 年 5 月から現在までの累積で法人 3,981 社、個人事業 14,014 社、計 17,995 件の会社が設立された実績がある。1 日平均 30~40 の申請書を処理している。

表 6-2 GUCE の企業設立実績

会社形態、年	2013	2014	2015	累計(2013-15)
法人	713	1,769	1,499	3,981
個人事業主	1,089	6,578	6,347	14,014
計	1,802	8,347	7,846	17,995

出所：GUCE, Statistiques Dossiers Traités, as of December 6, 2015

<sup>63</sup>首相によって署名された執行的決定のこと。

<sup>64</sup> RCCM とは Registre du Commerce et du Crédit Mobilier の略で 商業登記及び私有財産登記のこと。

### 3) 起業のための必要書類

起業に必要な申請書類は以下のとおりである。

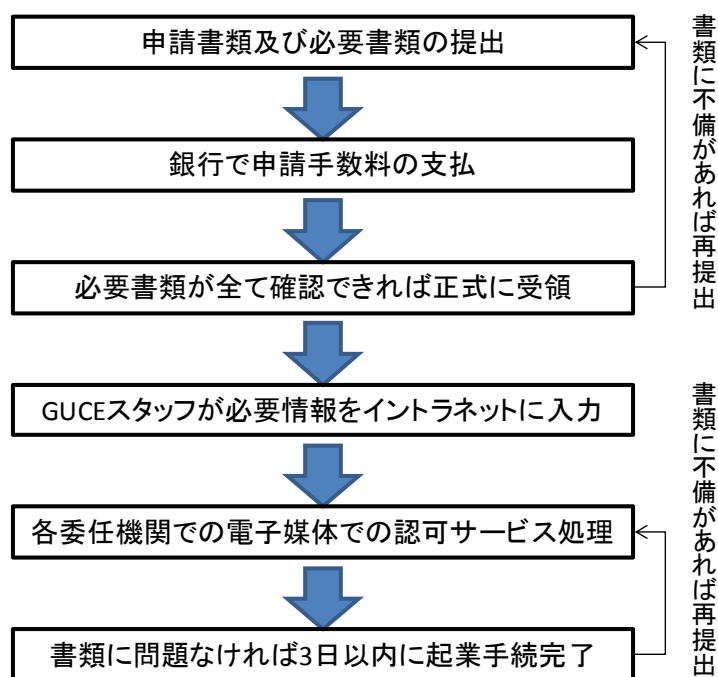
- ・ 申請レター
- ・ 企業定款 4 部及び官報公告のための電子媒体 1 部
- ・ 会社登録申告書及び給与支払申告書
- ・ 会社資本金の払込証明書または銀行口座証明書
- ・ 経営者 (Gérant: CEO/Managing Director) の署名証明
- ・ 経営者及び出資者 (associés) の身分証明書のコピー

### 4) 起業のためのコスト

法人設立費用は 120 米ドル、個人事業主の場合は 40 米ドルである。

### 5) 起業のための手続の流れ

GUCE における起業手続の流れは下図のとおり。



出所：GUCE でのヒアリングに基づき JICA 調査団作成

図 6-3 GUCE での起業手続フロー

なお、GUCE では各申請ファイルが支援サービス部門で適切に処理されているかどうかを技術事務局の方で追跡し、滞っている場合に原因を究明し、円滑に進めるように支援している。またユーザーの評価については、CPCAI がアンケート調査を実施して満足度について調査している。同調査によれば、76%の回答者が GUCE のワンストップサービス全般に

満足しているという結果がでていますが、93%が起業手続に3日以上要したと回答している<sup>65</sup>。

## (2) 現状の分析と課題

コンゴ（民）においては、GUCE 設立以降は、従来と比べて起業のプロセスが大幅に合理化・短縮されている。従来、投資家は税務署を始めとする 15 にも亘る政府機関に各々別々に手続を申請する必要があり、会社設立までの期間が 155 日以上かかり、費用も 2,000～3,000 ドル必要で、起業が非常に困難な状況であった。現在では、必要書類が全て整えば原則申請後 3 日間、手数料も 120 ドルで会社設立ができるようになり、起業に係る時間とコストが大きく改善されている。世銀の Doing Business 2016 によれば、コンゴ（民）は起業のランクが 2015 年度の 172 位から 2016 年度は 89 位と大幅に順位を上げており、サブサハラアフリカの平均値と比べると手続数、時間、コスト全ての面で起業の容易度が高い。

表 6-3 コンゴ（民）の起業とサブサハラアフリカとの比較

指標	コンゴ（民）	サブサハラアフリカ
手続（数）	6	8
時間（日）	11	26.8
コスト(一人当たり国民所得に対する%)	29.3	53.4

出所： Doing Business 2016

企業へのヒアリングにおいても、起業のプロセスについては GUCE の設立以降従来よりも大幅に改善されたという意見が多く全般的な投資家の評価は高くなっている。

但し、GUCE 内部の関係省庁間の調整に時間を要する場合もあり、実態としては起業までの時間は 1 週間から 3 週間程度かかるという指摘が多く、必ずしも GUCE が設定している目安の期間での起業は実現できていない。また、地方においては GUCE のサービスは展開されていないため、引き続き起業時の時間とコストに関する負担が発生していることが考えられる。

## (3) 改善の方向性

現在、英国の国際開発庁（Department for International Development: DfID）により、OHADA プロジェクトを通じて会社登録電子システム構築（RCCM-GUCE）支援が行われており、GUCE での会社登録データ・財務報告書等を全て電子化し、税務等の関係機関ともデータを共有化する計画が進んでいる。また、同プロジェクトでは他の州への GUCE にかかるパイロット展開支援も推進中である。

今後はこうした取り組みを活用しながら、登録電子データの関係省庁間での共有化によりさらに迅速かつ正確な処理を行うことが求められる。

<sup>65</sup> CPCAI, “Rapport d’enquête d’impact et de satisfaction sur le processus de creation d’entreprise à Kinshasa”, Mai 2015

## 6.2.2 投資認可

### (1) 制度概要及び手続概要

投資認可に係る法制度では、特定セクターへの投資について要件とインセンティブに関して規定する法と、その他の業種について投資促進の一貫としてインセンティブの付与について規定する投資法 (Loi no. 004/2002 du 21 fevrier 2002 portant code des investissements) がある。本項では、投資法で定められる投資インセンティブの認可について分析する。投資法では、その認可権限を投資促進公社 (Agence Nationale pour la Promotion des Investissements: ANAPI) が担うとしている<sup>66</sup>。投資法第 8 条は、投資の認可に関して以下の 5 つの条件を規定している。

- ・ コンゴ(民)の法律によって設立された企業であること
- ・ 最低 20 万ドルの投資額があること<sup>67</sup>
- ・ 環境保護・自然保全に関する法令の遵守
- ・ 専門技術者、管理職、幹部職への登用に向けた現地人材の育成
- ・ 投資に関する 35%以上の付加価値の保証

ANAPI の投資認可総局 (Département D'Agréments) へのインタビューによれば、申請のために必要となる情報は以下の通りである。投資認可申請にあたっては、申請書に①一般情報、②技術情報、③雇用計画、④資金計画に係る 4 種類の情報を記載する必要がある。また、かかる情報以外にも、免税手続きのために輸入を予定している機械設備類 (数量と評価額) の一覧表の提出が求められる。

上記申請書で具体的に求められる情報は下表の通り。

表 6-4 投資認可書類に必要な情報

情報の種類	情報の内容
一般情報	会社の概要 (名前、商業省から発行される登記番号、経済省から発行される ID 番号、税務番号、会社形態、本社住所、活動場所、設立目的、株主構成等)、発起人の概要 (国籍、住所、セクター)
技術情報	投資場所、目的、概要 (事業の性質と目的、機械設備・技術の内容)、生産・製造能力 (目標と最大能力)、事業計画 (製造スケジュール等)、環境影響評価、原材料産地
雇用計画	被雇用者数 (DRC 人/外国人、各ポジションにおける人数)、給与形態と社会保障、被雇用者への研修計画
資金計画	費用・収入分析結果 (投資金額: 関税を含む輸入機材・部品分と現地調達分、資金調達方法 (自己資本と借入)、借入の返済計画、生産量、販売価格、販売量、利益計画等)

出所: ANAPI からのヒアリングを基に JICA 調査団が作成

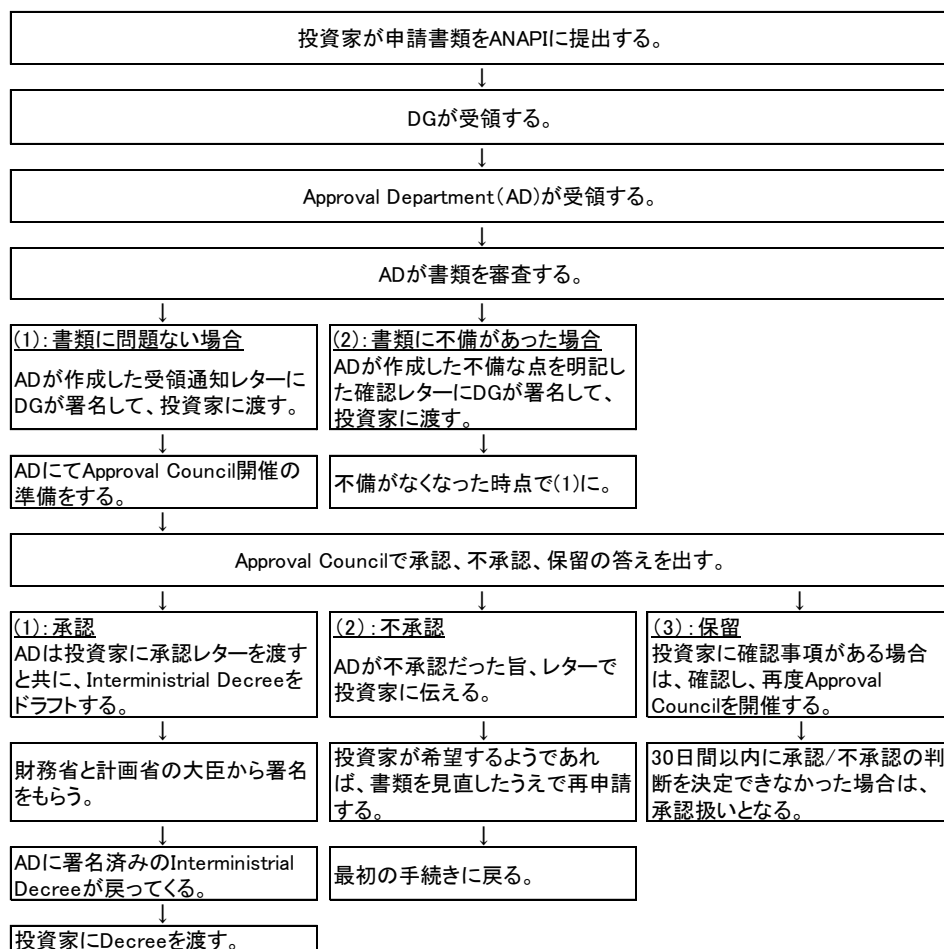
上記の情報を元に、ANAPI は 35%の付加価値 (「(売上一生産コスト) /売上」で計算) が

<sup>66</sup>投資法 3 条によれば、以下の分野を認可対象から除外している。鉱山・炭化水素、銀行、保険・再保険、武器の製造と軍事関連産業、爆弾の製造、軍事・準軍事関連機材の組立またはセキュリティに係るサービス、軍事・準軍事関連機材の製造またはセキュリティに係るサービス、商業活動。

<sup>67</sup> 中小企業については同法第 2 条で最低 1 万米ドル以上の投資額と規定されている。

あるかどうかを確認する。但し、35%という数字は目安であり、必ずしも絶対的な条件ではなく、特にポテンシャルの高いセクターの場合は、ケースバイケースで交渉の余地がある。

投資認可手続きの流れは以下の通り。ANAPI は、申請書類受理後 30 営業日以内に承認の可否を決定し投資家に通知する必要がある。同期日までに通知がない場合は、自動的に承認扱いとなる。投資家の申請から Approval Council（承認委員会）開催まで所要日数は 2-7 日間程度。同委員会は月に少なくとも 2 回開催されている。



出所：ANAPI へのヒアリングに基づき JICA 調査団作成

図 6-4 ANAPI における投資認可のフロー

承認委員会は計画省の大臣を議長として、14 名のメンバーで構成されている。主なメンバーは内閣府、大統領府、税務当局、関係セクターの省庁等になる。投資認可総局は事務局として上記委員会開催にあたり必要書類の準備を行うほか、委員会のオブザーバーとして参加する。その他、同委員会がその場で投資家に質問する必要が出てくると事前に判断した場合は、投資家が 1 名参加することもできる。

投資認可及びその認可内容は、投資認可に関する共同大臣アレテ<sup>68</sup> (Arrêté Interministériel

<sup>68</sup>一省庁もしくは複数の大臣、または他の行政庁が発する執行的決定のこと。

d'agrément) によって規定される。投資法第7条によれば、上記共同大臣アレテの内容は以下のとおりである。

- ・ 投資の目的、場所及び操業が予定される日
- ・ 投資の識別及び申請代理人
- ・ 投資のプログラム、投資期間、実現スケジュール
- ・ 投資計画を達成した際の生産の目標
- ・ 認可された優遇措置の内容、期間及び適用の条件
- ・ 認可企業と国の義務並びに認可プロジェクト参加のための条件
- ・ プロジェクトの枠組みの中で輸入する資本財のリスト
- ・ 創出する雇用の数
- ・ 紛争解決のための手続
- ・ 関連行政機関による監督並びにその条件

## (2) 現状の分析と課題

最初から投資認可審査で求められる技術情報、財務情報、環境影響等の情報を完璧に準備することは容易ではなく、多くの企業はコンサルタントや弁護士事務所を使って投資認可の準備を行っているのが実態である。さらに実際の投資認可期間については同機関とのやり取りも含めて3-4カ月かかるという指摘が複数の企業からあった。

一方、ANAPIは投資認可の準備のために、土地取得・建築許可・環境影響評価等の支援を行っており、投資家の求めがあれば各々の許認可を担当する地方自治体へ同行して手続の代行を行っている。しかし、企業ヒアリングによれば、ANAPIは大企業に対しては必要とする許認可取得を積極的に支援していると評価されている半面、中小企業に対しては必ずしも十分な支援を行っているとは見られていない。

## (3) 改善の方向性

今後は中小企業を含む投資家に対して必要な情報提供やライセンス等の取得についてよりきめ細かなサービスを提供するためのアドバイザー能力の向上が求められる。

### 6.2.3 税務・会計制度

#### (1) 制度概要及び手続概要

##### 1) 税制の概要

コンゴ（民）で事業を営む法人は、従前、コンゴ民主共和国における一般的な会計原則（Congolese General Chart of Accounts, Plan Comptable Général Congolais: PCGC）において、適正な会計帳簿を作成し法定監査を受けることが要求されていたが、2012年にOHADAに加盟したことで2014年以降始まる事業年度よりOHADAの会計規則に基づき会計帳簿を作成することが求められるようになった<sup>69</sup>。OHADAに定めがない施行細則は、全体の法制度の

<sup>69</sup> OHADAの会計規則と各加盟国が適用してきた会計基準には差があることが多い。現在、乖離がある項目については、OHADAの会計委員会内での議論を経て基準差を解消する作業が行われている。

方針に矛盾しない限り、各国のローカルルールに準拠することが許容されている。例えば税制では、2013年に施行された法人税（Impôt sur les bénéfices et profits: IBP）の他、付加価値税（Taxe sur la Valeur Ajoutée: TVA）、関税等それぞれにデクレ（Décret）が規定され、具体的な手続が公表（仏語中心）されているのが現状である。

課税当局としては、財務省の管掌の下に国税局（Direction Générale des Impôts: DGI）、税関局（Direction Générale des Douanes et Accises: DGDA）、非財政収入局（Direction Générale des Recettes Administratives, Judiciaires, Domaniales et de Participations : DGRAD）が存在し、税務に係るあらゆる事項（課税、徴税、還付、税務訴訟等）を管轄する権限を有している。地方政府には立法権限はないものの地方税の税率は法律で規定されていないこともあり、各自治体が独自に税率を決定する余地がある。また、土地税やレンタル税等、一部の税目は地方政府に課税徴収権限が移譲されている。事業会社がコンゴ（民）において負担する主な税金は以下の通りである。

表 6-5 事業会社に課される主な税負担

税目	税率 (%)	備考
法人所得税	30, 35	鉱山業は Mining Code で規定する税金が課される。法人所得税（法定税率 30%）以外にも、資機材に課される動産税・車両税や資源権利保有者に課される税等の定めがある。
支店税	35	
源泉税：		
配当	20	鉱山業では 10%
利子	20	鉱山業では非課税
ロイヤリティ	20	
サービス	14	外国の会社や本社からの出張者がコンゴ（民）への子会社へ専門サービスを提供する場合の納税義務。提供されたサービスのインボイス額が課税標準である。
付加価値税（TVA）	16	免税の物品を除いて、コンゴ（民）国内で提供時または輸入時にあらゆる商品・サービスに課される税金である。
投資促進税（TPI）	2	輸入原材料の CIF 価格に関税負担を加算した合計額及びコンゴ（民）国内での販売価格が課税標準である。

出所：現地インタビュー結果に基づき JICA 調査団作成。

## 2) 法人税（IBP）制度の概要

コンゴ（民）で設立された法人は、本社、支店、工場、販売拠点等の重要な設備を保有するか製造用途の固定的または恒久的な事業拠点を有する場合、もしくは重要な拠点がなくとも自身の企業活動の為に最低 6 か月以上の期間にわたり専門的サービスを実行する場合、のいずれかを満たす場合に事業活動を行う者とみなされて国内源泉所得に対して法人税が課税される。法人税の課税所得は、OHADA の会計規則により計算された利益に基づき算定されるが、別段の定めがなければ事業遂行に要した費用は税務上の損金とみなされる。課税年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日が 1 年とされ、確定申告は翌年の 4 月 30 日までに行わ

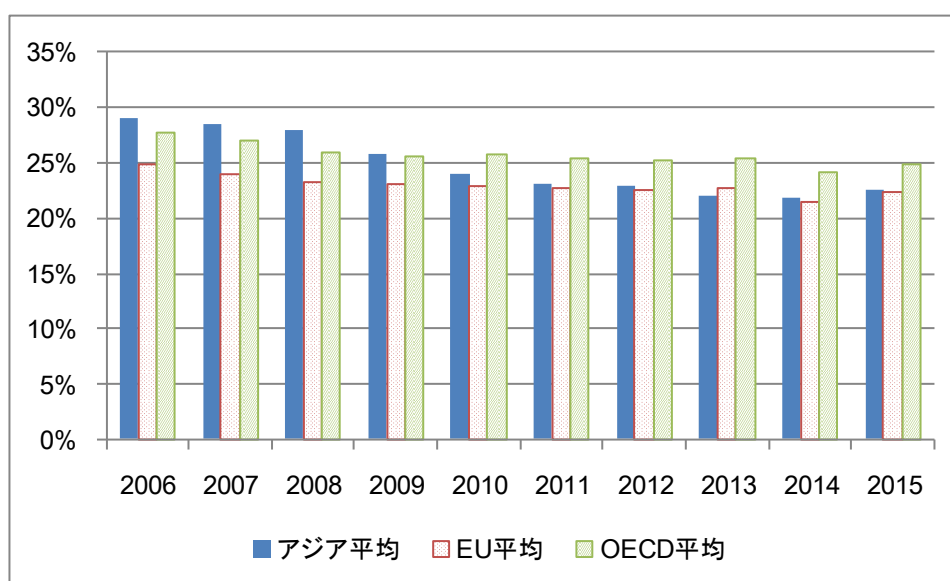
なければならない。また、直前期年税額の40%を年2回（1回目：8月1日期限、2回目：12月1日期限）分納し、年税額の未納分を翌年の4月30日までに納付することが必要である<sup>70</sup>。なお、法人税額には中小事業者の年間売上高の規模に依る規定がある。具体的には以下の通りである。

表 6-6 中小事業者の年間売上高の規模に依る法人税負担額

対象事業者	負担すべき法人税額
年間売上高が 1,000 万 CDF 以下の事業者	50,000CDF
年間売上高が 1,000 万 CDF-8,000 万 CDF の事業者	製品販売事業者は年間売上高の 1%、サービス事業者は年間売上高の 2%が納税額
年間売上高が 80,000 万 CDF 以上の事業者	確定申告税額。課税所得が零の場合であっても年間売上高の最低 1%が納税額

出所：現地インタビュー結果に基づき JICA 調査団作成。

現状のコンゴ（民）の法人税率（35%）は国際的にみても高止まりしている。各国政府は2000年以降法人税率の切り下げ競争を展開してきており、世界主要地域における法人税率の平均を見てみると低下傾向で2015年は25%を切るレベルとなっている（図 6-5 参照）。



出所：KPMG Corporate tax rates table に基づき JICA 調査団作成。

図 6-5 法人税率の比較

### 3) 付加価値税（TVA）制度の概要

付加価値税は製品の消費者またはサービスの受益者により支払われるのが原則であり、課税対象取引を行う者が徴収、支払を行う。課税期間は月次ベースで、Tax Invoice に基づき当月の商品販売・サービス提供時の TVA（Output TVA）と国内及び海外からの有償での商品・サービス購入の TVA（Input TVA）の差額を集計し、申告フォームを用いて銀行で納付、

<sup>70</sup> 法人税の税額計算において欠損金が生じた企業は、納税者の申請に基づき欠損金額が生じた事業年度以降5年間の繰越期間が認められている。但し、控除限度額は対象となる繰越控除前所得金額の70%が上限とされる。



DGI で支払証明を入手する。課税標準は製品・サービスの価格 (Invoice 価格)、輸入関税、物品消費税等から構成され、税率は課税対象となるすべての取引が 16% で輸出取引は 0% の税額負担である。例えば、原材料を調達して、コンゴ (民) 国内で生産・製造を行い、輸出をするビジネスモデルの場合、ゼロ率課税取引とされて売上 TVA はゼロとなり、輸出に対応する仕入 TVA は控除される。税金の過払い、つまり TVA 控除額が支払うべき税額よりも多い場合、還付請求を行うか残高を繰越し翌月以降の売上 TVA と相殺できる<sup>71</sup>。

#### 4) 会計制度の概要

コンゴ (民) の会計制度全般を整備・設計する組織としては、財務省の管轄下にコンゴ常設会計委員会 (Conseil Permanent de la Comptabilité au Congo: CPCC<sup>72</sup>) が存在する。コンゴ (民) で事業を営む会社は、会計帳簿の作成、その決算方法と承認、監査の要件について OHADA の規則を参照することとされているが、実務上は、外国企業の子会社の中には会計帳簿を 2 つ作成し、1 つはコンゴ (民) での法律要件を満たすために、もう 1 つは親会社の本国での上場基準を満たすために作成している例が散見される。鉱山業を営む企業の中には、Mining Code の 248 項において会計帳簿を US ドル等の外貨建てで作成することが認められていることから、米国での一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles in the United States: USGAAP) で帳簿を作成している企業もある。また、事業の規模・公開及び非公開に拘らず毎年外部監査人による法定監査が要件であるが実情が伴っておらず、鉱山業・建設業・銀行業の子会社では親会社の監査人の指示で現地の子会社の外部監査が行われている事例もある。

なお、OHADA 加盟に伴い概念フレームワーク (財務報告の基本目的や基礎的な定義、原理等を体系化しながら、財務報告のための概念的な枠組みを提供するもの) が整備され会計制度面での充実が図られている。従来コンゴ (民) で使用されていた会計基準 (PCGC) では政府の徴税目的の帳簿作成が一義的な目的であったため、概念フレームワークが存在せず、初めての取引について立ち戻る判断基準がなかった。そこで、各社独自の判断で会計処理が行われていた実情に対応して、かかる暫定的な措置がなされた。また、国際的な会計慣行に収斂するための活動として、CPCC 内に実行委員会が立ち上げられ国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) への移行作業が進められている。金融機関については既に IFRS に準拠した会計処理が必須であり、他の業種の IFRS の適用は、通信・物流・鉱業等の大企業や上場企業を対象に 2017 年までの移行を検討している<sup>73</sup>。

<sup>71</sup> 鉱業および石油プロジェクト建設中の企業や土地・工場設備取得・拡張・設備更新等の 10 億 CDF 以上の大規模投資を行う企業は TVA 税額控除の還付を請求することができる。

<sup>72</sup> 1975 年に Ordinance No. 75-024 により設立。内外企業からの会計に係る諸問題について相談に応じ、対応策を策定・実施する役割を担い、会計に係る法律・基準 (Décret 等) 策定の助言や起草する権限も有する。

<sup>73</sup> 現在は IFRS を適用する過渡期にあるが OHADA と IFRS との間にも基準差がある。例えば、事業年度の決定、有形・無形固定資産や金融商品等の評価、研究開発費や創立費の取扱等の会計処理上の違いの他、財務諸表の補足説明としての注記情報の充実が IFRS では求められる。尚、コンゴ (民) では OHADA の

## (2) 現状の分析と課題

### 1) 課税及び徴税における課題

コンゴ（民）では、OHADA 加盟によりビジネスを行う上での法と付帯する規則等が一定程度整理されているものの、税制度全般には下記のような課題がある。

- ・ 税務に関する法律規則は数多く複雑で頻繁に公布・改正が行われ、法律規則間の整合性や正確性、明確さに問題があることが多い。
- ・ 世界の税制度では同一課税原因に対して同種の税を複数回徴収することは、担税力を超過する税負担を生じさせ取引を行う者の利益が著しく損なわれるために、様々な方法によりその排除が試みられている。しかしながら、コンゴ（民）国内では国と州から二重に課税される事例が多数存在する<sup>74</sup>。
- ・ 国税や地方税として課税されるものだけでなく、許可・承認・公的書類の付与に関連した手数料としての租税や、省庁や地方政府が予算確保の為に特定の地方税や課徴金を定め、徴収の妥当性や目的に問題のある税が相当数ある。
- ・ 税率が明確でない税目や実務上の細則が不足していることで解釈の余地がありグレーゾーンが多数存在することで、恣意的かつ一貫性を欠いた徴収がされている。実際、税務当局職員の事務遂行能力は低く税金を徴収する立場を濫用して、まず多額の請求を行い交渉の結果、法律で定められた以上の税負担が求められることが多い<sup>75</sup>。どのような課税がされるか予想できないこともビジネス環境にとって大きなマイナス要因である。
- ・ 税務当局の積極的な課税・徴税姿勢に対して、企業側は毎度交渉をする必要があるため、最終的にどの程度の税負担が必要となるか明確でなく、予見できない。特に、要求していることが法律に規定されているものなのか不当な要求なのか、合法的なものであっても正式な窓口はどこになるか等を正確に判断することは至難の業である。

このように、コンゴ（民）で事業を行う会社は、複雑な税制度や税外課徴金、特別徴収金といった数々の悪弊に対応せざるを得ず、これらが累積することでビジネスコストに多額の影響を及ぼすことになる。例えば、法人税を筆頭に原材料調達に掛けられる TVA、輸入関税の他、TPI、INSS、INPP、ONEM への負担や地方税が最低限発生し<sup>76</sup>、このような税務当局及びその他政府により課される社会保障・行政関係費用負担を考慮すると企業が実際に負担する税額は稼得する利益の 60–65%にまで及ぶ。この賦課を製品原価に転嫁することは難しく利益を圧迫する要因となり、事業の大幅な縮小や工場の最終的な閉鎖に追い込まれた事例もある<sup>77</sup>。また、上記のような制度の複雑さ、不透明性により、課税・徴税の

---

Accounting Act に従った会計処理が原則であるが、参照すべき条文が無い場合は IFRS に準ずることも許容されている。

<sup>74</sup> 水資源省によりガス貯蔵税が徴収されるようになったが、ガスの貯蔵量には TRA も課せられておりここでも課税原因の二重使用が生じている。この例以外にも、プラスチック製品の製造販売会社へのインタビューでは、製造に使用する原材料は販売時に国税としての TVA が課されるだけでなく、キンシャサ市が特定税として製品販売時に課税をしており同じ種類の租税が同一課税原因に課されている例も挙げられた。

<sup>75</sup> 実際、税務監査の結果預金残高が十分であることを確認して追加の税負担を求めてきた例、負担していた課税額の数十倍の賦課を課す通達が発行され、長期に渡る交渉を経て従来の三倍以上の負担でやむなく妥結した例、市より製品販売価格の一定割合の売上税の導入を突如通知された例が挙げられた。

<sup>76</sup> あるセメント製造会社では輸入の際 CIF 価格の 2.5 倍にも仕入値がかさんでいる実情が聞かれた。

<sup>77</sup> 例えば、British American Tobacco 社は工場を閉鎖したが、潜在的な消費者が多いことからケニアで生産したタバコを輸入・販売する選択をした。また、食品数社は事業撤退、廃止、または縮小の準備を進めているという情報がある。

実効性に問題を抱えており、不正・汚職が当局の上層部から職員に至るレベルにまで及んでいる。この現状は投資家がコンゴ（民）でビジネスを行う上での最大のリスクである。

その一方で、事業会社側が抱える課題もある。例えば、経理担当・税務担当者が意図的に会計帳簿の作成を誤り、根拠証憑を破棄や隠蔽するなどした後他社に転職し前職の会社での不適切な会計処理について税務当局に通報をする。これらの行為により、その後の税務監査において取引の事実を証明できなかった結果、追加の負担を強いられた例がある。内部告発者の情報は明かされない上に最終妥結金額の大凡 20-40%が支払われており、このような不正行為を行うインセンティブとなっている。

## 2) 課税及び徴税における改善事項

税務面での最大の改善は納税窓口がワンストップとなり、手続きが一部簡素化されたことである。税目毎の税務申告は必要であるものの、物理的な場所が一本化されたことや、申告前に DGI にて通知を受領し、銀行で納税、DGI で納税証明受領という手続きのうち申告前の通知受領が省略された。

国際課税の面では、これまで外国企業はコンゴ（民）での稼得利益を税負担の安い国に移転することで法人税の課税逃れをしてきたことに対して、コンゴ（民）政府がドナーの支援を得ながら移転価格税制度を整備している。そこでは、コンゴ（民）の会社と関係者または関係法人（直接的な資本関係だけでなく持ち株会社を通じた同一グループ会社間の関係も含む）との取引において提供されるサービス提供の対価が、正当化できる場合に限り通常の第三者との取引と同一であるとされるが、そうでない場合は法人税の課税対象とみなされることとされている。例えば、コンゴ（民）の子会社からグループ内の他法人へのロイヤリティ、ノウハウ、ライセンスといった名目での対価の支払や金融取引による利子の支払いは、その取引に実態があり支払額が取引の実際の額と等価であることを証明できなければ当該子会社の法人税の課税標準に加算されることになる。その為に、外国投資家に求められるのは移転価格に係る文書化であり、関係会社間の取引が正当化されるものである事実が記載され、グループ会社構造の実態が適切に記載され、税務当局の求めによりそれらの情報が提供されなければならないことになる。利益の移転が行われたと判断される場合は、税務当局より更正・決定がなされる。

上記のような、税務の制度及び徴税の問題に対応するため、コンゴ（民）で長期に渡って事業を行う会社の多くは税務の専門家の任用、会計担当者も含めたアウトソーシングサービスの利用により、リスクをヘッジする傾向にある。

## (3) 改善の方向性

税率が高いことや法制度の執行が不適切である背景には、これまで企業側が正しい財務報告書の数値を報告せず納税を回避してきたことに対して税務当局が不信感を募らせており企業の公表する財務値に信頼を置いていないこと、税務当局が職員に十分な給与を支払

えていないことが原因であるとの見方が大半である。それ故に自らの懐を潤すため担当者レベルで腐敗が起きやすく、企業に対して非合理的な対応をする結果に陥っている。このような悪循環を断ち切るためには、下記のような対応が必要と考えられる。

### 1) 税率の低減と課税ベースの拡大

国際的にみて高い法定税率の引き下げが実効税率の軽減を図る上でも優先されるべきである。外国投資家が法人税負担の多寡を見る上では、法定税率だけでなく負担の実態としての実効税率を検討するとされている<sup>78</sup>。マーリーズ・レビューによると、企業が自国生産か他国生産かを決定する際に影響を及ぼすのは「実効税率」であり、一国での投資規模に影響を与えるのは優遇税制などの政策的な措置を考慮した「限界税率」、多国籍企業が利益をどこに留保するかという観点からは「法定税率」が重要な指標となるとされている<sup>79</sup>。同時に、課税ベースの改革、インフォーマルセクターが多くを占める歪な経済構造を改めて経済に占める法人部門の割合の拡大が必要になると考えられる。特に、公平な競争が阻害される不公平感があるようなビジネス環境では、投資するリスクに対してのリターンが低いと判断され、鉱業などの絶対的な優位がある産業はともかく、一定程度の雇用を生み、長期的な投資を要する農業、設備投資を伴う製造業への投資が伸び悩んでいる。

### 2) 公共財政管理と説明責任

コンゴ（民）政府や自治体が課す多種多様な負担についても、その徴収目的となった行政サービスが明確に行われていることを示すことも最低限必要である。

### 3) 会計制度の改善と会計人材の育成

コンゴ（民）の会計面での課題としては、OHADA 以前の会計基準（PCGC）が、中小企業等に正しく適用されていないという実情がある。更に OHADA 加盟後には会計法の適用が開始されたが、PCGC と混在している状況であり、どのように移行するかが、現地企業にとっての課題である。この背景にあるのは情報提供が不足していることや公表されている情報の解釈を誤っていること、企業における会計担当者の経験不足等が要因であるとされる。従って、まず取り組むべきは OHADA をコンゴ（民）国内で着実に浸透させることであり、将来的には国際的な会計基準である IFRS への移行作業をすすめていくことである。このためには、セミナーを通じた啓蒙活動だけでなく、大学でのカリキュラムの充実や会計関連のトレーニングプログラムの用意や実務従事者に対するキャパシティビルディング活動の継続的な実施が必要と考えられる。

<sup>78</sup> ここでいう実効税率とは分母に課税上の所得を取り、税法上の標準的な税率によって計算した税額を分子にとった結果である。課税上の所得と会計上の利益とは一致せず、国ごとに異なる税法だけでなく、投資促進の為の政策的な優遇税制、外国税額控除、欠損金の繰越、タックスプランニングを駆使した課税所得の圧縮等の節税行為を加味すると、単純な国際比較は難しい。

<sup>79</sup> Auerbach, A.J, M.Devereux, and H.Simpson (2007) "Taxing Corporate Income", Paper Prepared for The Mirrlees Review, Reforming the Tax System for the 21st Century

## 6.2.4 土地の取得と不動産登記

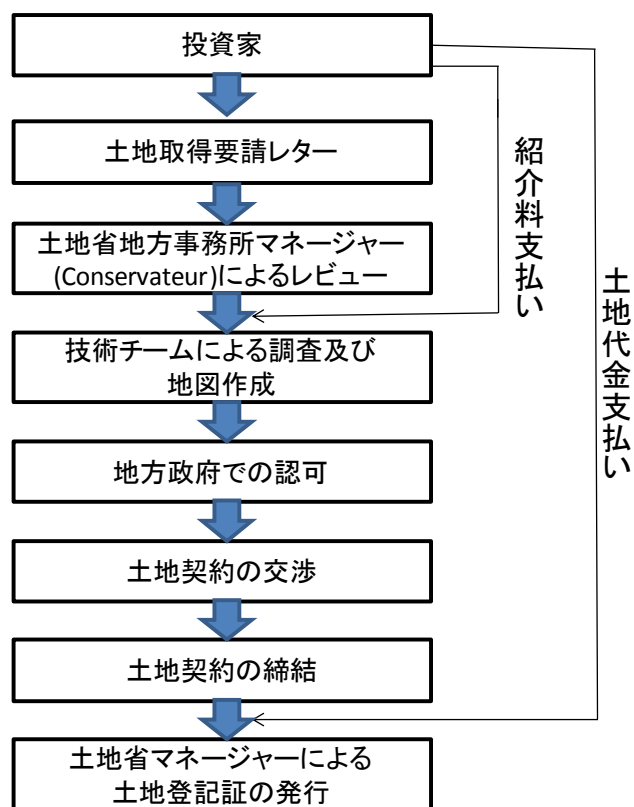
### (1) 制度概要及び手続概要

コンゴ(民)では、1973年に「土地法」(Loi no.73-21 du 20 juillet 1973 portant régime général des biens, régime foncier et immobilier, et régime des sûreté、「財産の一般制度、土地・不動産制度、担保制度に関する1973年7月20日付法律No.73-021」)が制定された。同法律第53条によれば、土地は国家の財産であり、排他的で、譲渡不可能かつ無期限の性格を有すると規定されている。土地所有権が国家に属するため、個人や企業は土地に関しては使用权(用益権)のみを有することになるが、権利としては「恒久的コンセッション」または「一般的コンセッション」の2種類が認められることになっている。前者については、コンゴ(民)国籍を持つ個人のみが対象となるのに対して、後者については、法人及び外国人を対象として最長25年で更新が可能となっている。一方でローカルコミュニティによって占有され、慣習的権利下にある土地については、第389条で基本的に国家に帰属するものの、大統領令で別途運用を規定すると規定されたが、これに関する法令は未だに制定されていない。

土地取得にかかる規模別認可制度は以下のとおりである(政府の所有する土地の場合で民間ベースの売買を除外)。民間ベースの土地使用权の売買は自由契約に基づき、政府の許認可は必要とされない。

- ・ 0～10ha 地方自治体の長
- ・ 10～200ha 州政府の長
- ・ 200～1,000ha 土地省大臣
- ・ 1,000ha 超 議会及び大統領

具体的なプロセスは以下の通りである。(政府の所有する10ha以下の土地の場合)



出所：各種資料及び土地省へのヒアリングに基づき JICA 調査団が作成。

図 6-6 コンゴ（民）における土地登記のフロー

- ・ まず投資家は土地を取得しようとする地方政府に駐在する土地省の conservateur と呼ばれるマネージャー(全国で 280 人が各地方自治体に駐在)に対して土地取得要請レターを作成し提出する。
- ・ 次に conservateur はレターの内容に基づき土地の取得可能性をチェックし、可能な場合は投資家に対してその旨連絡し、投資家は土地省が定めた紹介料 (prix de référence) を財務省の口座に支払う。(紹介料は地域によって金額が異なる。ちなみにキンシャサの中心街は \$0.25/m<sup>2</sup> で一番高く、最も辺境な地区 Urbano-Rurales は \$0.035/m<sup>2</sup>)。
- ・ 紹介料の支払いが確認されれば、当該地方で技術チームが結成され、同チームによって詳細な調査(土壌・環境など)、測量を行い、土地の地図を作成する。
- ・ 地図に基づき地方政府で土地譲渡の認可を行い、地方政府と投資家との間で契約交渉を行う。
- ・ 双方が合意に至れば土地契約を締結し、投資家は財務省の口座に土地の代金を支払う。
- ・ Conservateur は土地代金の支払いを確認して土地登記証を発行する。

土地省へのインタビューによれば上記のプロセスを完了するためには約 30 営業日かかる。なお、上記の土地が宅地の場合は土地登記証を発行する前に住宅の建設が開始される必要がある。また、産業用の土地の場合は、登記証発行後 7 年以内にその産業が稼働する必要があるが、当該期間内に正当な理由がなく稼働しない場合は登記を取り消される。

世銀の Doing Business 2016 によれば、コンゴ（民）は土地登記の容易度のランクは前年

度と同じ 135 位である。サブサハラアフリカの平均値と比べると手続数が少し多く、時間が少し短く、コスト面では少し高く、土地行政の質では同平均値より少し高くなっているが、総じてみれば同程度であると考えられる。

表 6-7 コンゴ（民）における土地登記とサブサハラアフリカとの比較

指標	コンゴ（民）	サブサハラ アフリカ
手続（数）	7.0	6.2
時間（日）	44.0	57.5
コスト(土地価格に対する%)	9.5	8.3
土地行政の質にかかる指標 <sup>80</sup>	11.0	8.4

出所： Doing Business 2016

### (2) コンゴ（民）政府による改善の取り組み・ドナーによる支援

上述の 1973 年制定の土地法は現在に至るまで改正されていないが、コンゴ（民）においては植民地化される以前から土地所有権は先住民に帰属するという社会的通念（不文法）が浸透しており、成文法である土地法と不文法が矛盾し、土地取得に関して様々な紛争が起こってきた。コンゴ（民）における民事訴訟の 8 割は土地に関連する事項と言われている。そこで土地省がイニシアティブを取って 2013 年に政府、世銀・European Union（EU）・United Nation Human Settlement Program（UN-Habitat）等のドナー、NGO、ローカルコミュニティ等の利害関係者で構成される土地改革国家委員会（Comission Nationale de la Réforme Foncière: CONAREF）が結成され、土地制度の改革を協議している。

### (3) 課題と改善の方向性

前述の CONAREF では、土地台帳の電子化、中央集中システムの構築、地方の先住民の権利の明確化、土地登記制度の簡素化等土地制度改革のための 105 のアクションプランを策定しているが、必要な予算が確保できておらず現在までに未だほとんど予算はついておらず限定的な活動しかできていない。特に土地制度改革のためには、現状土地の規模による認可権限が幾層にも分かれているのを一元化し土地登記制度を簡素化すること、土地台帳の電子化・中央集中システムの構築等については喫緊の課題である。

また、税務コンサルタントへのヒアリングによれば、土地所有の際には、固定資産税および一般土地利用許諾料（Redevance Sur Les Concessions Ordinaires: RCO）の負担が発生するが、RCO は、外国人所有者にだけ課せられる差別的な税であり、税の公正性に欠けるだけでなく不動産に投資しようとする外国人の意欲を削ぐものである。よって、外国投資促進の観点からも土地所有にかかる外国人への差別的な税制度は再検討されるべきである。

<sup>80</sup> 土地行政の質に係る指標は、インフラの信頼性、情報の透明性、地理的なカバレッジ、土地紛争解決の 4 つの側面から構成され、0～30 の数字で評価される（数値が高い方の質が高い）。

## 6.2.5 労働制度

### (1) 制度概要及び手続概要

#### 1) 労働法と雇用・外国人雇用に係る税務

コンゴ（民）の労働制度は労働法（Loi 015-2002 du 16 octobre 2002 portant code du travail）が主な法的根拠であり、雇用形態・報酬・労働条件・外国労働者の雇用等の内容が記載されている。コンゴ（民）において事業会社が負担する主な給与税や社会保障関連費用は以下の通りである。

**表 6-8 事業会社に課される主な給与税や社会保障関連費用**

税目	税率 (%)	備考
給与税	30	22,956,000 CDF 以上の給与は一律 30%の税率が適用される。それ以下の場合は報酬額に応じた 0-40%の累進課税
外国人駐在員課税 (IERE)	25	鉱山業では 10%
国立社会保障院 (Institut national de sécurité sociale: INSS)への負担	-	雇用者負担：報酬額の 9% 従業員負担：報酬額の 3.5%
国立職業訓練院 (Institut national de préparation professionnelle: INPP)への負担	-	報酬額の 1-3%
国立雇用局 (Office National de l'Emploi: ONEM) への負担	-	報酬額の 0.2%

出所：現地インタビュー結果に基づき JICA 調査団作成。

コンゴ（民）の労働制度は労働者の権利保護に重点が置かれていることが特徴的である。例えば、従業員の解雇は慎重に行う必要がある。10 人以上の解雇を行う際には、まず年長者の雇用が優先され、次に対象者の勤務態度・勤務実績が考慮される。その後、本人及び労働組合に 3 カ月前から事前に通告し、労働省から承認を取る必要がある。解雇を申請する際には、省庁が検査官を派遣して事実関係を確認するため、会社側でその理由を正当化できなければ労働省からの許可がおりない場合もある。加えて、コンゴ（民）では遵守すべき労働規制、特に人員の解雇においては厳しく法廷での争いになる場合にも労働者側に有利な判決が下ることが多いのが現状である。

#### 2) 外国人雇用に関する制度と実際

コンゴ（民）で働く予定の外国人駐在員は労働省から労働許可を取得し、査証取得の為に移民局に指定される書類（申請書類、雇用主の情報、雇用契約書、就労証明書等）を提出し、所定の手続きを踏む必要がある。取得できる査証としては、商業従事者および営利目的の自由業（医師、弁護士など）向け普通定住査証（3 年）や労働定住査証（1-2 年）などがある。また、駐在員の雇用にあたっては、取得資格・経験について、雇用主が同レベルの知識と経験を持つローカル人員を確保できないことを示す必要がある。

コンゴ（民）政府は、労働者をスキルアップさせるために外国企業からのノウハウ移転に期待している。政策的にも、専門的な労働力確保の為に高度人材育成のための優遇措置



を投資法、農業法、鉱業法等に設けており、例えば、高度な技術を有する者であれば、滞在期間の延長、IEREの優遇措置（減税）が認められる。コンゴ（民）では雇用人数によって企業が雇用できる駐在員の上限が制度上存在する。外国投資家にとって、事業立ち上げ時期には駐在員が数多く必要とされると考えられるため、雇用人数や現地人への移管時期については厳格に適用されるわけではない。

### 3) 人材育成

国立職業訓練校（Institut National de Préparation Professionnelle: INPP）等を通じて、新規労働者の迅速な育成、雇用時のOJT、専門能力の養成、技術または専門学校での職業訓練などを提供している。INPPは雇用・労働・社会保障省の傘下であり、コンゴ（民）での産業人材育成のために設立された同国最大の公的な職業訓練機関である。研修には、INPPでの研修と企業から依頼を受けてINPPが講師を派遣する研修という2つのタイプがある。運営資金は、企業の分担金で対応している。各企業は会社登録の際に登録を行い、雇用者数に対応して税金を支払う。税率は前出のとおり、報酬の1～3%となっている。

## (2) 現状の分析と課題

企業インタビューの結果、外国人駐在員の雇用における労働許可や査証の取得手続きの問題点を挙げる企業は少なかった。各窓口にて文書を提出し承認を受けて最終的に許可を得る手続きが必要で事務的な煩雑さはあるが、制度は明確で時間をかければ承認されるとの声が大半である。スキルのある現地労働者の雇用にあたってはINPPの職業訓練サービスを利用する企業もある。数年前と異なり、INPPは事業会社のニーズに応えられるようなサービスを行っているとの評価があり、一般的なトレーニングを行うには十分である。その一方で、専門性の高い電気技術者や採掘技術者等の専門職になると自社負担での海外への研修に派遣をせざるを得ないのが現状である。以下にコンゴ（民）での労働制度上の課題を具体的に述べる。

- ・ インタビュー企業のうち外資系企業のほとんどは主要ポストが外国人駐在員で占められていた。但し、現地人の優先雇用は法律に規制あるが強制されるものではなく、実際にCFOを現地人に任せている企業も能力を見て採用をしているようである。同レベルのスキルであれば、ビジネスコストを考えると現地人を選択する方が有利であり、将来的には権限を移管することが現実的であるが、現状は現地人の能力的に改善の余地があることが課題として挙げられた。
- ・ 本社からの出張者のサービス対価への課税（14%）、外国人駐在員給与への高率の課税（給与税30%+IERE25%（一般事業会社）または10%（鉱業））はビジネス上のコストとして問題視されるだけでなく、高度技術を有する外国人を歓迎しないという政府の意図が顕在化したものであり、寧ろコンゴ（民）の現状を鑑みると外国人技術者の滞在や駐在を積極的に呼び込み技術移転を進めるべきではないかとの指摘が数多くなされた。昨年度事業を開始したセメント製造会社の担当者によると、外国人駐在員の労働許可承認のハードルが上がってきているという印象を持っており、政策的に主要ポストを現地人へ移管するよう強制する姿勢が強まっているものと解される。

### (3) 改善の方向性

前述の現状に対して、高度人材を確保する為の政策的な後押しが必要である。具体的には、次の二つの分野への対応が挙げられる。

#### 1) 外国人専門家の雇用に関する制度の改善

上記に述べた出張者への課税や外国人駐在員に係る特別税は、税務的な負担を課すことで外国投資家が現地人への権限移譲を強制的に行うよう意図したと考えられるが、これらの税率は高いうえに報酬を支払う事業会社の課税所得から控除できないため、外国投資家にとって追加の負担となる。専門技術や知識を有する人材の確保を容易にするためには、まずは外国就労者の IERE 負担を軽減すべく同課税制度の見直しを行うことが望ましい。また、日本では、外国人の在留期間については、17 種類の就労可能な在留資格（就労ビザ）毎に定められており、高度専門職とされる資格は一定の基準を満たせば同期間が無制限となるなど、出入国管理上の優遇措置を実施している。コンゴ（民）においても政策上必要と考えられるスキルに応じて柔軟な滞在期間の設定が必要と考えられる。

#### 2) 国内における人材の育成

コンゴ（民）国民の優先雇用については、従業員のスキルアップの為にトレーニングプログラムを用意して、プロモーションや外国への転勤などを自国の従業員に対しても門戸を開いている企業や、CFO、現場の管理職、営業・物流担当者などを現地人材に任せている企業も存在し、現地人材を育成するにあたり政府に頼らずに独自に工夫を凝らしている企業も多い。かかる企業の取組を支援するために、産業人材の育成においては JICA による支援も一部実施されているが、投資家のニーズに合った技術を獲得できるような人材育成サービスの更なる充実が求められる。

## 6.2.6 外国為替管理・送金制度

### (1) 制度概要及び手続概要

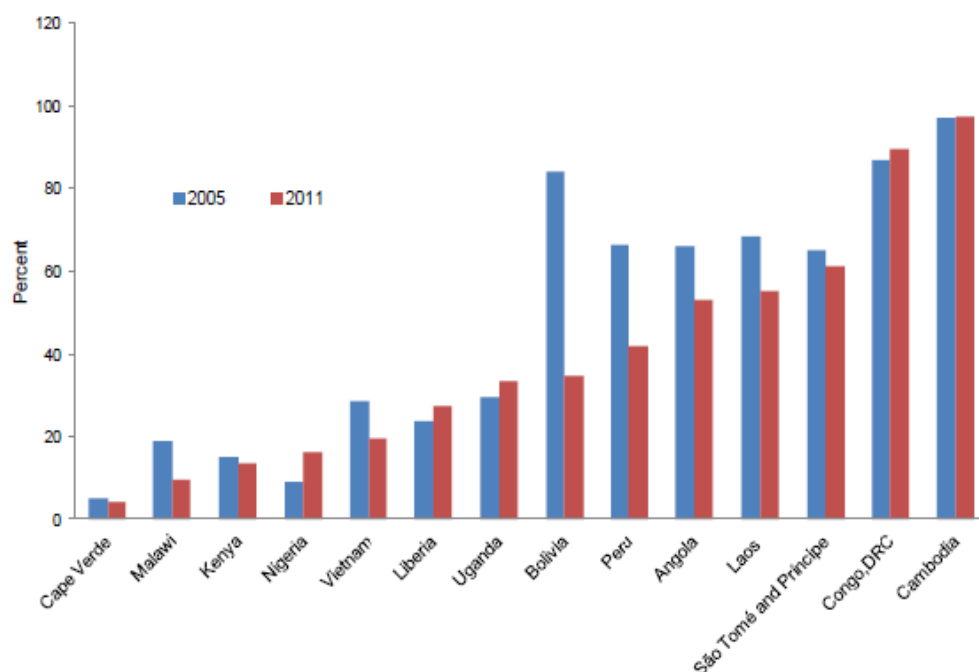
コンゴ（民）の為替管理は基本的に緩和されており、資本取引についても經常取引についてもどの通貨に交換することも自由になっている。為替管理にかかる主な基本法令は、コンゴ中央銀行における為替規制の修正及び新規制定等の権限に係る規則法第 67-272 号（Ordonnance-loi n°67/272 du 23 juin 1967 relative aux pouvoirs réglementaires de la banque nationale du congo en matière de réglementation du change）、コンゴ民主共和国における内国及び外国通貨の運営制度に係るデクレ・ロワ<sup>81</sup>2001 年 4 号（Décret-loi n°004/2001 du 31 janvier 2001 relatif au régime des opérations en monnaies nationales et étrangères en république démocratique du congo）及び 2001 年 2 月 22 日付コンゴ中央銀行回状（Circulaire de la banque centrale du congo du 22 février 2001）である。上記法令によれば、1 万ドル以上の現金での所有、対外送金、入金については取引を裏付ける書類と共に商業銀行への申告が必要で為替

<sup>81</sup>議会によって制定される政府決定のこと。

ロイヤリティフィーとして銀行に対して交換金額の 0.2%を支払う必要がある。商業銀行は中央銀行から許可権限を委譲されているため、申請者は銀行の窓口手続だけで即時に認可を受けて送金することができる。

また、鉱業セクターについては、最近のコンゴ中央銀行 (Banque Centrale du Congo: BCC) 規則の修正により、輸出で獲得した外貨代金のうち最低 40%に相当する額をコンゴ (民) 国内に保有する必要がある (Article 77, Réglementation de la banque centrale du congo du change en RDC du 28 mars 2014)。これを除けば、獲得外貨の使用に制限は設けられておらず、海外からの原材料仕入や機械装置購入の決済に充当することが可能である。また、最近の BCC の規則の修正によって、上記の 40%のコンゴ (民) 国内への送金時期を輸出取引時点より 30 日以内から 60 日以内へと変更された (Article 32, Réglementation de la banque centrale du congo du change en RDC du 28 mars 2014)。企業にとっては、これまで輸出取引による債権回収時期よりも前に送金が求められることが多かったが、この変更によりキャッシュフローに余裕が持てることとなった。

コンゴ (民) ではドル化が進んでおり、税金の支払いを除き同国で実施される商取引は全てドルで決済することができる。また商業銀行は資産の約 9 割はドルで保有しており、融資の需要もほとんどがドル建てであり、いわゆる「決済と金融のドル化」が進んでいる。下図の IMF のレポートに示されるように、コンゴ (民) は世界的に見てもカンボジアに次いでドル化が進んでいる国である。



出所：IMF (November, 2013), “Making Monetary Policy More Effective: The Case of the Democratic Republic of the Congo”

図 6-7 各国の貯蓄におけるドル預金比率の比較

ドル化には過去において自国通貨に対する信認が著しく失われたことにより金融活動に

大きな制約を受けたコンゴ（民）のような国にとっては金融仲介機能が回復できるメリットがある半面、デメリットとしては以下が挙げられる<sup>82</sup>。

- ・ 国内のドル建て金利は米国の金利動向によって大きく変化するうえドル現金の流通量が計測できないため、中央銀行は金融政策の実施が困難となる。
- ・ 自国通貨の投資・運転資金としての流通量が限定しているため中央銀行の「最後の貸し手」としての機能を果たせなくなる。
- ・ ドルの価値が他の主要通貨に対して上がると輸出競争力が弱まる。

## (2) 現状の分析と課題

BCC へのインタビューによれば、コンゴ（民）政府としては非ドル化を推進しようとしているが、強制的な手段でなくあくまで国民にメリットがある形で推進したいと考えている。税金の支払、公務員の給与を CDF 建てにすることは既に実施しているが、これに加えて実態面では CDF が弱く多くの紙幣を持つ必要性があるため、100 ドルに相当する 10 万 CDF の紙幣の発行等についても検討している。一方で、非ドル化についての商業銀行へのヒアリングでは、国民が過去の通貨切り下げの苦い記憶から CDF を信用していないため相当の時間を要するという見方をしている。

## (3) 改善の方向性

前述のように、コンゴ（民）においてはマネーロンダリング等の恐れがない限り、即時に海外送金が可能で、中央銀行からの事前許可なく対外借入が可能である等、為替取引は基本的に自由である。銀行や企業からのヒアリングにおいても現時点で特段為替取引に係る問題点を指摘する声はない。他方、上述のように中長期的には中央銀行が有効な金融政策を実施できるようにするためには緩やかな非ドル化の方向に向かうことが望ましく、BCC の政策能力向上が求められる。

## 6.2.7 金融

### (1) 制度概要及び手続概要

コンゴ（民）においては、資本市場は存在せず、企業の資金調達手段は間接金融のみである。銀行及びノンバンクからの資金調達が可能であるが、BCC の 2014 年年次報告書によれば、銀行セクターの資産が金融システム全体の 95% を占めており、独占している。また、上記年次報告書によれば、ノンバンクは Micro Finance Institutions (MFIs) が 26 社、貯蓄銀行が 1 行、特別金融機関 (Specialized Financial Institution) が 3 行、産業振興基金 (Fonds de Promotion de L'Industrie: FPI)、開発金融会社 (Societe Financiere de Developpement: SOFIDE)、国家マイクロファイナンス基金 (Fonds National de la Microfinance: FNM)、mobile banking 等の金融会社 (Financial Company) が 3 社、協同組合が 103 組合、送金会社が 55 社、両替商が 15 社、政府系保険会社が 1 社となっている。

<sup>82</sup> Zamaroczy, Mario de and Sophonha Sa (2002), "Macro Economic Adjustment in a Highly Dollarized Economy: The Case of Cambodia", Working Paper, IMF 02/92

18の商業銀行の内訳は、資産規模で見て大規模銀行は4行(Rawbank, BCDC, TMB, BIAC)、中規模銀行は10行(FBN Bank, ECO Bank, BGF Bank, Standard Bank, ProCredit Bank, Citibank, Bank of Africa, Sofibanque, Afriland First Bank, First International Bank)、小規模銀行は4行(UBA, Access Bank, Advans Bank, Byblos Bank)となっている。2014年末における18行の資産規模、預金残高、貸出残高等の概要は下表のとおりである。

表 6-9 コンゴ（民）の商業銀行の概要（2014 年末）

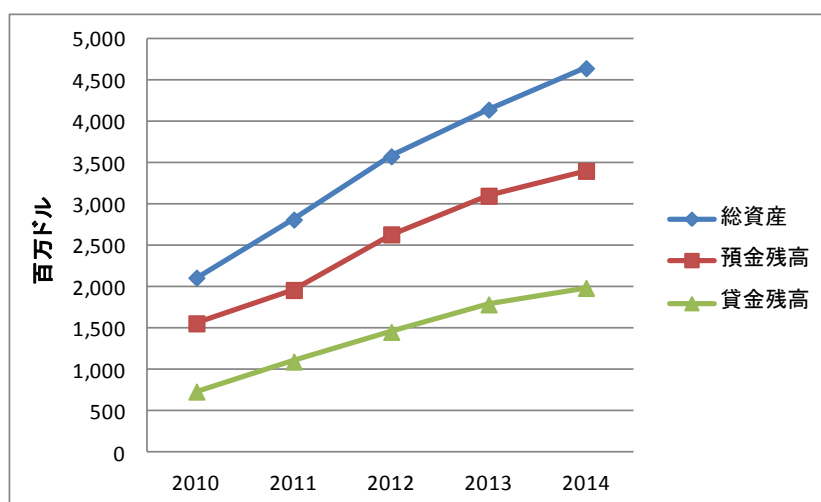
(単位：千ドル)

No.	銀行名	資産	預金残高	貸出残高	最大株主の国籍
1	Rawbank	942,695	686,091	335,387	インド
2	BCDC	589,458	458,150	258,186	ベルギー
3	TMB	575,985	509,485	193,683	コンゴ（民）
4	BIAC	545,399	413,276	275,056	ベルギー
5	FBN Bank	345,062	284,187	182,545	ナイジェリア
6	ECO Bank	287,155	203,537	111,613	トーゴ
7	BGF Bank	249,051	145,251	118,745	ガボン
8	Standard Bank	232,211	179,107	41,095	南アフリカ
9	ProCredit Bank	204,894	163,930	95,029	ケニア
10	Citibank	130,613	90,906	38,275	米国
11	Bank of Africa	124,372	64,747	86,119	マリ
12	Sofibank	86,142	57,446	36,462	レバノン
13	Afriland Bank	74,408	26,981	53,971	カメルーン
14	FI Bank	71,062	45,597	34,857	ガンビア
15	UBA	65,902	16,800	42,636	ナイジェリア
16	Access Bank	61,576	42,397	35,749	ナイジェリア
17	ADVANS Bank	36,321	10,396	29,034	ルクセンブルク
18	BYBLOS Bank	27,967	9,255	21,237	レバノン
全体		4,650,273	3,407,539	1,989,679	

出所：BCC (2014) Rapport Annuel 他各種資料により JICA 調査団作成

2010年から2014年までの5年間の実績を銀行セクター全体で見れば、下図に見られるように、総資産、預金残高、貸出残高全てにおいて高い成長を示している。最近の銀行業界の動向としては、コンゴ（民）での銀行業の成長性をにらんで他のアフリカ系銀行による銀行の買収(ケニアのEquity BankによるProCredit Bank、ナイジェリアのFirst Bank of NigeriaによるBanque Internationale de Creditの買収等)による進出が見られる。また、従来は大企業向けのコーポレートバンキングが中心であったが、ここ数年前からより大きな利鞘が得られる中小企業や個人向けのリーテールバンキングが急拡大している傾向がある<sup>83</sup>。

<sup>83</sup> この背景としては、公務員給与の銀行口座振込の義務付け、公務員・企業従業員の所得水準の向上、大企業向けコーポレートバンキングの競争が厳しいこと等を要因として挙げることができる。



出所：BCC 各年次報告書

図 6-8 コンゴ（民）の銀行セクターのパフォーマンス動向（2010-2014）

一方で、上位 4 行は、表 6-9 によれば銀行セクター全体の資産の 57%を占めているが、基本的に家族所有の銀行であり、ガバナンス上の課題が指摘されている<sup>84</sup>。また銀行からのヒアリングによれば、商業銀行の中小企業や個人向け融資の不良債権比率が高くなっているため、今後のリーテール分野の成長は鈍化するという見方が強い。

中央銀行及び商業銀行へのインタビューによれば、コンゴ（民）の銀行の預金は 6-7 割が当座預金と普通預金であり、1 年以上の定期預金の割合は低い。よって、銀行側としても企業への 1 年以上の中長期融資を行うと預金と貸金の期間にミスマッチが生じ、資金のリスクが大きくなるため、当座貸越（overdraft）や 1 年未満の短期融資が中心になっている。金利については直近では下落傾向にあり、一般商業銀行の企業向け運転資金のドル建て短期金利は 8-12%程度となっているが<sup>85</sup>、民間投資家からみてまだかなり高い水準となっている。なお、商業銀行の融資の担保条件は顧客の信用度や取引関係によって異なり、無担保での当座貸越から貸付金額の 150%の担保を要求する場合（中小企業向け）等リスクの査定によってケースバイケースで決定されている。

## (2) 現状の分析と課題

3～5 年の中期融資は、前述の政府系の SOFIDE や FPI が中心に取り扱っているが、貸出可能資金量が比較的小さいこと<sup>86</sup>、担保条件が厳しいこと、金利水準が民間銀行とあまり差がない（7-9%）こと、金利とは別に高い手数料を取ること等のため企業側からみて政府系の銀行はあまり評価されていないのが実態である<sup>87</sup>。かかる状況下でコンゴ（民）政府としては、SOFIDE に対しては 2012 年に資本金を 22 百万ドル増強した。FPI に対しては国際金

<sup>84</sup> IMF, “Democratic Republic of Congo Financial Sector Stability Report”, October 2014.

<sup>85</sup> 一方で預金金利は 3-6%程度であり、銀行は大きなスプレッドを得ている。

<sup>86</sup> SOFIDE も FPI も資産規模は 70 百万ドル程度である。

<sup>87</sup> FPI の場合、原則融資金額の 150%分の担保が求められる。また、マネジメントフィー及びモニタリングフィーとして合計融資金額の 3-4%を別途支払う必要がある。さらに FPI については複数の銀行や企業が融資決定プロセスの不透明性を指摘している。

融機関等から投融資を得て中長期の融資を拡大しようとしており、南アの開発銀行 (Development Bank of South Africa や Industrial Development Corporation)、インドの輸出入銀行等と交渉中である。

また、コンゴ (民) 政府は中小企業向けの融資を多様化し、リース業を促進するために、リースに関する法律 (Loi n° 15/003 du 12 février 2015 relative au crédit-bail) により、従来のリース法を改正し、リース会社の保有する不動産に係る償却費が損金算入費用と認められる等のインセンティブを賦与した。

企業ヒアリングによれば、金融に関しては金利が高いことと、中長期の設備資金の調達が難しいこと等が事業拡大のボトルネックとして挙げられている。外資系の大企業であれば親会社等海外から安い中長期の資金を調達することが可能であるため問題として認識されていないケースが多いが、特に中堅・中小規模の製造業の場合には運転資金や設備資金の現地調達が必要になる場合も想定される。

### (3) 改善の方向性

中小企業向けにより金利が安く中長期の資金を提供することがミッションとなっている政府系開発金融機関については、金利やガバナンスの問題から民間企業側から魅力的な金融手段として認識されていないため、開発金融機関の組織・運営能力強化が必要と考えられる。

## 6.2.8 会社清算制度

### (1) 制度概要及び手続概要

コンゴ (民) は 2012 年 9 月の OHADA 加盟以来、統一商事会社法 (Acte uniforme relatif au droit des sociétés commerciales et du groupement d'intérêt économique) を適用しているが、同法の第 7 巻において会社の解散・清算について規定している。その第 200 条によれば以下の 7 つの解散事由を挙げている。

- ・ 会社の存続期間の終了
- ・ 会社の目的の達成または目的そのものの消滅
- ・ 会社の出資規約の解除
- ・ 会社の定款変更のために定められた条件の下での出資者の決定
- ・ 正当な理由に基づき出資者の要請によって管轄裁判所から下された早期解散、特に会社の通常の機能を損なうような出資者による義務不履行または出資者間の対立を理由とする
- ・ 会社資産の清算を命じる裁判所の判決
- ・ 会社定款によって定められたその他の理由

コンゴ (民) における会社の清算手続の概要は下記の表の通りである。なお、会社の解散が行われた時点で清算手続に入る。

表 6-10 コンゴ（民）における会社清算手続の概要

手続項目	具体的な内容
1 会社解散の決定	臨時株主総会において会社の解散を決定後、解散決定を証明する公証または調書を裁判所登記所へ提出する。
2 会社解散の公告	法的通知が認められる指定新聞への通知、及び商業登記簿の修正により公告する。
3 清算人の選定	会社の出資者または第三者から選任することができ、法人でも可。出資者が清算人を任命しない場合、利害関係者の要請に応じて裁判所の決定により任命される
4 清算の実施期間	清算は会社解散から3年以内に終了する必要がある。終了しない場合は検察官または利害関係者は会社清算を開始するまたは既に開始している場合は終了するように管轄裁判所に提訴することができる
5 清算終了の決定	出資者は清算終了時に臨時株主総会で召集され、最終財務報告書及び清算人の業務完了と清算の終了を決定する。出資者が清算人の財務報告書を協議しないまたは確認を拒否する場合は、清算人または利害関係者の要請に基づき、管轄裁判所は同報告書を確認し、清算終了を決定する。
6 清算財務報告書の提出	清算人により作成された最終財務報告書は、商業登記簿の付属書として商事裁判所の登記所に提出される。また同時に清算財務報告書、清算人の業務完了及び清算の終了を確認する臨時株主総会の決議書または前述の裁判所の決定が添付される。
7 商業登記簿からの除名申請	清算人は清算終了公告から1ヵ月以内に、商業登記簿から会社を除名するように申請する。

出所：統一商事会社法に基づき JICA 調査団が作成

## (2) 現状の分析と課題

コンゴ（民）政府は2012年にOHADA統一商事会社法を、2013年には負債返済のための統一負債処理法（倒産法、Acte uniforme portant organisation des procédures collectives d'apurement du passif）を適用し、会社の清算手続を明確化するとともに破産した債務者が予防的和解（preventive settlement）、法的救済策（legal redress）、または清算を申請することを可能とし、各々の可能なオプションにかかる規則と手続を明確にする等清算制度を改善している。

一方、コンゴ（民）における複数の税務コンサルタントへのヒアリングによれば、会社が清算される際には会社の意思決定から税務監査を経て政府側からの許可が下りるまでに実態として4-5年もの時間がかかるとのことである。ある企業の例では2012年に撤退することを社内で決定したが、依然として税務当局からの許可が下りておらず、これまでに税務監査を受けた際には当時まだ資産を保有していたことにより将来の見込利益に対して課税をするというハラスメントを受けている。外資にとって撤退手続に多大の時間とコストがかかるのは投資を決定する上での阻害要因として看做されるリスクがある。



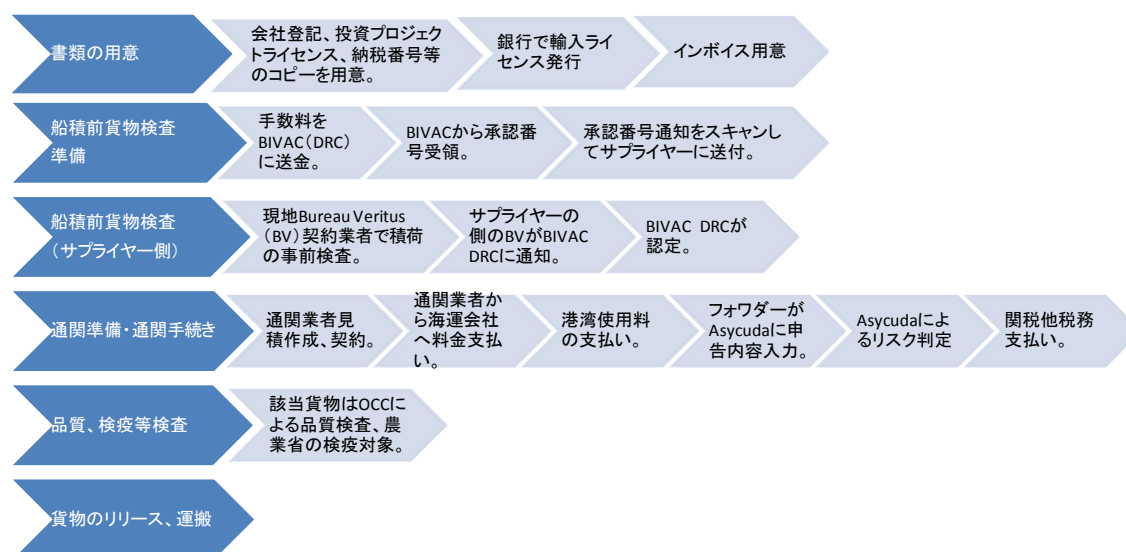
### (3) 改善の方向性

上記の統一商事会社法は施行後間もないことから、こうした制度改善が実際の会社清算の実務で適用されている事例については、調査中情報を得ることができなかった。同法によれば清算手続は3年以内に完了することとなっていることから、新制度への移行の効果を検証するには時間を要すると考えられるが、現状の会社清算時の課題である税務監査にかかる時間の短縮化やガバナンスの改善等が求められる。

## 6.2.9 貿易に関する手続きと関税

### (1) 輸出入に係る手続きの概要

コンゴ（民）における輸入の手続きの流れを下図に纏めた。



出所：JICA 調査団作成。

図 6-9 輸入に係る手続きの流れ

このうち、事前処理を行う必要のある下記の手続きに留意する必要がある。

#### 1) 電子輸入登録 (FERI)

貨物のトラッキングを目的として、海運貨物管理事務所 (Office de Gestion de Fret Maritim la République Démocratique du Congo: OGEFREM) が管理する、電子輸入登録 (Fiche Electronique de Renseignement à l'importation: FERI) の入力と OGEFREM からの許可が義務づけられている。FERI は、通常積み地で行うものであり、上図のサプライヤー側の船積前貨物審査内の「BIVAC DRC が認定」の後に行う。入力はインターネット出入力が可能であり、貨物が到着した際に FERI がない場合、罰金となる。

#### 2) 船積前貨物検査

2006 年に制定された、輸入物資の船積前検査の適用に係る共同大臣アレテ (Arrêté Interministeriel n° 106/CAB/MIN/FINANCES/2006 et n° 004/CAB/MIN.CE portant règlement d'application du cotrat de verification avant embarquement des marchandises importées en RDC) に

より、FOB 価格が 2,500 ドル以上の貨物は、積み地において船積前貨物検査が義務づけられている。同検査は、Bureau Veritus (BV) 社のグループ企業である BIVAC International 社が業務を請け負っている。輸入側は銀行に手数料を支払い、承認番号を受け取る。輸出側が現地の BV 指定の検査会社で検査を受ける。検査では、分類、関税評価額の検査が行われる。生鮮品、NGO や ODA 等による緊急支援物資などは検査が免除される。

輸出における手続きは、輸入ほど負担は少ないが、特定の製品の輸出における輸出ライセンスの取得、OCC による品質検査等が発生する。コーヒー、鉱物資源とその加工品等は別途品質認定を受ける必要がある。主な手続きは下記の通りである。

表 6-11 コンゴ（民）からの輸出時に必要な手続き

手続き	税率など	管轄
輸出入に係るライセンス取得	個人、会社：125 ドル	商業省
購買許可の取得(特定の品目に限る)	-	経済省
検疫証明の取得（農水産品）	-	農業省
品目別輸出許可証（特定の品目に限る）	各関連省庁が定める。	各関連省庁
OCC への手数料	FOB の 1%	OCC
FERI	-	OGREFEM

出所：World Bank (2010), “Etude diagnostique sur l’integration du commerce”及び物流関連会社等へのインタビューを元に調査団作成。

輸出入に関わる手続きについては、2015 年に出されたデクレにより、シングル・ウィンドウ化を進めることが定められている。システムの運用・管理を SEGUCE RDC SA 社が請け負うこととしている<sup>88</sup>。これに先立ち、2011 年に出された輸出入に関するワンストップ・ウィンドウに係る調和化手続きマニュアルに関するデクレ (Décret n° 011/18 du 11 avril 2011 pour tant manuel de procédures harmonisées transitoires applicable au guichet unique à l’importation et à l’exportation des marchandises) では、輸出入に関わる手続き全体の流れと所管機関と整理し、手続きの一部をシングル・ウィンドウ運営機関、及び DGDA に設置された関税にするシングル・ウィンドウが対応する旨を記載している。

## (2) 輸出入における税金

### 1) 輸出入における税金の概要

輸入においては、関税以外に複数の税金、港湾等の手数料が発生する。

表 6-12 コンゴ（民）での輸入時に支払う主な税務及び手数料

税務・手数料	税率など	管轄
検査手数料 (Frais de cotrôle réglementaires à l’importation)	CIF 価格の 2%	OCC
海上輸送貨物税 (Taxe sur les marchandises importées par voie maritime)	CIF 価格の 0.59%	OGEFREM
関税	CIF 価格の 0、5、10、20%	DGDA

<sup>88</sup> Groupe d’Entreprises Privées des Medias l’Avenir, “Guichet Unique Intégral du Commerce Extérieurs Economiques”Jan 26, 2016

税務・手数料	税率など	管轄
付加価値税	CIF 価格の 16%	DGDA
Précompte de l'impôt sur les bénéfices et profits (BIC)	CIF 価格の 2%	DGDA
産業促進基金税	CIF 価格と関税の和の 2%	FPI
地方政府の定める税	地方政府により定められた額	地方政府
マタディ・ボマの場合		
港湾荷役、使用料	価格不明 <sup>89</sup>	SCPT

出所：World Bank (2010), “Etude diagnostique sur l'intégration du commerce”及び物流関連会社等へのインタビューを元に調査団作成。

輸出における税金・手数料は輸入に比較して格段に少なくなる。品目によって、輸出税（次項参照）、OCC、関連機関による認証検査税等が課される。

輸入通関の際の税金・手数料の支払いは、港湾手数料、OCC への支払い等を除き、一ヶ所で支払うシステムが、マタディ、キンシャサ、ルブンバシで導入されている。

## 2) 関税に係る制度と枠組み

関税に関する法制度は、世界税関機構（World Customs Organization: WCO）改正京都規約に基づき、2010年に新関税法（Loi n° 10/002 du 20 août 2010 portant Code des Douanes）が制定された。本法の制定により、最新の世界的な関税法制の内容に準じ、必要項目を包含したものとなった。変更点としては、税率の簡素化、通関手続きの明確化、知財に関する留意事項、関税に関する不服申し立てに関する処理、経済特区設置に関する記載等がある。また、関税分類は HS コードを適用することとしている。

輸入に掛かる関税率については、品目毎の複雑な税率から、5、10、20 の 3 税率に簡素化した。同様に各品目で定められていた売上税（Impôt sur le chiffre d'affaires: ICA）を改め、付加価値税（TVA）に統一し、16 パーセントの単一税率とした。

輸出については、下記について輸出関税が課される。

表 6-13 コンゴ（民）の輸出税対象品目と税率

品目	税率
コーヒー生豆	1%
鉱物資源またはその濃縮物	5%または 10%
ダイヤモンド	1.5%または 3%
鉱油、瀝青	10%
電力	5%
木材（樹皮がついた原木か材木により税率が変わる）	免税、5%、または 10%
淡水	5%

出所：Tarif Douanier 2007

<sup>89</sup> 物流業者へのインタビューによると、40 フィートコンテナ1 本当たり 1000～1500 ドルとのこと。世銀の“Etude diagnostique sur l'integration du commerce”（2010 年）によると、国家輸送事務所（Office Nationale de Transport: ONATRA, 当時。その後 2011 年に民営化され SCTP になった）による港湾荷役と海事庁（Régie des Voies Maritimes）への手数料は、それぞれ CIF 価格の 24.6%、5.92%であった。民営化等をへた課金システム、及び課金額の変更は本調査では情報収集できなかった。

### (3) 通関手続きの概要

本項では、特に煩雑な輸入について、手続きの概要を纏める。コンゴ（民）における輸入申請に必要な書類は下記の通りである。参考としてケニア及び東南アジア諸国の事例と比較した。基本的な必要書式は特に変わらない。既に述べたとおり、指定の品目以外は船積前検査が義務づけられているが、こうした事前検査はケニアも義務づけている（CoC が該当するが、評価額の検査は行わない）。

表 6-14 輸入通関手続きに当たっての必要書類

コンゴ（民）	ケニア	ベトナム	インドネシア
①輸入許可（銀行発行）、②コマーシャル・インボイス、③船荷証券（B/L）または航空貨物運送状（Air Way Bill）、④梱包明細書、⑤BIVACの認定証、⑥FERI、⑦原産地証明（必要な場合）。 その他必要書類⑧保険証書など	①輸入申告書（IDF）、②コマーシャル・インボイス、③船荷証券（B/L）または航空貨物運送状（Air Way Bill）、④品質認証（Certificate of Conformity : COC） ⑤関連機関からの品質認証（植物、医薬等）	①輸入申告書、②コマーシャル・インボイス、③購買契約、④梱包明細書（別途事前に輸入許可が必要）	①輸入申告書、②コマーシャル・インボイス、③船荷証券（B/L）または航空貨物運送状（Air Way Bill）、④輸入許可書類（必要な場合）

出所：コンゴ（民）：物流関連業者へのインタビュー、ケニア：Government of Kenya (2006) "Handbook on Importing and Exporting"、運送業者資料、ベトナム、インドネシア、タイ：JETRO (2013) "ASEAN・メコン地域の最新物流、通関事情"

税関ではリスク・マネジメントとして、輸入貨物をグリーン、ブルー、オレンジ、レッドの4ラインに分類している<sup>90</sup>。通関申請が出されると、システム上で自動的に振り分けられる。DGDAによると、かつては95パーセントの貨物がレッド扱いだったが、現在は28パーセント程度に低減している。また、現物検査には、マタディ、ルブンバシ、カスンバレサ（コンゴ（民）・ザンビア国境）ではスキャナーが導入されているため、コンテナを開けずスキャニングで終わる場合も多いとのことであった<sup>91</sup>。

DGDAによると、リスクレベルの振り分けは、現在IMFから提供された国際的な基準を利用して振り分けているが、調査時には、コンゴ（民）でのデータを基にした基準を策定中とのことであった。

<sup>90</sup> 但し、物流業者へのヒアリングでブルーについては言及がなく、事後調査について詳細な情報を得ることができなかったため、事後調査を利用した通関の簡素化と実施状況については調査時点では不明である。但し、輸出入に関する行政手続きのシングル・ウィンドウ化に向けたマニュアルを記載している、デクレ（Décret n° 011/18 du avril 2011）では、リスク判定のレベルはブルーも入れた4種類となっている。

<sup>91</sup> 物流業者へのヒアリングでは、約50パーセントの貨物がオレンジ、または、レッドと振り分けられている感触を持っているとのことであった。品目が複数ある場合に、現物検査となる可能性が高いとのこと。

表 6-15 コンゴ（民）における通関分類

分類	概要
グリーン	検査なし。
ブルー	事後調査対象。
オレンジ	評価額についての確認あり（評価額の基準値から 10%以上乖離している品目がある場合）。
レッド	現物検査の実施。

出所：DGDA 及び物流業者へのインタビュー

#### (4) 関税手続き簡素化に向けた取り組み

関税手続きの簡素化に向けたいくつかの政策が実施されている。リスク・マネジメントに基づき、グリーンステータスを有する企業の通関処理は簡素化されている。

##### 1) 貿易に関する手続きのシングル・ウィンドウの設置

貿易に関するシングル・ウィンドウ化について、法令が出されるとともに、実際にシステム開発及び運用を行う民間業者の起用について、決定がなされている。BIVAC システムを運用する Bureau Veritus 社他 1 社がコンソーシアムを組み、BOT 方式で請け負うこととなっている<sup>92</sup>。

##### 2) 税務申告のオンラインシステム更新

税関申告は、国連貿易開発会議（United Nations Conference of Trade and Development: UNCTAD）が開発、導入支援をしている Asycuda により電子化を行っている。通関と関連すると税の申告の 97%がオンラインで実施可能で、東部を除くほとんどの税関で Asycuda ++から Asycuda World への更新が終わった。また、更に、Asycuda Performance Measurement and Monitoring System (ASYPM) を導入し、徴税実績のモニタリングや汚職などの徴候を早期に発見するためのシステムの運用を開始した。

#### (5) 課題

事前検査の導入により、関税分類と評価額について第三者機関により決められる点で、多少の信頼感と通関時の関税評価を巡る当局の介入が多少軽減されているという意見がある。一方では、BIVAC の評価基準が通常の基準より高額であることや事前検査を通して、通関時に評価額や HS コードについて更正を求められる等の経験がある企業が複数あった。更正を求められた際、関税当局と協議を行うが、場合によっては裁判となるケースもある。

#### (6) 改善の方向性

税関のシステムについては、貿易円滑化の取り組みと並行して、オンライン化を進め、担当官の恣意的な関与の機会を減じるようなシステム構築を進めている。また、UNCTAD

<sup>92</sup> 一般財団法人日本貿易関係手続簡素化協会(2015)「アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査」

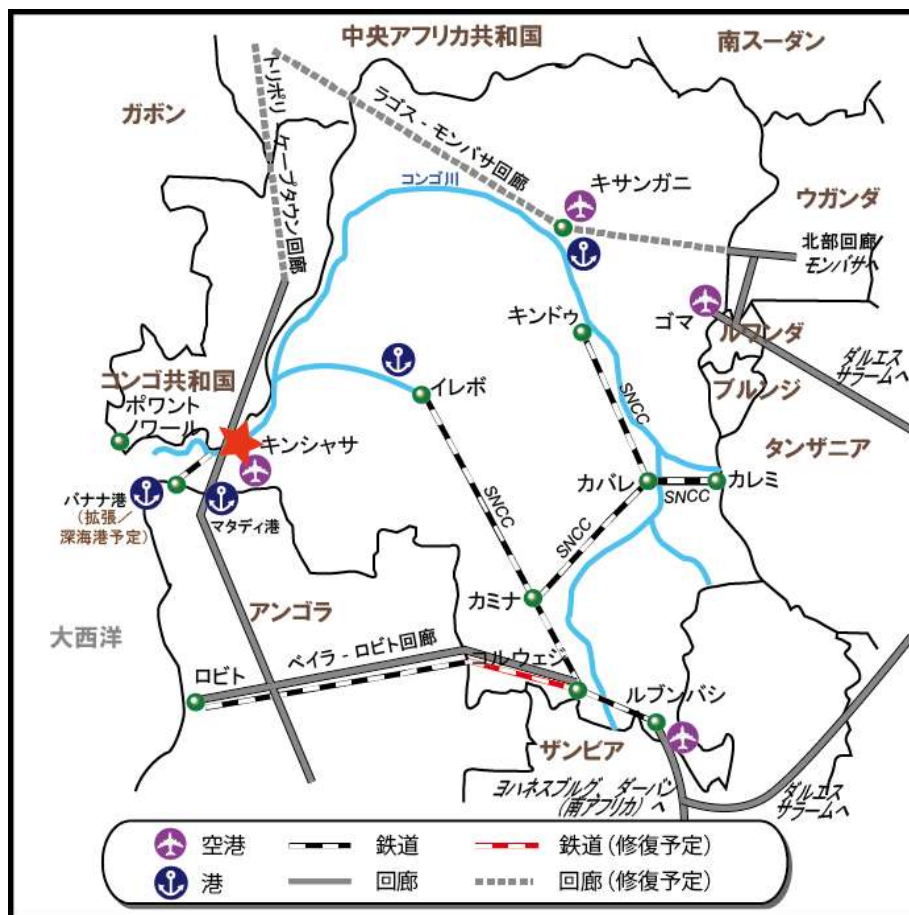
の支援により、ASYCUDA のアップグレードに加えて、ASYPM を導入し、法令・規則の遵守状況、徴税の状況等 30 の指標に沿ってモニタリングを開始した。こうした取り組みを通じて、通関の効率的な運営だけでなく、汚職の抑止を図っている。

電子化による通関業務効率の向上、汚職機会の軽減等へ一定程度期待できると考えられるが、コンゴ（民）政府の徴税圧力が高い中、徴税額に関する見解の齟齬、船積前検査を廃止する前提となる税関職員の能力向上については、解決に時間が掛かると考えられる。

## 6.2.10 物流

### (1) コンゴ（民）の国際物流の概要

9 カ国に国境を接する広大な国土を持ち、税関だけでも全国に 42 ポイントを持つ。主要な輸送インフラの概要は下記に示す通りである。



出所：JICA 調査団作成。

図 6-10 コンゴ（民）の輸送インフラ配置

国内の道路インフラが存在しないか、破壊されている等、国内の都市間の接続性が十分でない。そのため、国際物流の主要ルートは、近隣国の港湾を経由するものを含め、大きく分けて次のルートが存在する。

表 6-16 コンゴ（民）各地域と国際物流ルート

地域	港湾	内陸輸送ルート
キンシャサ、西部 コンゴ、コンゴ川 流域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンゴ共和国のポワントノワール港 (Pointe Noir) で積み替え、マタディ港、またはボマ港。限られた貨物については、マタディ港に直接陸揚げ。</li> <li>・ アンゴラ・ロビトまたはルアンダを経由する貨物もある。その場合、ルフ (Lufu) を経由。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マタディからキンシャサまではトラックまたは鉄道での輸送。その後、航空便、コンゴ川等河川による輸送、一部トラックを利用。</li> </ul>
東部地域 (旧南北キブ州)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケニア・モンバサ港</li> <li>・ タンザニア・ダルエスサラーム港</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケニア、ウガンダを経由 (北部回廊)。</li> <li>・ タンザニア、ルワンダ経由。</li> </ul>
南東部地域 (旧カタンガ州)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タンザニア・ダルエスサラーム港、南ア・ダーバン港、ナミビア・ウォルビスベイ港</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各港湾と内陸ルートは次の通り。</li> <li>・ ダルエスサラーム港：タンザニアーザンビア経由。</li> <li>・ ダーバン港：南アージンバブエまたはボツワナーザンビア経由。</li> <li>・ ウォルビスベイ港：ナミビアーザンビア経由。</li> <li>・ 主な国境はカスンバレサ、一部マタンボなど。</li> </ul>

出所：物流関連会社等へのインタビューを元に調査団作成。

## (2) コンゴ（民）における国内物流

国内の主要都市を結ぶインフラは、植民地時代に整備された物流網が基盤にあり、内戦を経て荒廃したか、もともと整備されていない部分が多い。キンシャサと各主要都市を結ぶ輸送手段（モード）を下記に纏めた。

表 6-17 キンシャサと主要都市間輸送モード

都市名	内陸輸送モード
マタディ (Matadi)	道路または鉄道
バンドゥンドゥ (Bandundu)	道路
ルブンバシ (Lubumbashi)	空路
キサングニ (Kisangani)	河川または空路
バンダカ (Mbandaka)	河川
ブジマイ (Mbuji-Mayi)	空路
ゴマ (Goma)	空路

出所：物流会社へのインタビューを元に JICA 調査団作成。

### 1) 道路を利用した輸送

広大な国土に点在する主要都市を結ぶ道路網は、もともとなかったか、破壊されて利用ができない区間が多い。最新のデータではないため、ドナー等の支援による最近の道路整備の成果を踏まえたものではないが、道路総延長は国道が 58,350 キロ、村落部道路が 86,615

キロ、都市部道路が 74,000 キロとなっている<sup>93</sup>。舗装道路密度は 1,000 平方メートルあたり 1 キロで、低所得国平均の 16 キロを大きく下回っている。未舗装道路密度も、低所得国平均の 68 キロに対し、24 キロと、道路整備が限られることを示している<sup>94</sup>。

マタディ、キンシャサ、ルブンバシを結ぶ国道 1 号線は全長 3,130 キロに及ぶコンゴ(民)の主要道路であるが、利用が可能な部分は限られる。現在 EU、世銀、AfDB 等による資金援助により、徐々に改修、周辺アクセス道路整備等を進めている。このほか、東部(南北キブ地方と旧カタンガ州を結ぶ国道 5 号線)、北東部(北キブーキサンガニ間)、北西部(キサンガニ及び他のコンゴ川港湾都市と中央アフリカ国境諸都市間)の道路整備を世銀、DfID、又は政府自己資金にて進める計画がある。

## 2) 河川を利用した輸送

コンゴ(民)では、コンゴ川とその支流、湖等航行可能な水路が存在する。こうした内陸水路は、乾期には航行できない地域もあるが、総長 25,000 キロあるとされる<sup>95</sup>。コンゴ川は、河口からマタディからボマの 150 キロ、キンシャサからキサンガニまでの 1,730 キロの他、旧オリエンタル州、旧カタンガ州でそれぞれ 300 キロ、500 キロ弱が航行可能となっている。河川港は下記に述べるコンゴ川の河川港であるマタディ、ボマなどを入れて、全国で 27 港あるとされているが、操業しているのは、22 港とされている<sup>96</sup>。

## 3) 鉄道

鉄道網は、マタディーキンシャサ間と南東部・旧カタンガ州での鉱物資源運搬用のルートに限られる。前者は運輸港湾会社(Société commerciale des transports et des ports: SCTP)、後者は、国家鉄道公社(Société Nationale des Chimines de fer de Concolais: SNCC)が運営している。前者の路線は整備後 30 年と比較的新しいものの、双方とも、路線管理状況が悪く、運営管理能力、機関車の絶対的な不足等課題が多く、輸送時間が掛かり、運行スケジュールも安定しないため、利用が限られている。旧カタンガ州では、コルウェジーサカニア(Sakania:ザンビア国境)間、コルウェジーイレボ(Ilebo:西カサイ)の線がある。

かつてはキンシャサールブンバシ間は、キンシャサーイレボ間を河川、イレボールブンバシ間を鉄道利用での輸送で対応してきた。現在も利用はされているが、物流会社や企業へのインタビューでは、航空便へシフトしている部分も多い。

アンゴラ側では、ロビト港からコンゴ(民)側のディロロ(Dilolo)手前まで鉄道が整備されている。コルウェジーディロロ間の整備が進めば、将来的にはロビト港への輸送によ

<sup>93</sup> World Bank (2010), Etude diaglonstique sur l'integration du commerce

<sup>94</sup> World Bank (2015), Transport, Economic Growth, and Deforestation in the Democratic Republic of Congo: Spatial Analysis

<sup>95</sup> Foster, Vivien, Daniel Alberto Benitez (2011) The Demoratic Republic of Congo's Infrastructure: Continental Perspective, World Bank Policy Research Working Paper 5602

<sup>96</sup> INS (2014) Annuaire Statistique



る大西洋へのアクセスが可能となる<sup>97</sup>。

### (3) 主要なインフラ施設

#### 1) 河川港

輸出入データに見るとおり、コンゴ（民）の貿易は、鉱物資源の輸出、及び石油製品、セメント、銅の精製に利用する硫酸、鉱山用車輛・機材の他、様々な日用品、消費財、穀物等食品の輸入で構成されている。輸入の中心は人口、経済活動が集中し、河川輸送等のモードが集まる内陸輸送への物流ハブの役割を果たすキンシャサとなっている。

#### マタディ港及びボマ港

キンシャサを始めとする西部コンゴと国際航路をつなぐ主要港はマタディ港で、バルクなど一部の貨物はボマ港を使用する。マタディ港はコンゴ川を河口から 150 kmほど遡上した地点にあり、水深が浅く、大型船舶が接岸できないことから、一部（Ro-Ro 船など）をのぞきポワントノワールで、フィーダーに積み替える必要がある。貨物の取扱量は 1 年間で 2,500 万トン<sup>98</sup>。ボマ港は、マタディ港より下流に位置し、河口から 90 キロほどの距離にあり、規模が小さい<sup>99</sup>。

港湾の管理・運営は旧国家輸送事務所（Office Nationale de Transport: ONATRA）が民営化され、SCTP が行っている。また、前述の通り、キンシャサーマタディ間の鉄道も SCTP の運営となっている。一方、マタディの既存の港湾より下流域に民間による新規港湾整備が進んでいる。2 バースを備え、浚渫による大型船の寄港を可能とする設計が構想されている。こうした整備の結果により、マタディにおける港湾の貨物処理能力は格段に向上することが考えられる<sup>100</sup>。

#### キンシャサ港

キンシャサ港から出発する商業貨物取扱量は 2011 年の 1.6 万トンから 2013 年には 2.9 万トンに大きく増えている<sup>101</sup>。キンシャサ港の貨物取扱量は、鉄道による取扱量の 3 倍となっていて、南西部、北西部を結ぶ回廊の重要はハブとなっている<sup>102</sup>。キンシャサ周辺には、SCTP 所有の港の他、多くの小規模でインフォーマルな埠が存在する。

<sup>97</sup> Foster, Vivien, Daniel Alberto Benitez (2011)

<sup>98</sup> World Food Program, Logistics Capacity Assessment

<sup>99</sup> 同上

<sup>100</sup> 南アの企業によるコンセッションにより、既存の港湾と同程度の取扱量が期待される港湾建設が進む。コンセッションに参加する International Container Terminal Services Inc. (ICTS) によると、既存のマタディ港の取扱能力 (140TEU) に対し、新港では、12 万 TEU とバルクカーゴの扱いが可能としている（出所：ICTSI ”Building African Ports through Public- Private partnerships”, 2014 年 10 月、プレゼンテーション資料）。

<sup>101</sup> INS (2014) Annuaire Statistique

<sup>102</sup> World Bank (2015), Transport, Economic Growth, and Deforestation in the Democratic Republic of Congo: Spatial Analysis

## 2) 空港施設

国内には、国際線、国内線専用合わせて 54 の空港または飛行場がある。航空貨物扱ひ量は 2007 年をピークに漸減している。2013 年の主な空港の貨物取扱量と全国合計は下記の通りである。国際貨物では、輸出入双方とも 90 パーセント以上がキンシャサ・ンジリ空港の扱ひとなっている。国内物流では、キンシャサの扱ひは 40 パーセント弱に留まるが、依然飛び抜けたシェアとなっている。キンシャサのほか、ルブンバシ、ゴマ、グバドリテ（旧赤道州）、キサングニ、ブジマイが国際空港となっている。

表 6-18 航空貨物扱量（2013 年）

（トン）

	到着			出発		
	国内	国際	合計	国内	国際	合計
全国合計	47,722	18,698	66,419	91,065	7,238	98,393
Kinshasa/Njili	18,104	17,447	35,552	31,260	6,589	37,848
Mbuji Mayi	10,428	0	10,428	2,052	0	2,052
Tsikapa	2,040	0	2,040	731	0	731
Bukavu	183	0	183	37,964	0	37,964
Goma	5,017	694	5,711	12,197	279	12,477
Kisangani	1,791	523	2,315	1,813	347	2,160

出所：INS (2014) Annuaire statistique

キンシャサ・ンジリ空港は、国際線、国内線が発着する。国際線は、旅客向けでは、欧州（Air France、Brussels Airlines）、アフリカ各地域（Ethiopian Airlines、Kenya Airways、South African Airways 等）が各地との直行便を運行している。国内線では、Congo Airways、Compagnie Africaine d'Aviation 他、カーゴのみ扱ひのものも含めて国内の主要都市間で就航している<sup>103</sup>。

## (4) 内陸物流に掛かるコストと時間

### 1) 輸送費用

輸入に係る輸送費について、企業へのインタビューによって得られた情報を纏めたものが下表である。ルブンバシについてのコストのデータは得られなかった。

<sup>103</sup> 各航空会社のウェブサイトの情報に基づく。調査時点では、国連等国際機関は職員の国連機以外の国内線の利用を禁止していた。また、コンゴ（民）の航空会社で欧州各空港に就航を許可されたものは調査時点ではなかった。

表 6-19 キンシャサ及びゴマまでの輸入に関する内陸輸送コスト

	海上輸送		内陸輸送		
		コスト(USD)		輸送距離 (Km)	コスト(USD)
コンゴ民西部 (キンシャサ)	アジア(中国、インド)ーマタディ	8000~8500	マタディーキンシャサ	330	2000~3250
	ベルギーーマタディ	4500			
コンゴ民東部 (ゴマ)	アジアーダルエスサラーム*1	2500	ダルエスサラームーゴマ	1570	5000
東アフリカ	アジアーモンバサ*2	2000	ケニア (モンバサーナイロビ)	530	1000
			ウガンダ (モンバサーカンバラ)	930	2500

注：40 フィートコンテナあたりの価格。

\*1：20 フィートコンテナでの値（約 120 ドル）を 2 倍にした。

\*2：2014 年のデータ。東アフリカの海上輸送費用は、複数の積み地の平均。ケニア、ウガンダの海上輸送費用はアジア諸国向けの平均。

出所：インタビューによる資料に基づき JICA 調査団作成。ゴマ、ケニア、ウガンダについては Shippers Council of East Africa “East Africa Logistics Performance Survey” の 2014 年版 (\*2)、2015 年版 (その他) のデータに基づき JICA 調査団作成。

東アフリカ諸国と比較し、海上輸送費用が非常に高額であることに加え、比較的短距離にも拘わらず、内陸輸送費用が割高である。また、マタディにおける内陸輸送費用について、これに加えて、港湾手数料、ドライポートにおける倉庫代が掛かることを考慮する必要がある。

輸出については、十分な情報を集めることができなかったが、ある企業ではマタディからベルギーまで 40 フィートコンテナで 2,000 ドルとの回答があった。他方、モンバサからヨーロッパへの輸出は 2015 年のデータで 4,500 ドルであった。輸出に関しては、地理的な近接性もあり、キンシャサからヨーロッパ向けについては、海上輸送コストがかなり安価となる可能性もある<sup>104</sup>。

## 2) 輸送時間

輸送時間については、下表の通りである。カタンガ（ルブンバシ）については、ダーバン、ダルエスサラーム港と欧州、又はアジア間の海上輸送に係る日数のデータがなかったため、記載していない。

表 6-20 輸入にかかる時間

	海上輸送		内陸輸送			通関
		日数		輸送距離 (Km)	日数	日数
コンゴ民 (キンシャサ)	アジア(中国、インド)ーマタディ	30~70	マタディーキンシャサ (通関: マタディ)	330	0.5~3	7~10
	ベルギーーマタディ	14~45				
	ポワントノワール積み替え	2~30				
コンゴ民 (カタンガ)	—	—	南アールブンバシ (通関:カスンバレサ)	2830	5~8	3~4
東アフリカ	—	—	ケニア (モンバサーナイロビ)	530	4	3
			ウガンダ (モンバサーカンバラ)	930	8	7

出所：インタビューによる資料に基づき JICA 調査団作成。ケニア、ウガンダについては Shippers Council of East Africa (2014) “East Africa Logistics Performance Survey” のデータに基づき JICA 調査団作成。

<sup>104</sup> モンバサ-ヨーロッパ方面の輸送費用は、Shippers Council of East Africa “East Africa Logistics Performance Survey 2015”による。

マタディ、キンシャサ向けでは、ポワントノワールでの積み替えを含め、主に海上輸送に掛かる日数は、アジア方面で最大 2.5 カ月程度掛かる<sup>105</sup>。ポワントノワールでの積み替えは、積み替え時間自体の 2~3 日に加え、港湾が小さいことから発生する入港待ちが生じる。そのため、企業へのインタビューでは、到着からマタディへの出港まで最大 1 ヶ月程度待たされるという発言もあった。

内陸輸送部分では、マタディーキンシャサ間で通関に 10 日近く要することもあるが、輸送自体は半日程度となっている。他方、長距離を移動するルブンバシ向けの貨物については、東アフリカのウガンダと比較して、同等の時間となっている。

## (5) 課題

国際物流における貨物輸送では、地理的な位置、インフラの現状、輸送インフラの運営・管理の問題、税務等行政側の課題等により、コスト、所要時間が変わる。特に、広大な国土では、アフリカ域内及び域外との物流ルートは複数存在しているため、地域によって差が見られることは上述の通りである。以下、主に西部（キンシャサ）及び東南部（旧カタンガ州）における課題について纏めた。

### 1) コンゴ（民）西部

マタディ及びボマを主要港としたコンゴ（民）西部における国際物流の現状は、前述の通り、コスト、所要時間ともに、今後大きく改善を要する分野である。

キンシャサーマタディ間の回廊では、特に海上輸送部分（マタディまたはボマまで）が高額であることに加え、距離に比して内陸輸送費用が非常に高額になっていることが、課題である。これは、内陸輸送手段が十分に整備されていないことに起因する。しかし、コストに関してヒアリングにおいてより課題として指摘された点は、港湾使用に関する手数料、その他税務であった<sup>106</sup>。輸送費以上に、輸入時に関税に加えて多くの税務が発生し、大きな負担になっている。この点については、前項で詳細を説明した。

国際輸送における所要時間を長期化させる要素としては、①ポワントノワールでの入港待ちと積み替え、②マタディ港への入港待ち、③マタディ港での通関待ちがある。それぞれについてのステップでコストと時間が掛かる要素は、①インフラの課題、②港湾における作業効率の課題、③通関にかかる行政手続きが指摘される。このうち、③については、前項での通関に関する説明の通りである。

インフラの課題としては、キンシャサ-マタディ間では、マタディ港、ボマ港の規模自体

<sup>105</sup> 物流関連会社へのインタビューによると、日本からポワントノワールまで 45~60 日掛かる。

<sup>106</sup> 船会社へのインタビューによると、内陸輸送に掛かる時間とリスクを考慮して、コンテナの使用に際してのデポジットが高額になっている。例えば、40 フィートコンテナ1本で 2000 ドルとのことであった。指定された期限内にコンテナを返却すると返金される仕組みになっている。

の課題、港湾施設の老朽化、機材等の不足等が課題の原因として指摘される。マタディ港では、4バースがあるものの、構造上、実際に同時に接岸できる船舶数は限られる。そのため、多くの船舶が入港を待つ必要がある。こうした限界から、ポイントノワールでマタディ行きフィーダーが滞留する事態となり、全体の所要時間が長期化することになる<sup>107</sup>。

加えて、マタディ港周辺には民間の運営するドライポートがあるが、地形上、港湾施設の拡張が難しい。現状のマタディ近辺でのコンテナ扱いの質も考慮し、トランジットの追加料金を払ってキンシャサを仕向地とし、通関をキンシャサで行う荷主も多いとのことであった。

港湾の荷役も含む運営、マタディ・キンシャサ間の鉄道の運営は、これまで国家輸送事務所（ONATRA）が行ってきたが、民営化され、商業輸送港湾公社（SCTP）に改組された。この制度変更により、SCTPは港湾施設等の資産管理を行い、オペレーションは民間に委託して実施する方向は確認されている。しかし、実質的な運営体制と能力向上を進める必要がある。

## 2) 東南部（旧カタンガ州）

旧カタンガ州、場合に寄っては南北キブでは、インド洋沿いの主要港湾であるダーバン港の他、ダルエスサラーム港（ゴマはモンバサ港の利用も多い）等の利用も可能であり、コストについては、海上輸送部分はかなり縮小されていることが想定されるものの、内陸輸送部分は大きいため、負担は大きいと考えられる。現在は、コンゴ（民）が地域経済圏で形成する自由貿易地域や関税地域等の枠組みに参加していないため、トランジット手続きについての煩雑さが見られるもの、地域統合の進捗次第では、ある程度のリードタイムの短縮は見込まれる<sup>108</sup>。

## (6) 改善の方向性

### 1) インフラ整備

コンゴ（民）の物流網整備については、基礎的なインフラ整備が必要であることは疑念の余地がない。開発に当たっては、大西洋岸からマタディ・ボマーキンシャサ、更に内陸に至る回廊と、キンシャサールブンバシを結ぶ国道一号線沿いの回廊、キブ、ルブンバシを結ぶ東部の回廊、コンゴ川を中心とするキンシャサと北西部を結ぶ河川交通といった主要な回廊整備、及びそれら回廊のハブを中心とする周辺地域への中・近距離交通網の整備が必要となる。

このうち、上記回廊を中心とした道路網の復旧については、既に述べたとおり、ドナー支援も入った改修・整備が進められている。加えて、コンゴ（民）政府が進めるその他の

<sup>107</sup> 物流業者へのインタビューによる。

<sup>108</sup> タンザニアとは「Single Customs Territory Clearance」措置を2015年7月から開始している。

主な輸送インフラ整備に関するプロジェクトは下記の通りである。

表 6-21 国内輸送インフラ整備計画と進捗

セクター	内容	進捗
鉄道	マタディ-キンシャサ間の改修	F/S 実施
	コルウェジ-ディロロ (Dilolo) 間の復旧・整備	コンセプトノート作成
港湾	マタディ港の近代化	事前調査実施
	バナナ港の深海港整備	事前調査実施
空港	キンシャサ・ンジリ空港の拡張・整備	事前調査実施

出所：交通通信省資料を元に JICA 調査団作成。

鉄道敷設についても、こうした回廊を中心とした整備が中心となっている。特に物流量の多いマタディーキンシャサ間の鉄道改修に加え、カタンガ地域では国内の鉄道の整備により、アンゴラ側の良好な鉄道インフラ整備との接続と、大西洋へのルートの多様化が期待される。

キンシャサをハブとした産業育成と広大な消費市場へのアクセスを向上させるには、大西洋岸の国際航路とのアクセス向上が不可欠となる。政府による既存施設の機能向上に加え、前述の通り、既存の港湾施設とは離れた場所に民間の資本により新規の港湾施設を建設している。また、マタディにおけるインフラの拡張に関しては、通関処理を行える内陸コンテナデポ (Inland Container Depot: ICD) 建設を準備する物流会社もあった<sup>109</sup>。

一方で資金的な目処がつかないインフラ整備案件も多い。バナナ港では、コンゴ川下流でポワントノワールを経ずに大型船の接岸が可能な深海港建設の計画が長らく検討されてきた。しかし、コンゴ川を流れてくる大量の土砂を定期的に浚渫する必要があり、運営面での実施可能性について課題が指摘されているなど、整備の目処は立っていない<sup>110</sup>。当面はマタディ港の機能向上による課題の軽減が期待される。

## 2) 公共交通機関の経営改善と官民連携の推進

交通セクター全体では、公共交通機関の民営化に続き、こうした機関の運営管理能力向上、民間委託等による効率的な管理への移行の必要性が認識されている。世銀では、2013年より Multimodal Transport Project を実施中で、このないかで、SNCC、航空庁 (Régie des Voies Aériennes: RVA)、SCTP 等の運輸関連の国家機関や民営化された旧国営公社の経営立て直し、必要な資機材提供等を行っている。一方では、大きなインフラ整備ニーズに基づき、マタディ港に見られる様に、既存設備とは別の設備を新設し、運営管理を行う事例も出てきた。国際的な事例も参考にしながら、政府主導のインフラ整備と効果的な官民連携を推進することが必要である。

<sup>109</sup> 物流業者へのインタビューによる。

<sup>110</sup> 物流会社へのインタビューによる。

## 6.2.11 電力

### (1) コンゴ（民）の電力供給の現状

#### 1) 電化率と供給能力

コンゴ（民）では、広大な国土に対してグリッドによりカバーされている地域は、西部キンシャサ市及びコンゴセントラルの一部、カタンガ地域のルブンバシ、リカシ、コルウェジに限られる<sup>111</sup>。世帯ベースの電力アクセスは2012年のデータで9パーセントに留まる<sup>112</sup>。コンゴ（民）政府は2030年までに電化率を100パーセントとする政策を策定している。また、再生可能エネルギー比率も、2012年の32パーセントから2030年には52パーセントに引き上げる目標を設定している。企業ヒアリングでは、第4章でも述べたとおり、電力の質についての不満が多く出されたが、特にカタンガにおいては、鉱山会社が稼働する日中の電力の逼迫状況は深刻であり、供給量の増大と送配電能力、電力事業運営管理能力の早急な向上が民間セクター振興における大きな課題として挙がっている<sup>113</sup>。

発電量は2003年の5,987GWhから2014年には8,728GWhとなり、発電能力は向上している。発電能力は水力発電が2,445MW、火力発電の28MWと、ほぼ全ての発電量の98パーセント以上を水力発電に依存している。火力発電所は、都市を中心に全国に35箇所存在する。

こうした電力需要に対応するため、実施中、及び計画中のプロジェクトは130あまりに上るが、このうち発電所修復及び建設の主なプロジェクトは次の通り。

表 6-22 実施中及び計画中の発電所新設・修復プロジェクト

プロジェクト名	旧州名	資金
<b>実施中</b>		
Inga 2 の復旧	バコンゴ	世銀
Inga 1 の復旧	バコンゴ	世銀
Zongo2 水力発電所の建設	バコンゴ	中国輸出入銀行、コンゴ（民）政府
Kakobola 水力発電所の建設（10.5MW）	バンドゥンドゥ	インド輸出入銀行、コンゴ（民）政府
Nseke 水力発電所の復旧	カタンガ	SNEL
Grand Katende 水力発電所の建設（64MW）	西カサイ	インド輸出入銀行、コンゴ（民）政府
Movo 水力発電所の建設（4.5MW）	東カサイ	中国輸出入銀行
Rudahira 水力発電所の建設（12.6MW）	北キブ	EU
Ambarau 水力発電所の建設（22MW）	オリエンタル	Kibali Gold Mines
<b>計画中</b>		
Inga 2 の復旧	バコンゴ	SNEL
Mbimbi Mayi-Munene 水力発電所の第1	西カサイ	ブラジル

<sup>111</sup> SNEL へのインタビューによる。

<sup>112</sup> Ministère de l'Énergie et Ressources Hydrauliques, Eclairer la RDC: Moderniser les Services Energetiques

<sup>113</sup> Fédération des Entreprises du Congo カタンガ支部、Chambre des Mines RDC へのヒアリングによる。

プロジェクト名	旧州名	資金
フェーズ(100MW)		
Bebdera 水力発電所の復旧	カタンガ	電力事業者 (STS)
Pianamwanga 水力発電所の復旧	カタンガ	電力事業者 (Katanga Energy)
Mwandigusha と Koni 水力発電所の復旧	カタンガ	鉱山会社
Lutshurukuru 水力発電所の復旧	マニエマ	コンゴ (民) 政府
Lohulo 水力発電所の建設 (3MW)	北キブ	電力事業者 (STS)
Talihya Nord 水力発電所の建設 (4.8MW)	北キブ	電力事業者 (STS)
Ruzizi3 水力発電所の建設 (145MW)	南キブ	KfW 等及び民間事業者
Azambi 水力発電所の建設 (11MW)	南キブ	Kibali Gold Mines

出所: Ministère de l'Energie et Ressources Hydrauliques

また、国境を接する地域では、周辺国からの売電を行ってきた。カタンガではザンビアから売電を行っている。

## 2) 電力コストと質

コンゴ (民) の電力アクセスについて、世銀の Doing Business 2016 では、下記の通り評価している<sup>114</sup>。

表 6-23 電力供給を受ける際の時間とコスト比較

	コンゴ (民)	ケニア	カンボジア	ベトナム	サブサハラ アフリカ
手続き (数)	6	4	4	6	5.4
時間 (日)	56	110	179	59	130
コスト (一人当たり GDP に対する割合、%)	15,247	732	2,336	1,323	4,076
電力供給安定度と料金の透明性指数 (0-8)	1	0	2	3	

出所: 世銀 Doing Business 2016

注: コストは電力料金ではなく、電力契約を締結し、供給を開始するために必要な書類の手配、資機材購入、工事費等の合計。

同調査におけるコンゴ (民) の電力アクセスに関する評価は、全調査国中 127 位となっているが、サブサハラの現状と比較すると、非常に悪いと言うわけでもない。また、本調査中の SNEL へのヒアリングにおいては、現在キンシャサでネット上での手続きをパイロットとして開始し、手続き数が 4 に簡素化され、時間も 18 日にまで短縮したとのことであった。

第 4 章で見たとおり、電力のコスト自体は高圧業務用で 1kWh 当たり 0.057 ドルと、他のアフリカ諸国と比較しても安価となっているが、他方、供給の質は低く、停電が多く、長時間にわたる場合もある。インタビューを行った企業では、ほぼ全てが発電機によるバックアップを備えていた。

<sup>114</sup> 実際の順位は、手続き、時間、コストの他、2016 年から電力供給の電力料金の透明性、実際の 1kWh 当たりの電力料金額を基に算出される複合指数で合計を算出される。



## (2) 電力事業における民間参入の現状

コンゴ（民）では、国営の電力公社が発・送・配電全ての業務を行ってきたが、2008年及び2009年の国営企業民営化に基づき、民営化された<sup>115</sup>。しかし、実質的な民間資本の参加はまだない。

2014年6月には、電力セクターの自由化について法制度が整備されている。コンセッションにより発電、送配電を可能としている（電力法：Loi n° 14/011 du 17 juin 2014 relative au secteur de l'électricité）。しかし、施行に向けた細則が策定されていない。また、事業者の営業許可や売電価格を承認するための新機関を設置することになっている<sup>116</sup>。

他方、鉱山会社が多い地域においては、大きな電力需要を賄うために、民間が電力供給を行う例、鉱山会社が電力インフラへの資本を提供し、SNELが委託を受ける形で電力事業を行う例もある。また、SNELとの契約を解消し、独立系のグリッドの運営を開始する企業も出てきた。チカパ（Tsikapa、西カサイ）のElectricité du Congo、ブジマイ（Mbuji Mayi、東カサイ）のMIBA（ダイヤモンド鉱山）によるHydro Forceがある。このほか、(1)で示した通り、民間電力事業者による電力整備の計画が複数挙げられている。

<sup>115</sup> 根拠法は次の通り。公営企業に関する手続法（Loi n° 08/007 du 07 juillet 2008 portant dispositions générales relatives à la transformation des entreprises publiques）、公営企業改編措置に関するデクレ（Décret n° 9/11 du 24 avril 2009 pour tant mesures des transitoires relatives à la transformation des entreprises publiques）及び改編対象公営企業、公営サービスリストに関するデクレ（Décret n° 9/12 du 24 avril 2009 établissant la liste des entreprises publiques transformées en sociétés commerciaux, établissements publics et services publics）

<sup>116</sup> エネルギー・水資源省へのインタビューによる。

## 第7章 コンゴ民主共和国の投資促進機関と機能等に係る分析

### 7.1 ANAPI の組織・機能

#### 7.1.1 ANAPI の設立根拠・権限

コンゴ（民）における投資促進業務の担当機関は、投資促進公社（Agence Nationale pour la Promotion des Investissements: ANAPI）である。同公社は、2002年に投資法（Loi n° 004/2002 du 21 fevrier 2002 portant code des investissements）により計画省の管轄機関として設立された。ANAPI 設立の目的は、内資・外資問わず国内での投資を促進することと、投資法で規定されている投資案件の許認可を与えることである<sup>117</sup>。

その権限や職掌については、2009年のANAPIの組織・機能に係るデクレ<sup>118</sup>（Décret n° 09/33 du 08 août 2009 portant statuts, organisation et fonctionnement de l'agence pour la promotion des investissements）によって規定されている<sup>119</sup>。本デクレによると、ANAPIの責務は、投資先としてのコンゴ（民）の好意的なイメージを醸成すること、投資する利点や投資機会を投資家に広報すること、投資環境に係る政策提言を通じてコンゴ（民）のビジネス環境を改善すること、投資家の事業展開の支援を行うことの4つとされている。なお、ANAPIの他にも、民間セクターの団体であるFECが、操業後の企業に対して法令等の情報提供や問題に直面した場合の相談等をメンバー向けサービスとして実施している。

#### 7.1.2 ANAPI の組織体制・予算・人員

##### (1) 組織体制

ANAPIは理事会（Conseil d'administration）、承認委員会（Conseil d'agrément）、事務局（Direction Générale）、監査（Commissaries aux comptes）の4つで構成されている。ANAPIのトップである理事会のメンバー構成と職務内容は下記のとおりである。

表 7-1 ANAPI 理事会のメンバー構成と職務内容

メンバー構成		主な職務内容
ANAPI 事務局長	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府の政策と一致しているかを確認のうえ、ANAPIの戦略、年間計画、予算を承認する。</li> <li>・ 戦略、年間計画に従った活動の実施及び目標の達成を確認する。</li> <li>・ 事務局からの提案を基に重要度の高い活動を決定する。</li> <li>・ 事務局の活動業績をモニタリングする。</li> </ul>
計画省の代表者	1名	
財務省の代表者	1名	
民間からの代表者	1名	
市民社会からの代表者	1名	
*全ての代表者は、閣議で審議された後、大統領の任命を受ける。		計5名

出所：Décret n° 09/33 du 08 août 2009 及び Décret n° 12/044 du 01 novembre 2012 を基に JICA 調査団作成。

<sup>117</sup> Loi n° 004/2002 du 21 fevrier 2002 portant code des investissements, Titre II, Section I, Article 4. なお、鉱業、金融、保険セクターの投資案件については、ANAPIは必要に応じて意見を述べるのみとなっている。

<sup>118</sup> 首相によって署名された執行的決定のこと。

<sup>119</sup> 2009年の規則は、2002年のANAPIの組織・機能に係るデクレ（Décret n° 065/2002 du 05 juin 2002 portant statuts, organisation et fonctionnement de l'agence nationale pour la promotion des investissements）を修正したものである。その後2012年のANAPIの組織・機能に係るデクレの修正・追加デクレ（Décret n° 12/044 du 01 novembre 2012 modifiant et complétant le décret n° 09/33 du 08 août 2009 portant statuts, organisation et fonctionnement de l'agence nationale pour la promotion des investissements）でANAPI理事会及び承認委員会のメンバー構成が変更されている。

承認委員会は少なくとも月に 2 回開催されており、その開催にあたっては事務局内にある投資認可総局が準備・調整を行っている。承認委員会のメンバー構成と主な職務内容は下記のとおりである。

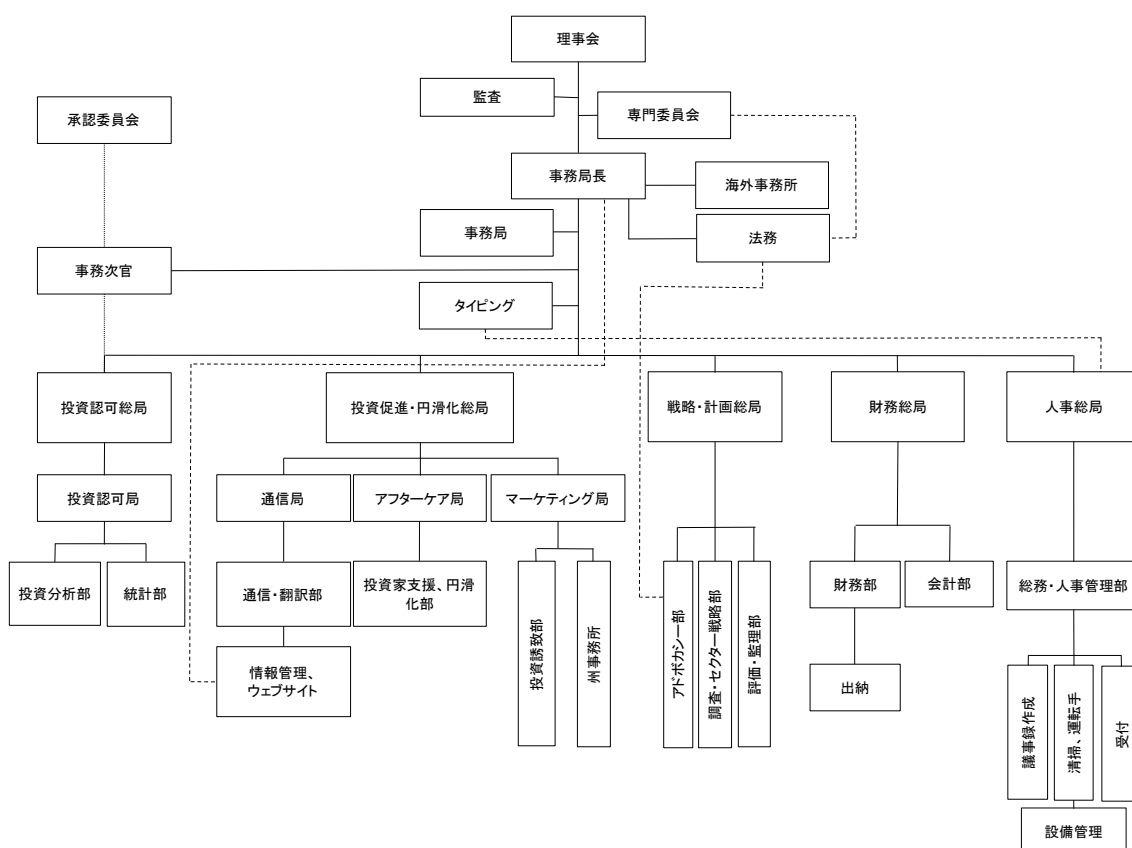
表 7-2 ANAPI 承認委員会のメンバー構成と職務

メンバー構成	主な職務内容
<b>常任メンバー</b> 大統領府の代表者 1 名 内閣府の代表者 1 名 計画省の代表者 1 名 財務省の代表者 1 名 環境省の代表者 1 名 経済省の代表者 1 名 工業・中小企業省の代表者 1 名 雇用省の代表者 1 名 DGDA の代表者 1 名 DGI の代表者 1 名 DGRAD の代表者 1 名 ANAPI 事務局長またはその代表者 1 名 計 12 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資法に基づいて申請された投資案件について審議を行った上で認可を出す。</li> <li>その他特別法に基づいて申請された投資案件<sup>120</sup>について技術評価を行う。</li> </ul>
<b>非常任メンバー</b> 投資認可局から推薦及び承認委員会の委員長から招聘された該当投資案件の関連省庁からの代表者 複数名	

出所：Décret n° 09/33 du 08 août 2009 及び Décret n° 12/044 du 01 novembre 2012 を基に JICA 調査団作成。

理事会の下に監査と事務局が置かれており、その事務局の下には、事業部門として戦略・計画総局、投資認可総局、投資促進・円滑化総局の 3 つ、管理部門として財務総局と人事総局の 2 つ、合計 5 つの総局が設置されている。その他 2015 年 12 月現在の組織図は下記のとおりである。

<sup>120</sup> 鉱物、軍事、商業、金融・保険セクターに係る投資案件。



出所：ANAPI からの提供資料に基づき JICA 調査団作成。  
 補足：実線は直接的な指示系統、点線は必要に応じた連絡体制を示している。

図 7-1 ANAPI 組織図 (2015 年 12 月現在)

各総局の主な職掌は下表のとおりである。加えて、政策提言を担う機関として計画省傘下に設立されていた CPCAI が解散となり、同組織の機能は 2016 年 3 月頃に ANAPI に吸収される予定となっている。

表 7-3 ANAPI 事務局の主な職掌

総局名/局名/部名	主な職掌
<b>戦略・計画総局</b>	
1. 政策提言部	・ 政策提言の実施
2. 調査・セクター戦略部	・ セクターごとの投資ポテンシャルの調査
3. 評価・監理部	・ 承認済み投資案件のモニタリング
<b>投資認可総局</b>	
1. 投資認可局	・ 潜在的投資家の発掘及び投資家支援 ・ 統計管理 ・ 承認委員会開催及び投資認可証発行に係る業務
<b>投資促進・円滑化総局</b>	
1. 通信局	・ 投資誘致
2. アフターケア局	・ 投資促進、投資家の進出支援
3. マーケティング局	・ コンゴ(民)の売り込み(マーケティング)と各事務所 <sup>121</sup> での活動支援

<sup>121</sup> ANAPI は将来的には各州に地方事務所を設置する計画だが、2015 年時点では旧カタンガ州のルブンバシに事務所を置くのみにとどまっている。

総局名／局名／部名	主な職掌
<b>財務総局</b>	
1. 財務部	・ 財務管理
2. 会計部	・ 会計管理
<b>人事総局</b>	
1. 総務・人事管理部	・ 人事業務 ・ 調達業務 ・ 職員研修

出所：ANAPI からの提供資料に基づき JICA 調査団作成。

補足：ANAPI 事務局は「総局→局→部」という体制を取っているが、戦略・計画総局、財務総局、人事総局には「局」がなく、直接「部」となっている。

## (2) 予算・人員体制

ANAPI の 2015 年予算額は約 330 万ドルであり、95% が政府から、5% がドナー機関 (AfDB<sup>122</sup>) からとなっている。但し、政府から予算どおりの金額が配布されておらず、活動計画で予定している業務を実施できない状況になっている<sup>123</sup>。なお、予算の内訳は、間接費の予算が 26%、直接費（事業運営費）の予算が 74% となっている。

表 7-4 予算作成の流れ

時期	担当部署	内容
毎年 11 月まで	各総局	次年度の予算を作成し、財務総局に提出する。
11 月中	財務総局	各部署から提出された予算を統合し、適宜調整の上、ANAPI としての次年度の予算を作成し、事務局長に提出する。
	事務局長	予算を確認、承認したのち、理事会に提出する。
12 月	理事会	予算を承認後、3 日以内に計画省に予算を提出する（通常、ここで修正が入ることはない）。
理事会での承認後、3 日以内	計画省	他の機関からの予算を統合し、適宜調整を行う。

出所：ANAPI からの聞き取りに基づき JICA 調査団作成。

また、ANAPI は現在職員数 58 名で運営されている。これは、ANAPI と類似の業務を実施しているエチオピア投資促進機関の 3 分の 1 以下の人数で業務を遂行していることになる<sup>124</sup>。

表 7-5 ANAPI の職員数（2015 年 12 月現在）

総局名／部局名	職員数 (人)	総局名／部局名	職員数 (人)
<b>経営部門</b>		<b>事業部門</b>	
事務局	3	戦略・計画総局	8
タイピング	5	総局長	1
法務	2	政策提言部	1

<sup>122</sup> 今後、支援してもらえるドナー機関を増やしたいと考えている。

<sup>123</sup> 例えば、投資誘致の優先セクターについての調査費用、地方への出張に係る交通費、統計データ整備のためのソフトウェア購入費を捻出できない状況にある。

<sup>124</sup> エチオピアの投資促進機関であるエチオピア投資促進委員会の職員数は定員の約半数程度しか人員が配置されていなかったが、それでも 188 名の職員が在籍していた。

総局名／部局名	職員数 (人)	総局名／部局名	職員数 (人)
<b>管理部門</b>		調査・セクター戦略部	3
<b>財務総局</b>	<b>5</b>	評価・監理部	3
総局長	1	<b>投資認可総局</b>	<b>7</b>
財務部	2	総局長	1
会計部	2	投資認可局	6
<b>人事総局</b>	<b>14</b>	<b>投資促進・円滑化総局</b>	<b>14</b>
総局長	1	総局長	1
総務・人事管理部	13	通信局	5
		アフターケア局	3
		マーケティング局	7
<b>合計</b>			<b>58</b>

出所：ANAPI からの提供資料に基づき JICA 調査団作成。

## 7.2 ANAPI による投資促進業務内容

以下、ANAPI の業務を、外国投資家が投資の意志決定前までに必要とする情報提供業務（情報収集、整理、広報活動）と投資決定後の窓口業務（進出支援、操業支援、アフターケア）に大別し、その実際と課題を分析する。ANAPI の業務内容概要と担当部署は以下の通りである。

表 7-6 ANAPI の業務概要

	投資促進機関の 業務内容	ANAPI での実施状況	ANAPI での担当部署
情報提供 業務	情報収集、整理	法律・統計収集、現地パートナーの情報収集	投資促進・円滑化総局 通信局
	広報活動	ウェブサイト構築、パンフレットの作成、セミナーの開催	投資促進・円滑化総局 通信局
窓口業務	進出支援	候補地視察支援、現地パートナーの紹介、政府機関との面談設定、企業訪問	投資促進・円滑化総局 アフターケア局
	操業支援	許認可取得手続き支援、優遇税制や手続きについての情報提供	投資促進・円滑化総局 投資認可局
	アフターケア	投資案件のモニタリング、投資家からの要望受付	投資促進・円滑化総局 アフターケア局および 戦略・計画総局評価・ 監理部

出所：現地インタビュー結果に基づき JICA 調査団作成。

### 7.2.1 ANAPI による情報提供業務の実際と課題

#### (1) 業務内容

ANAPI は、投資を呼び込むにあたっての基礎的な情報提供活動として、フランス語と英語でのウェブサイト (<http://www.investindrc.cd/>) とパンフレット類を主要媒体としており、特に情報の伝達と促進活動の手段としてウェブサイトを活用している。

例えば、そのトップページには、投資ポテンシャルのあるセクター、コンゴ（民）の魅

力、コンゴ（民）のニュース、投資関連のイベント情報が簡潔にまとまっている。



ANAPI ウェブサイトのトップページ

更に詳細をみると、ANAPI が提供するサービスの情報に加えて、コンゴ（民）の社会と経済に関する一般情報、投資の為のガイドや、具体的なインセンティブ、事業を開始し操業するために必要な許認可手続、税制・投資に関する法的情報、ビジネス環境全般、企業ディレクトリと多様な情報が提供されており、投資家は役に立つ最新の情報を見つけることが可能である。また、FAQ や相談窓口として連絡先の電子メールアドレス、電話番号を掲載し、潜在的な投資家が直接連絡をとれるよう最低限工夫され、ウェブサイトへのトラフィックの結果を分析するなどの活用がされている。

また、物理的な情報提供の機会としては投資家向けイベントを不定期に開催しており、過去に FEC とのビジネスマッチングイベントの共同開催や、投資家向けワークショップの実績がある。最近では Great Lake（大湖沼）周辺 15 ヶ国を対象にした投資促進の為のイベント（2015 年 2 月 24-26 日）が開催された。また、今後投資を呼び込みたい国・地域（日本、中国、インド、欧州、ブラジル等）については、海外事務所を開設し、専任のスタッフをアサインして活発な活動を展開する計画があるものの、十分な資金を有していないため、ドナー等からの資金調達を模索している状況である。

## (2) 課題と改善の方向性

このように、情報・データ収集の目的・分野・手法に関し、ANAPI の上層部は投資家が必要とする情報やデータに関する明確な方針と時を得た方法でそれらを配信することの重要性を理解しており、投資情報サービス提供に向けた組織が確立されていると考えられる。一方で、情報の発信方法やそのコンテンツには改善の余地がある。まず、積極的な情報発信をすることでコンゴ（民）に対するポジティブなイメージを醸成することが必要である。特に下記に留意することが必要と考えられる。

## 1) 情報コンテンツの充実

現状はウェブサイトでの情報提供が一定程度行われているが、提供するコンテンツを充実させて情報更新の頻度をあげ、潜在的投資家の関心喚起を高めることが重要である。外部から入手できるコンゴ（民）のビジネスに係る情報が限定的であるために、課題が数多く指摘されている現状を少しでも改善するためには投資誘致機関としての情報発信が何よりも求められる。具体的に発信すべき情報を下記に挙げた。

- ・ ANAPI のウェブサイトには、CPCAI の政策提言の結果として **Reforms carried out by government** とタイトルの報告書が公表されているものの、このような有益な情報は一過性のものとするべきでなく、最低限年 1 回は何らかの改善状況を更新すべきである。その中でも大きな改善が見られた点は、プレスリリース等により能動的に公表をすることや実際の企業の声を通じた第 3 者の声によるコンゴ（民）への好意的なメッセージを発信することが何よりも大事である。
- ・ 投資の意思決定に役立つ情報の充実も求められる。例えば、経済・貿易統計、会計・税務に係る法令情報、物流情報（ルート別、交通手段別、荷姿別、拠点別）、ビジネスコストに係る具体的な情報等が見られない。進出形態・地域・業種でモデルケースを作成して、コスト概算や物流のリードタイムの情報を提供する、どのような物流網が今後整備されていくかを周知することは有用である。
- ・ コンゴ（民）への進出企業の具体的な情報は成功事例としての活用の余地があるが、現状はなんら公表されていない。現地企業インタビューではビジネス環境に対する問題を掲げる企業も多かったものの、コンゴ（民）が有する大きなポテンシャルを魅力と挙げる企業も少なからず存在した。
- ・ ANAPI がアフターケアサービスを通じて進出企業のフォローアップを行っているのであれば、その進捗状況も含めた情報を外資系企業一般の動向として公表することも考えられる。また、開催されたイベントでの企業からの発言や議事・決定事項は潜在投資家にとって有益な情報となりうる。このような広報活動は多大な人的・金銭的資源を要するものでもなく、すぐにでも取り掛かることが出来る。成功体験を着実に重ねることで潜在的投資家からのネガティブなビジネス環境のイメージを解消していくことが望ましい。

## 2) アップデートとツールの効果的利用の必要性

Facebook、Twitter、RSS といった不特定多数のユーザーに容易に到達できる最新ツールに加えて、ニュースレター、プレスリリースなどの伝統的な広報ツールが用意されていることは評価できるが、積極的な活用は見られていない。例えば、プレスリリースには過去の配信履歴は見られず、ニュースレターに登録をしてもなんら情報が発信されてこない。

### 7.2.2 ANAPI の実施する窓口業務の実際と課題

#### (1) 業務内容

ANAPI では投資家の進出準備を支援するために専門の職員が配置され、投資家向けのファシリテーション窓口として個別相談に応じている。投資セクターについては、農業、工業、鉱業、林業、観光業、新技術、建設業、銀行・保険業、インフラ、運輸サービス、電力・エネルギー、社会サービス（保健・教育等）等、業種別に担当者を割当てて対応している。進出段階における支援は下記の通り。



- ・ 進出検討段階の投資家へは、投資決定に有用な情報提供や、投資家のフィージビリティ調査に際しての査証発行の支援、関係省庁・企業・ビジネスパーソンとのマッチングや地方出張のアレンジ、ローカルパートナー探し等の支援をしている。
- ・ 進出を決定した投資家へは、法人設立や投資開始手続上の技術的なコンサルティング、認可後の各種査証の取得・更新についてのファシリテーションサービス、投資法で認められる税務上の優遇措置に対する承認を行いながら投資家が円滑な操業ができるような支援に特化している。
- ・ 法人設立後の企業へは継続的にコミュニケーションをとりながらビジネス拡大の為の機会を提案しているだけでなく、投資環境改善に関する意見の政府への政策提言や政府が発行する各種情報を企業へ周知している。

## (2) ANAPI の窓口業務に関する評価

ANAPI の窓口業務についてはインタビューをした企業からは特段不満の声は聴かれなかった。設立直後は各部署の役割分担が企業にとって分かりにくかったが、最近は組織として機能してきているという声もあり、少しずつ改善が進んでいると考えられる。

## (3) 課題と改善の方向性

投資家向けの窓口サービスは一通り用意されており、各種サービスは無料で利用できるが、投資家の多くは、真剣にコンゴ（民）での事業を検討する際には、民間の進出支援コンサルタントや弁護士事務所に多額の報酬を支払って、支援を依頼しているのが実態である。政府機関である ANAPI の役割を考えると、投資家の操業に係るビジネス上の専門的サービスを継続的に提供することは現実的でなく、これまで実施してきた政府機関としての窓口業務の役割を継続していくことが重要である。例えば、コンゴ（民）に進出してビジネスを拡大するにあたっては現地における信頼のおけるパートナーとの関係構築が大事であるが、彼らとのネットワーキングの機会を提供することや、コンゴ（民）で長年ビジネスを行って一定程度成功を収めている企業との面談をアレンジし、現地でのビジネスの在り方やリスクヘッジの方法についての情報交換の場を設けるなどの活動は民間コンサルタントでは提供できない付加価値サービスである。また、ANAPI は進出済企業の投資計画の進捗を確認しながら、事業展開の相談や更なる投資拡大の為の提案を行っているが、この投資家とのコミュニケーションにおいて聞かれる投資環境改善に関する意見の政府への提案を積極的に行うことが必要である。特に、投資家からの改善要望が多い税務分野の諸問題については政府の他機関としての交渉が必要となる分野であり、ハイレベルでの対応が必要とされる。ANAPI は政策提言機関であった CPCAI の人員を吸収することとなり、人員のリソース的に組織的にも強みが発揮できる立場にある。

## 第8章 結論

### 8.1 投資促進に係る現状の総合評価

#### (1) 政治経済背景

コンゴ（民）は、長期にわたる内戦による荒廃を経験してきたが、2006年の初の民主的な選挙、憲法制定、2011年のカビラ大統領再選を経て、政治・経済の安定が徐々に定着してきた。2012年以降、GDPの年率成長率は7%以上を維持してきた。

#### (2) 投資ポテンシャルの現状

コンゴ（民）の投資ポテンシャルとなる要素としては、広大な領土と多様な自然環境、そこに賦存する豊富な鉱物資源、天然資源、農地に利用可能な土地、水力発電に適切な地形と水産資源の提供が可能なコンゴ川、大湖地域の湖沼といった、資源と生産財の豊富な賦存が見られる。また、8,319万人の人口と、に加え、人口増加率が近年年率3%程度と高率であり、中間層も徐々に拡大するなど、市場としての有望性が見られる。また、豊富な労働力の創出も期待される。

但し、留意すべき事項として、こうしたポテンシャルの活用においては、鉱物資源産業以外は、生産基盤やサプライチェーンが破壊され、通信、物流・交通インフラの整備が未整備であり、多くの経済活動において、サプライチェーンの構築、操業拠点の整備が事前に必要となる。また、現地での操業を通じた情報収集と経験の蓄積が必要であり、操業を軌道に乗せるためには比較的長いスパンの時間を要することが指摘される。

#### (3) 投資環境の評価

投資環境は様々な課題を抱え、投資に係るリスクとコストの面で、大きな阻害要因となっている。第一に、政治リスクに関する課題が指摘される。東部地方では依然政治的な不安定と治安問題を抱え、国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUSCO）の展開が続く。2016年には大統領選挙が予定され、政治的な混乱の可能性も依然排除できない。

第二に、税務が大きな課題である。次に述べる課題の要因の一部にもなっているが、国際比較すると高水準の税率、複雑な税制と多岐にわたる税・手数料は企業のコスト負担になるばかりでなく、徴税における様々な慣行やハラスメントは、企業の法令遵守（コンプライアンス）にとっても関わる大きな問題となっている。これは、投資促進における重大な問題として指摘される。

第三に、投資コスト増に直結しているいくつかの課題が指摘される。まず、物流の課題が指摘される。コンゴ（民）は深海港を有さないため、物流の多くが周辺国の港湾を經由して輸送される。このことから、内陸輸送費用が高額となる。また、国内の主要都市を結ぶ交通、エネルギー等のインフラは未整備であり、国内主要都市間の接続性が低く、連坦する市場として効率的な操業を行うことが困難である。更に、インフラの未整備のための非効率のみならず、国際物流に伴う関税及び各種税務、公共サービスに対する手数料等、

多くの税金の支払いが課せられることにより、時間とコストの負担を強いられる。次に、電力に関する課題が指摘される。電力の課題は電化率が低いこと、電力供給の質が悪く発電機に頼らざるを得ないことがコスト増と操業の効率性の停滞の原因になっている。更に、人件費については、一人当たりの所得レベルが低いにも拘わらず、他のアフリカ諸国と比較して同等のレベルにあり、同様の所得水準のアジア諸国より高額であるなど、競争力があるとはいえない。また、外国人従業員向けの課税など雇用に係る複数の課税があり、税務負担が大きい。

#### (4) 投資法制度の評価

##### 1) 投資法の内容と評価

投資に係る法制度については、公平性、投資家保護等の基本的事項に対応する内容になっている。しかし、長期的な視点に立った産業振興に向けた基盤整備が緒に就いたばかりであり、産業振興や貿易促進の具体的な施策内容が明確でない。そのため、投資政策との一貫性や一体性の確保による効果的な政策の推進に結びついていない。

##### 2) ビジネス環境向上に向けた制度改革の取り組み実績

投資環境の向上については、コンゴ（民）政府は、OHADA 加盟による投資を含むビジネス法分野における国際的な統一法の採用、CPCAI の活動などを通じて取り組んできた。前者においては、商事法の分野での法整備、法曹人材育成を行い、法の支配の基盤を確立する取り組みであった。また、後者では、世銀の **Doing Business** 指標の向上を目標に、首相、計画省等のリーダーシップで複数の行政機関を取りまとめた施策を実施してきた。こうした政策の効果は、OHADA 導入と相俟って、起業に係る手続き日数とコストの低減、建築許可取得の容易さ等の具体的な項目で効果が出ている。しかし、上述の企業活動に重大なリスクとコストを及ぼす各分野の状況改善に向けて、更なる努力が必要である。

コンゴ（民）では公共サービス分野の改革の一貫として、国営企業の民営化を進め、同時に民間投資への同分野への参入促進の政策を採用した。また、様々なインフラ投資や公共サービスの改善を官民連携（PPP 方式）による資金調達に期待する向きもある。しかし、電力事業、物流、給水等、キーとなる公共サービスの分野では、民営化した旧国営企業の経営状況が悪く、民間の資本参加が進んでいない。投資リスクが大きい公共サービス分野に PPP 方式を導入するためには、投資リスクの軽減に工夫をする必要がある。

#### (5) 投資促進機関の評価

投資促進を専門に担当する ANAPI は、投資誘致に向けた情報発信、誘致のための窓口業務、投資許認可、政策提言を行う。しかし、諸投資関連制度の複雑な運用実態について詳細な情報提供を ANAPI が全て行うことは現実的には難しい。効果的な投資家支援に向けて、民間セクターの活用やネットワーキングの促進等も視野に入れる必要がある。また、現状、投資環境改善に向けた民間セクターへのコンサルテーション、制度変更の周知等、制度運用における透明性の確保が十分でない点を踏まえると、CPCAI の解散を踏まえて、ANAPI

が担う民間セクターの課題吸い上げや政策策定、遂行におけるリーダーシップがますます重要となることが想定される。

## 8.2 提言

### 8.2.1 投資促進に向けた指針と効率的資源配分に向けた方針策定

#### (1) 経済開発における関連政策の策定と法制度整備

投資政策においては、関連する政策分野の一体性を確保し、より効果的な資源配置を行っていくため、産業、貿易等キーとなる分野の政策ビジョンの策定を進めることが必要と考えられる。また、各産業分野における投資促進においても、まず、各産業分野の振興に向けて、各産業の特徴を踏まえた施策を策定することにより、当該産業への投資促進を図ることが必要である。通信事業では、産業特性を踏まえずに歳入を中心に組み立てた許認可、規制の構造が、企業の参入や通信産業の健全な成長を阻害するような事例も垣間見られた。従って産業政策に沿って、産業の特性に合致し、産業振興を誘導する法制度の構築が必要である。農業についても、こうした方向性に見合う法制度を検討する必要性が指摘される。

#### (2) 産業振興シナリオに沿った地域開発戦略の策定

広大な国土において経済開発を進めるためには、コアとなる地域を絞った形で、徐々に投資コストを軽減し、産業振興を促す中で投資促進を図ることが実現可能性の高い方法と考えられる。都市及び産業配置に基づき、優先順位をつけてインフラ整備を進めるとともに、投資促進を図り産業立地を促す制度の適用を図ることが望ましい。

現在、州別の経済開発計画の事例が見られるものの、2015年10月から施行される州の分割・新設による地方の歳入確保、再配分と国家歳入の地方移転等、地方における経済開発指針と財源確保・配分の方向性が明らかになっていない。

また、国土の全体を交通アクセスや文化的背景等を踏まえて複数の経済圏と捉え、各地域における開発戦略を策定すべきである。特に、経済活動が集中するキンシャサ、コンゴ(民)の主要河川港であるマタディ港を要するコンゴ川河口付近から至る西コンゴ地域の経済回廊、南北キブ、カタンガの各地方における周辺国との経済圏を、経済成長を牽引する地域として適切な開発計画と資源配分を検討することが望ましい。

世銀は、西コンゴ地域を「Western Growth Pole」として取り上げ、農業・農産品加工に関する産業振興、後に述べる経済特区制度を適用した最初の経済特区である Maluku 経済特区への支援等を組み合わせた複合的な支援を行っている。

同様に、カタンガ地域とザンビアを一つの経済圏と捉え、地域開発戦略の策定と、インフラ整備の重点化を図ることが検討できる。カタンガ地域内の重要な物流インフラ、生産インフラ整備、カタンガ地域とキンシャサを結ぶ物流及びルート上の主要都市の都市インフラ整備を進めることで、周辺地域に賦存する様々なポテンシャルを主要市場につなげる

サプライチェーン形成を促すことが可能と考えられる。

## 8.2.2 投資環境改善に向けた政策

外国投資誘致においては、投資に係るリスクとコストファクターとなるいくつかの重大な課題について改善を図る必要がある。このうち、特に重要なものとして、税務、物流に係るインフラ整備、投資促進機関の機能強化について提言を纏めた。

### (1) 税制と徴税に関する課題への対応

税制面では、投資家負担の軽減と説明責任の強化による徴税と公共財政管理の透明性の向上を促すことが考えられる。そのためには、地方政府による徴税等も含めた税制全体の構造を把握し、規律を設けていくことが必要となる。歳入と歳出のバランスを十分に考慮し、鉱業のような国際市場の影響を受けやすい産業からの税収も勘案した上で、適切な税制の施行と公共財政管理を行うことが求められる。しかし、こうした抜本的な対応を行うことは、現状のコンゴ（民）政府の行政能力から難しと考えられる。そのため、短期的には可能な範囲での投資家の負担軽減、外国投資家が直面するコンプライアンス問題を回避できるような法制度の透明性向上、歳出に関する説明責任の向上について取り組むことが適切と考えられる。

投資家の負担の軽減では、これまで進められてきた納税手続きの簡素化（シングル/ウィンドウ化）だけでなく、実効税率を引き下げる努力も必要である。第6章でも述べたとおり、国際的に高率である法定税率の引き下げ、企業負担を軽減することが適切と考えられる。経済開発に向けたインフラ整備等多くの資金を必要とする一方で、現状では、多くの途上国同様、インフォーマル経済の比率が高く、課税が外資を含む一部のフォーマルセクター企業に集中する構造となっている。歳入と長期的な産業育成に向けた投資促進のバランスを十分認識すべきである。

また、公共財政における情報共有と説明責任の向上を図る必要がある。税の導入や制度変更等についての行政手続き、周知期間の設定、歳出、行政サービスの業績管理と業績結果に関する説明責任の遂行がなされることが必要である。

### (2) 物流機能の向上

コンゴ（民）におけるビジネスコストの主要なファクターとして、国際及び国内物流の機能が挙げられる。物流機能向上とコストの低減は、キンシャサを中心とするコンゴ（民）の経済活動の重要な地域における産業立地競争力を大きく高めることが期待される。また、国内の重要な地域における地域内・地域間接続性を高めることは、各地に点在する資源と市場を統合し、投資先としての魅力を高める。取り組みの事例としては下記が挙げられる。

表 8-1 地域産業振興に資する物流インフラ整備

対象地域	整備項目	概要
西コンゴ地域	マタディ港（及びボマ港）の機能強化 6. オペレーションの民営化等による業績向上とコスト削減 7. 周辺物流施設の充実 物流に係る税務の軽減 ・ 港湾手数料等の税務軽減	8. マタディ港の機能強化と周辺物流施設の処理能力を上げ得ることで、物流コストを下げる。 9. また、処理能力を上げることで徴税の効率を上げつつ、港湾手数料や各種税務の軽減を行う。
キンシャサ地域－旧赤道州、旧オリエンタル州	・ 河川港のインフラ整備 ・ 河川港オペレーションの体制整備 ・ 河川輸送に係る民間オペレーター育成	・ 河川交通の質の向上とコスト削減向上による農産品アクセス向上。 ・ 内陸市場へのアクセス向上。
旧カタンガ州	・ カスンバレサ、ルブンバシと諸都市間の物流網整備 ・ ルブンバシ－アンゴラ国境間の鉄道網整備	・ SADC、COMESA 諸国との接続性を向上させる。但し、制度面で地域経済圏への統合を進める必要がある。
全国	・ 航空輸送セクター振興	・ 国内主要都市、遠隔地間の航空機による効率的なアクセスの向上。

出所：JICA 調査団作成。

また、外交・貿易政策の一部になるが、カタンガ、キブなど、周辺国との経済的な結びつきが強い地域では、地域経済統合への有効な参加により、手続きの近代化や簡素化が図られることが期待される。

### (3) 重点産業育成に向けた効果的な経済特区制度の整備

徴税、インフラの未整備といった投資コストの課題と、汚職等のガバナンス課題を踏まえて、良好な操業環境を戦略的な立地に限定して設置する経済特区制度を有効に活用することが効果的と考えられる。

経済特区制度は、現在世銀・IFC の支援を受けて制度構築の作業を進めているため、この進捗を確認する必要があるが、本調査において情報収集を行った際には、税制優遇、規制緩和等の非税制優遇、ガバナンス課題への対応についての詳細は検討中で決まっていなかった。コンゴ（民）政府は、上述の Maluku を皮切りに新州を入れた各州に経済特区を設置する予定である。工業団地型のインフラ整備や産業立地整備を行うことを想定すると、適切な整備計画の策定、特区内及び周辺インフラ整備を実施できる開発業者選定を確保する細則の整備、特区における優遇を付与する機関設立と能力向上等が必要である。

### (4) 投資促進に向けた政府及び民間セクターの機能の強化

コンゴ（民）においては、公共サービスの提供について民営化を進めたが、この結果がサービス向上に結びついていない。公共サービス分野での機能強化に向けた外国投資家を含めた民間セクターの参加促進に向け、制度構築を進めることが必要である。

一方で電力セクターに見られる様に、鉱業セクターからは自社の操業に必要な電力を確保するために、旧国営企業・SNEL に対する資本提供や発電・送配電業務の受託を行って

る。このような取り組みでは、法制度の整備が急がれる。

### 8.2.3 投資促進機関の機能強化

#### (1) 政策策定における透明性の確保と民間セクターとの対話

投資促進を進めていくためには、ビジネス・投資環境向上に向けた政府内のモチベーションを維持し、投資家の視点を踏まえた有効な政策を進めていく機関が重要である。そのため、CPCAIのANAPIへの統合に伴うANAPIの機能強化には十分に注力していく必要がある。併せて、政策策定と制度運用の透明性を高めるため、ANAPIの民間セクターへのコンサルテーションを強化する必要がある。

#### (2) 投資促進機関の情報発信・窓口業務の強化

ANAPIの情報発信及び窓口業務では、一定のサービスを行っていることは確認ができた。しかし、限られた予算と人員に対して、複雑で困難の多いビジネス環境において、投資家の投資決定を促進し、起業から円滑な操業を側面支援するために、情報提供の在り方、投資家への各種行政手続き支援等の面で、効果的なサービス実施方法を導入する必要がある。